

横瀬町都市計画 マスタープラン



令和3年9月

横 瀬 町

はじめに

横瀬町は、令和2年（2020年）3月に「第6次横瀬町総合振興計画」を策定しました。「日本一住みよい町」、「日本一誇れる町」を将来ビジョンとして掲げ、そこに至るために、色彩豊かな美しい景観の中に多様な幸せが花開く「カラフルタウン」を目指すまちづくりを進めています。

人口減少、高齢化、度重なる自然災害、更にはグローバリズムの進展やテクノロジーの進化など、地方を取り巻く環境は、これまでにない速さと激しさで変化してきています。

このような状況を踏まえ、将来の本町のあり方を見据え、環境と調和した多様性あるまちづくりを実現するため、上記総合振興計画に沿った都市（まち）づくりの指針として、「横瀬町都市計画マスタープラン」の策定を行いました。

今後は、本マスタープランに基づき、住民の皆様並びに関係の皆様とともに、本町の地域資源や特性を活かしながら、まちづくりにチャレンジしてまいります。

結びに、本マスタープランの策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、都市計画審議会委員の皆様並びに関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年9月

横瀬町長 富田 能成



目次

1	都市計画マスタープランの位置づけ	
1.	都市計画マスタープランの位置づけ	2
2.	本計画の目標年次	3
3.	本計画の対象区域	3
2	横瀬町の現況	
1.	位置、地形	6
2.	人口、産業	8
3.	土地利用	15
4.	都市基盤	21
5.	都市環境	26
6.	防災	28
7.	上位関連計画の整理	30
3	町民意向の把握	
1.	アンケート調査	34
2.	まちなか再生支援事業のヒアリング結果	37
4	まちづくりの問題・課題の整理	
1.	まちづくりの問題点と課題	40
5	全体構想（まちづくりの目標）	
1.	将来都市像	44
2.	将来都市構造	47
3.	将来フレーム	50
6	全体構想（分野別構想）	
1.	分野別構想の構成と進め方	54
2.	土地利用の方針	55
3.	都市基盤の方針	60
4.	都市環境の方針	69
5.	防災の方針	72

7	地域別構想	
1.	地域区分の設定	76
2.	北部地域	78
3.	中央地域	88
4.	南部地域	100

8	実現化方策の検討	
1.	本計画実現に向けた考え方	110
2.	実現化手法の方針	111

資料編

1.	本計画の策定経緯等	118
2.	策定体制	120
3.	住民アンケート結果（地区別集計）	123

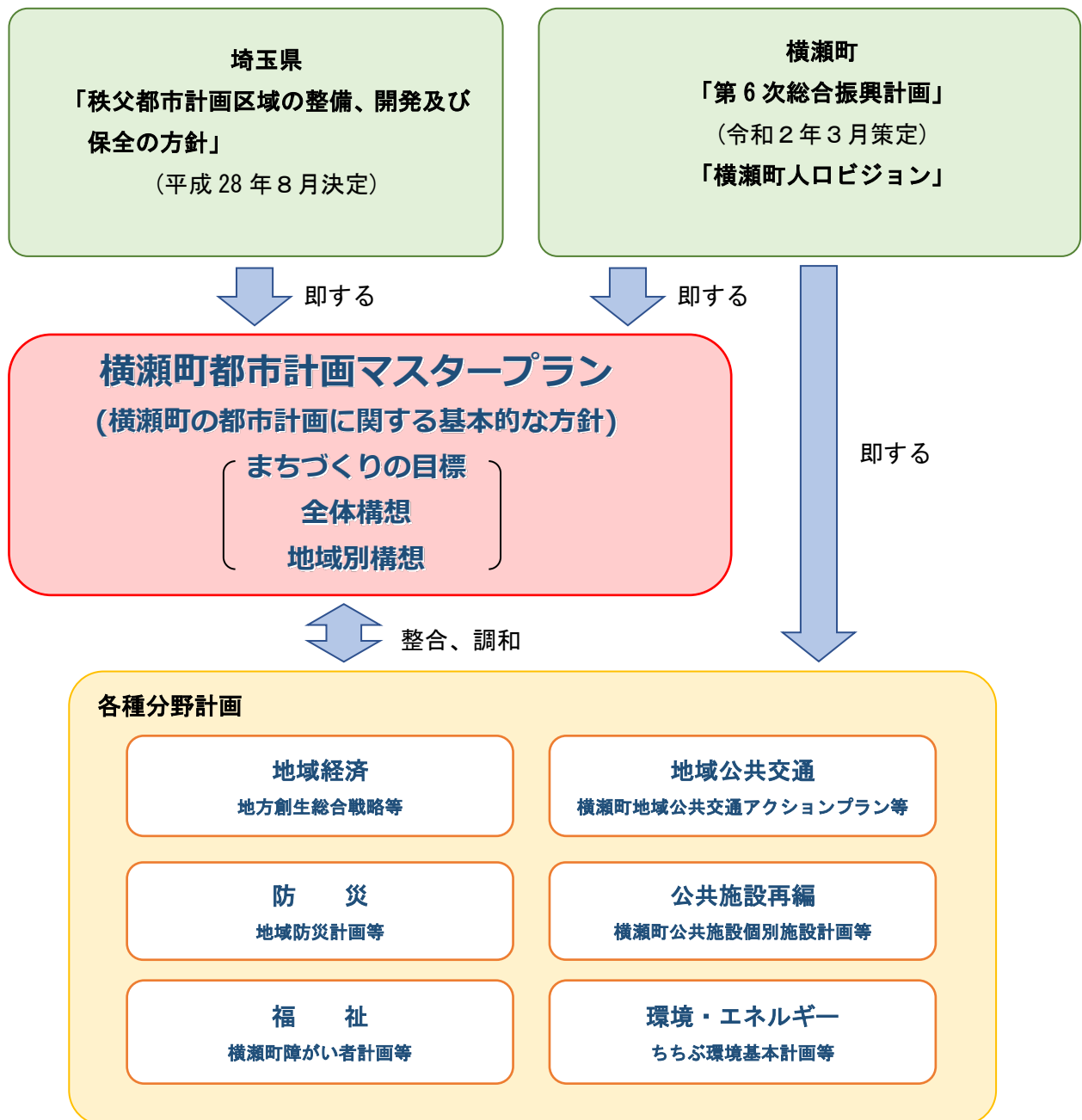
1 都市計画マスタープランの位置づけ

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、土地利用や道路、公園・緑地等の整備、自然環境の保全、安全性の向上など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画であり、本町の地域特性や町民のまちづくりに関する意向を踏まえながら、都市計画の総合的な目標を示す計画です。

横瀬町都市計画マスタープラン(以下「本計画」と称します)は、都市計画法の趣旨に基づき埼玉県が定める「秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第 6 次横瀬町総合振興計画」等の上位計画に即して定めます。また、本町における各種関連計画との整合、調和を図りながら定めます。

図 上位関連計画との関連性



2. 本計画の目標年次

本計画は、概ね20年後のまちの姿を展望して検討を行うため、目標年次を2040年度(令和22年度)とします。

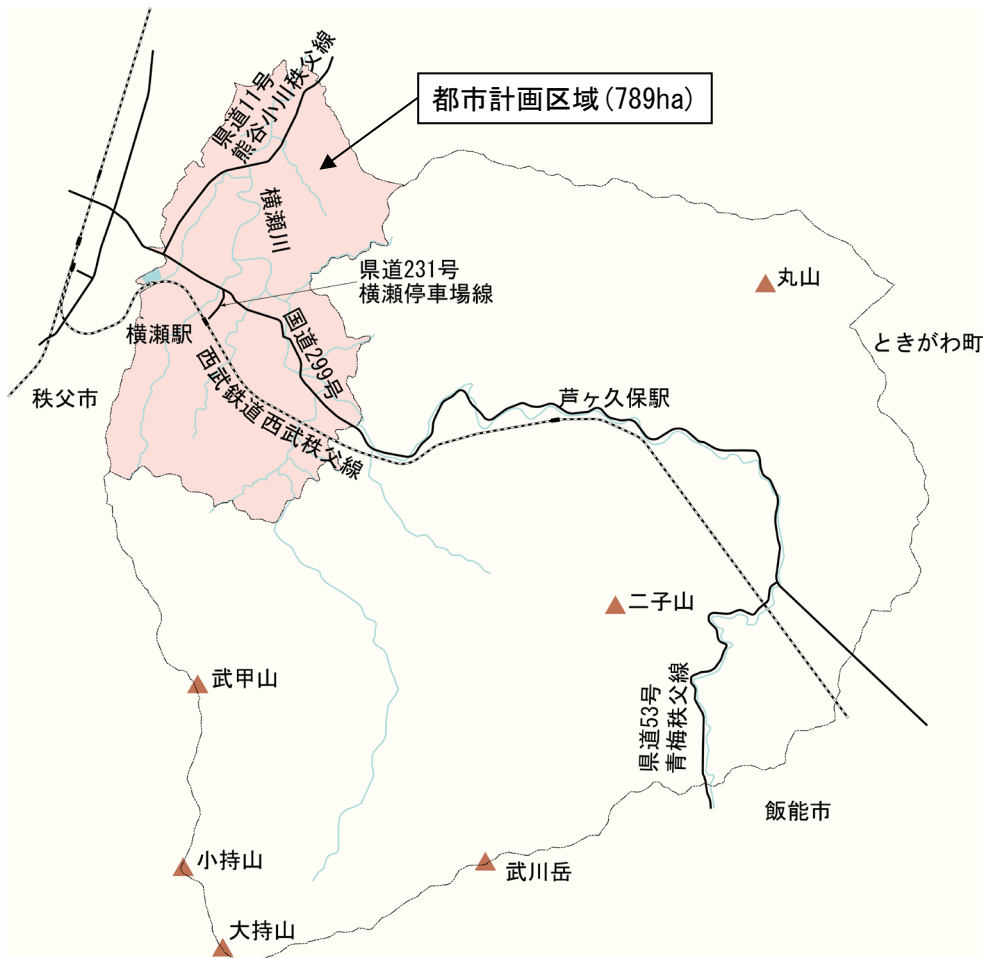
なお、総合振興計画等の上位計画や計画内容に影響する社会経済情勢の変化に対応しながら、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

**計画期間：令和3年度～令和22年度
(2021年～2040年度)**

3. 本計画の対象区域

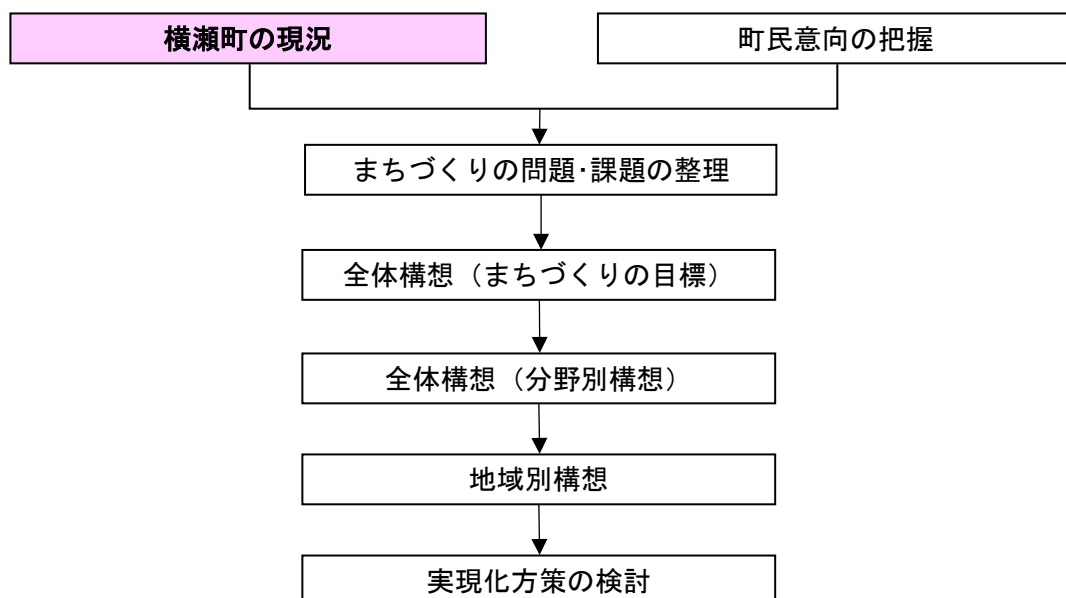
本計画の対象区域は、本町行政区域4,936haのうち、都市計画区域の789haとします。

図 本計画の対象区域



2

横瀬町の現況



1. 位置、地形

(1) 広域的位置と都市計画上の位置づけ

1) 広域的位置

本町は、埼玉県西部、都心から70km圏の位置にありながら、周囲を丘陵山地に囲まれた豊かな自然環境を有するまちです。町域は、東西8.2km、南北9kmで東から南側にかけては、比企郡ときがわ町と飯能市に、西から北側は秩父市に隣接しています。

秩父地域は、地勢、歴史、文化等で結びつきが強く、本町、秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町でちちぶ定住自立圏を構成し、行政事務を共同で行っています。

広域交通として、国道299号と西武鉄道西武秩父線が東西に通り、本町が埼玉県南西部や首都圏から秩父地域への東の玄関口となっています。

本町都市計画区域は、本町行政区域の北西部に広がる789haで、町域4,936haの約16%に当たります。

2) 都市計画上の位置づけ

本町都市計画区域は、「秩父都市計画区域」(横瀬町、秩父市、皆野町の一部、総都市計画区域面積7,782ha)に属しています。

「秩父都市計画区域」は、昭和24年(1949年)に秩父市の一部を都市計画区域に指定し、その後、昭和56年(1981年)に本町の一部、昭和61年(1986年)に皆野町の一部が都市計画区域に加わり、現在の都市計画区域となっています。

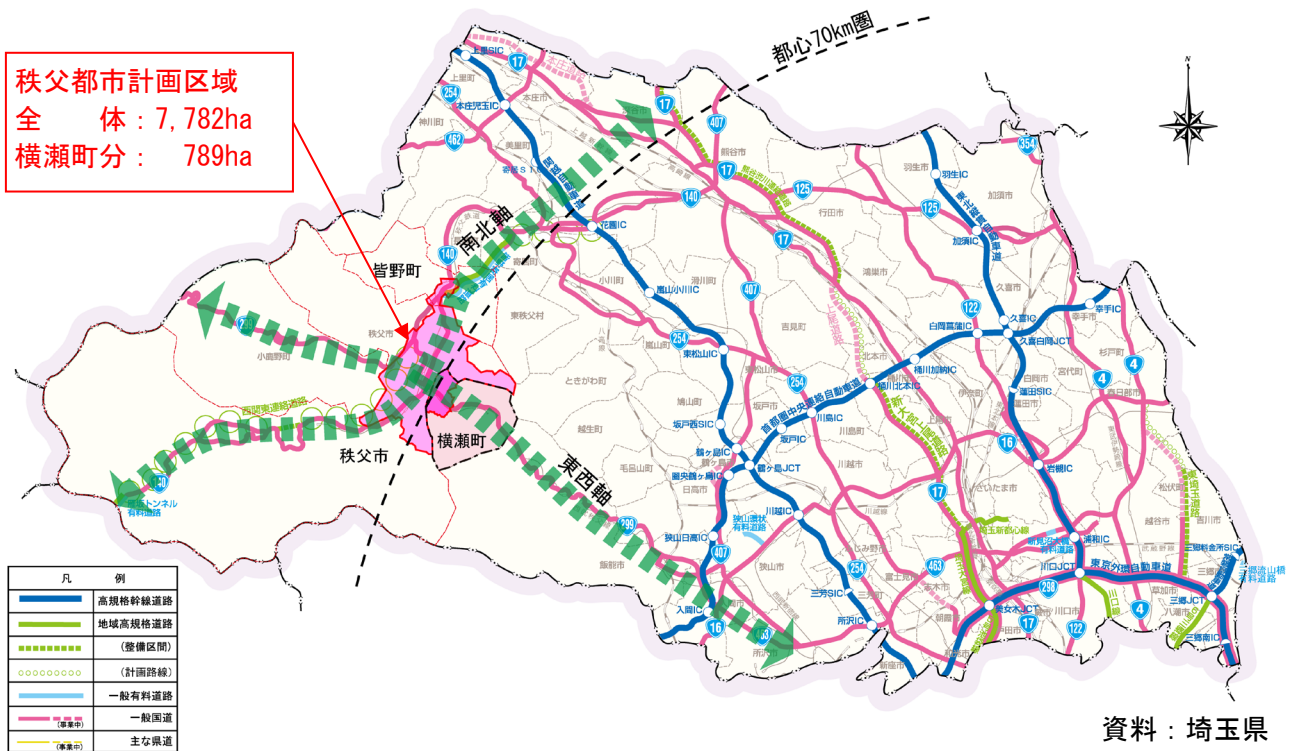
秩父都市計画区域は、東西軸では国道299号、西武鉄道を介し、飯能市、入間市、所沢市とつながり、東京都心から70km圏内という位置関係から東京都心とも広域的な都市軸でつながっています。

また、南北軸では、国道140号、西関東連絡道路、秩父鉄道を介して、県北部地域、山梨県とつながっています。

秩父都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)を定めない非線引き都市計画区域として都市計画の運用を行ってきました。

「秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、周囲が山々に囲まれ、都心からの位置も考慮すると、開発圧力を受けにくいこと、区域区分を定めていない現状においても無秩序な市街地が形成されていないこと、人口の動態や産業の業況は概ね減少傾向であることなどを踏まえ、今後、宅地や工業地などの開発によって市街地が急激に拡大するとは予測できないこと、自然公園地域の普通地域、森林地域の保安林、地域森林計画対象民有林等に指定されていること、平地に広がる農地の多くは農業振興地域に指定され、これらの自然や農地は保全され、地域を急変させる都市的な開発は抑制されていることから、本区域については、非線引き都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくこととしています。

図 秩父都市計画区域位置図



(2) 地 形

本町の南には、町のシンボルでもある武甲山があり、南東に武川岳、二子山、正丸峠、丸山など海拔900m前後の奥武蔵高原が広がっています。西南から北方は秩父市との境に低い丘陵が連なり、四方を山岳丘陵に囲まれた地形となっています。

正丸峠に源を発する横瀬川が武甲山麓より発した生川やその他小河川と合流し、町の中央を蛇行して秩父市方面に流れ、荒川へ注いでいます。この流れに沿って山地部に芦ヶ久保地区があり、横瀬地区にわずかに平坦地が開けており、総面積の80%以上が山林となっています。

図 地形図



資料：国土地理院

2. 人口、産業

(1) 人口、世帯数

1) 総人口、総世帯数

本町全域の人口、世帯数は、平成 27 年(2015 年)国勢調査によると 8,519 人、3,060 世帯で、1 世帯人員は 2.8 人となっています。

人口推移は、平成 7 年(1995 年)まで増加を続けて 10,194 人に達しましたが、以後は減少に転じています。

人口構成を 3 階層別人口でみると、平成 27 年(2015 年)では、年少人口(0~14 歳)が 12.1%、生産年齢人口(15~64 歳)が 57.4%、老年人口(65 歳以上)が 30.5%であり、昭和 45 年(1970 年)と比較して、年少人口が半分以下に減少し、老年人口が 4 倍以上に増え、急速に少子高齢化が進んでいます。

世帯数は、平成 17 年(2005 年)まで増加を続けて 3,128 世帯に達しましたが、以降は減少に転じています。しかしながら、核家族化などの要因により、人口減少の進行に比べ緩やかな減少になっています。

全国的に人口減少期に突入したことから、本町においても、この傾向は今後も続くものと予想されます。

表 人口、世帯数の推移

		1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
人口(人)	0~14歳	2,338	2,392	2,361	2,305	2,078	1,921	1,649	1,483	1,230	1,031
	15~64歳	5,126	5,808	6,302	6,700	6,790	6,671	6,265	5,995	5,433	4,886
	65歳以上	626	717	848	984	1,205	1,602	1,868	2,206	2,376	2,602
	総人口	8,090	8,917	9,511	9,989	10,073	10,194	9,782	9,684	9,039	8,519
年齢階層別 構成比	0~14歳	28.9%	26.8%	24.8%	23.1%	20.6%	18.8%	16.9%	15.3%	13.6%	12.1%
	15~64歳	63.4%	65.2%	66.3%	67.0%	67.4%	65.5%	64.0%	61.9%	60.1%	57.4%
	65歳以上	7.7%	8.0%	8.9%	9.9%	12.0%	15.7%	19.1%	22.8%	26.3%	30.5%
世帯数(世帯)		1779	2167	2485	2767	2905	3069	3039	3128	3078	3060
1世帯人員(人)		4.5	4.1	3.8	3.6	3.5	3.3	3.2	3.1	2.9	2.8

資料：国勢調査

図 人口推移

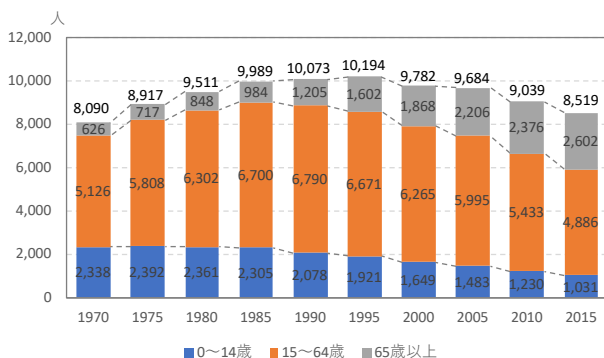
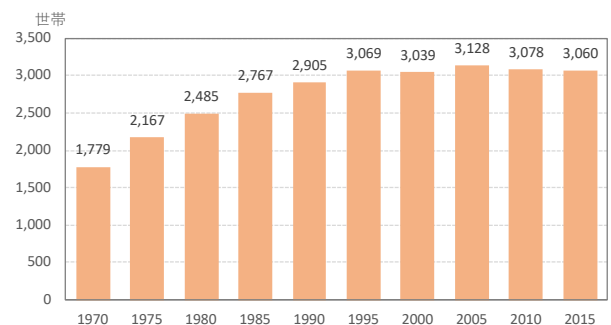


図 世帯数推移



2) 区域別人口、世帯数

平成 22～27 年(2010～2015 年)の区域別人口推移をみると、各区域とも減少しており、町全体で 520 人 (5.8%) の減少となっています。都市計画区域では、用途地域は微減であるものの、用途地域外で 420 人 (5.9%) の減少となっています。

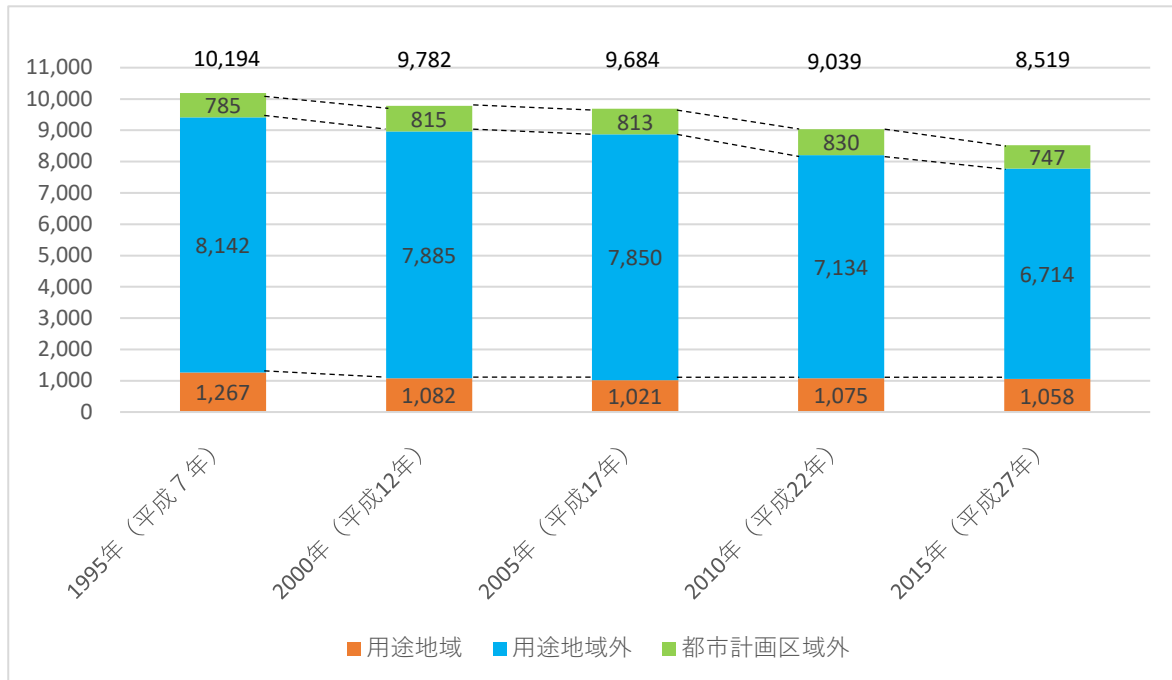
世帯数推移をみると、人口減少数に比べると町全体で 4 世帯 (0.1%) 減少とほぼ横ばいであり、用途地域においては、13 世帯 (3.3%) の増加となっており、核家族化、少子化による 1 世帯当たりの人数は減少しているものの、用途地域では戸建住宅などの新築により、世帯の流入があることが分かります。

表 都市計画区域、用途地域人口の推移

	面積 (ha)	2010 年			2015 年			人口 増加率 (%)	世帯数 増加率 (%)
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/ha)		
用途地域	63.0	1,075	400	17.1	1,058	413	16.8	▲1.6	3.3
用途地域外	726.0	7,134	2,372	9.8	6,714	2,370	9.2	▲5.9	▲0.1
都市計画区域	789.0	8,209	2,772	10.4	7,772	2,783	9.9	▲5.3	0.4
都市計画区域外	4,147.0	830	306	0.2	747	291	0.2	▲10.0	▲4.9
行政区	4,936.0	9,039	3,078	1.8	8,519	3,074	1.7	▲5.8	▲0.1

資料：都市計画基礎調査

図 区域別人口推移



3) 人口動態

人口増減の内訳となる人口動態(出生、死亡、転入、転出)は、平成22年～令和2年(2010～2020年)の10年間で継続的に減少が続いています。

自然増減(出生、死亡)については、少子化と長寿命化の影響により、年度により増減数に差があるものの、長期的な減少が続いています。

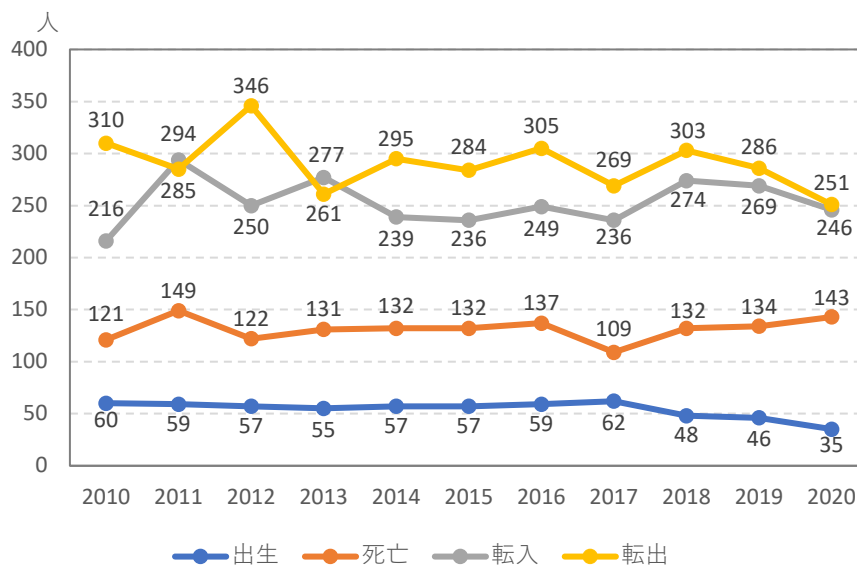
社会増減(転入、転出)についても、年度によって社会増の年度もありますが、継続的な減少となっています。

表 人口動態

	自然増減			社会増減			増減
	出生	死亡	増減(a)	転入	転出	増減(b)	(a+b)
2010年	60	121	▲ 61	216	310	▲ 94	▲155
2011年	59	149	▲ 90	294	285	9	▲ 81
2012年	57	122	▲ 65	250	346	▲ 96	▲161
2013年	55	131	▲ 76	277	261	16	▲ 60
2014年	57	132	▲ 75	239	295	▲ 56	▲131
2015年	57	132	▲ 82	236	284	▲ 48	▲130
2016年	59	137	▲ 78	249	305	▲ 56	▲134
2017年	62	109	▲ 47	236	269	▲ 33	▲ 80
2018年	48	132	▲ 84	274	303	▲ 29	▲113
2019年	46	134	▲ 88	269	286	▲ 17	▲105
2020年	35	143	▲108	246	251	▲ 5	▲113

資料：住民基本台帳

図 人口動態



4) 人口流動

就業者、通学者の状況は、町内の総就業者、通学者 4,440 人のうち、町内で従業・通学する人は 1,745 人 (39%) で、町外で従業・通学する人は 2,658 人 (59%) となっています。

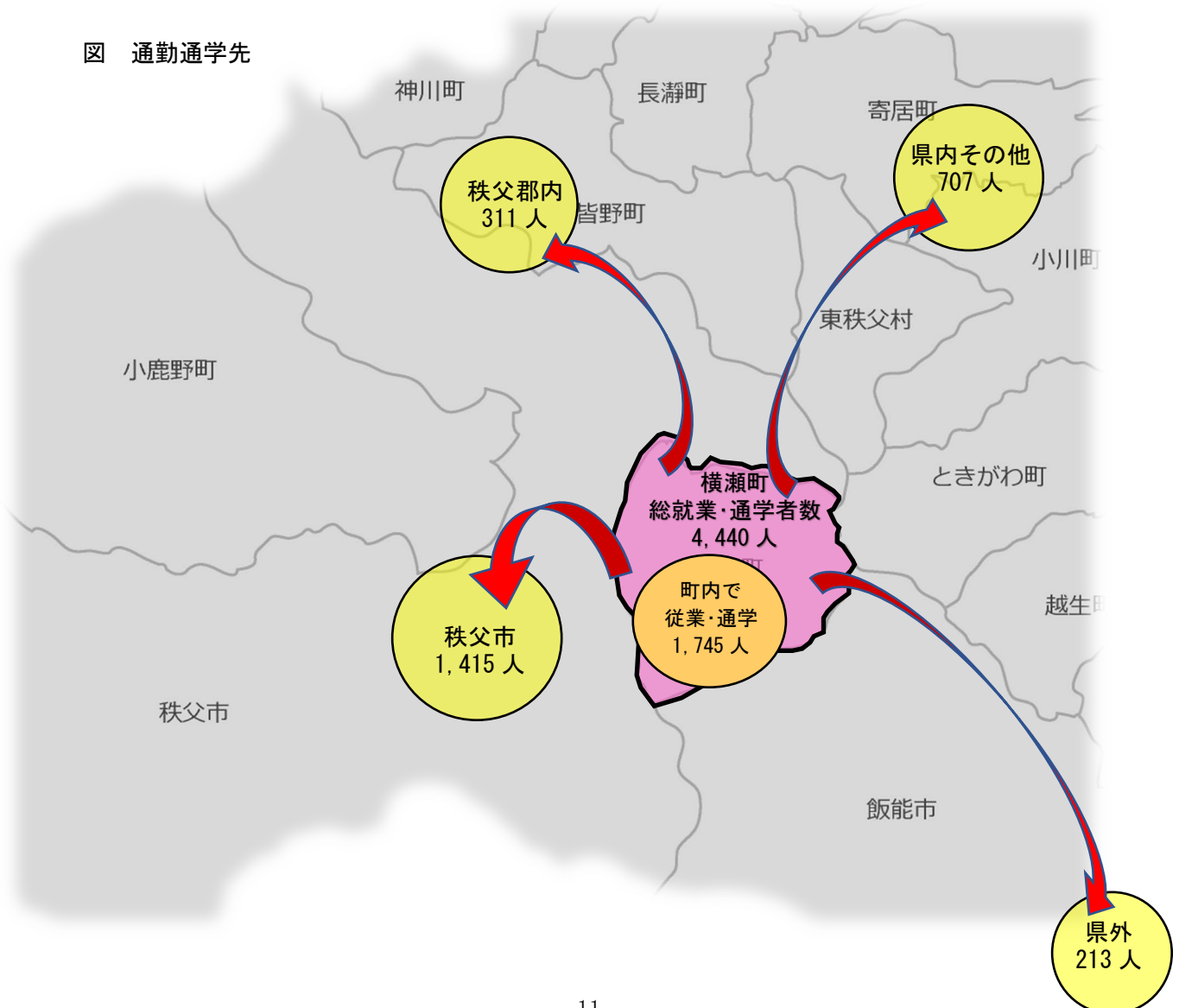
町外への従業・通学者 2,658 人のうち、秩父市への従業・通学者は 1,415 人 (53%) であり、秩父市との生活圏のつながりの強さを示しています。その他は秩父郡内が 311 人 (12%)、県内その他が 707 人 (27%) で、全流出の 9 割以上が県内での就業・通学となっています。

表 通勤通学流動(平成 27 年(2015 年))

	総数	就業者	通学者
横瀬町に常住する就業者・通学者	4,440	4,032	408
横瀬町で従業・通学	1,745	1,652	93
他市区町村で従業・通学	2,658	2,344	314
県内	2,433	2,181	252
秩父市	1,415	1,313	102
秩父郡内	311	293	18
県内その他	707	575	132
県外	213	154	59

注：従業・通学地不詳があるため、町内と町外の従業・通学者数を加えても、町内常住就業・通学者とは合わない。
資料：国勢調査

図 通勤通学先



(2) 産業

1) 産業別就業者数、従業者数

就業者数(本町に常住する就業者)は、平成27年(2015年)では4,032人であり、人口減少に伴い10年間で415人の減少となっています。これに対し従業者数(本町で従業する就業者数)は10年間に274人の減少となっていますが、平成22年(2010年)以後は従業者数を維持しています。

本町の産業構造の特徴は、鉱業、採石業が町の産業の一角を担っていることから、埼玉県全体の産業別従業者比率と比較しても、第2次産業従業者数の比率が高くなっています。

表 産業別就業者数と従業者数の推移 (単位：人)

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総数
就業者数	2005年	185	1,664	2,590	8	4,447
	2010年	156	1,405	2,485	39	4,085
	2015年	149	1,336	2,483	64	4,032
従業者数	2005年	181	1,422	1,534	10	3,147
	2010年	145	1,152	1,539	36	2,872
	2015年	144	1,082	1,591	56	2,873

資料：国勢調査

図 産業別就業者数の推移

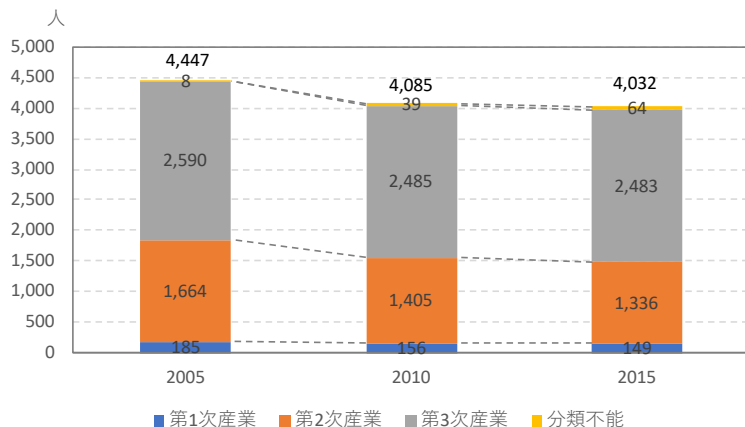
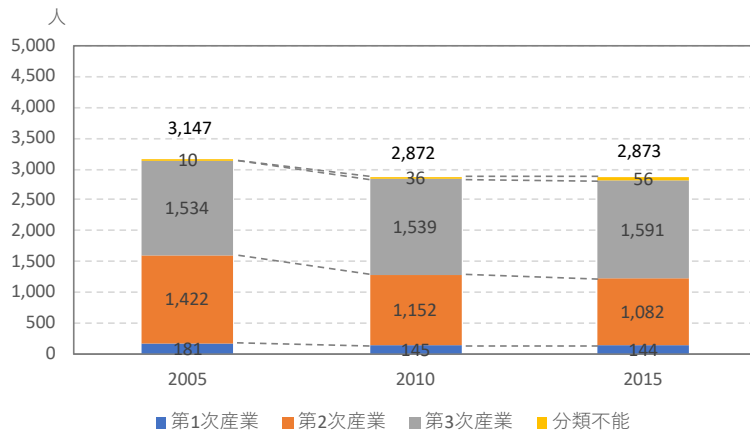


図 産業別従業者数の推移

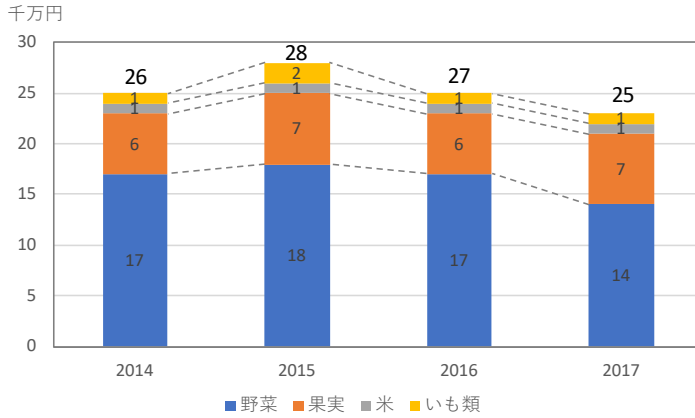


2) 農 業

本町の農業産出額は、野菜が最も多く、果樹が続いており、米やイモ類も生産しています。

一方、農家数（経営体数）は減少傾向にあるものの、単位農家当たりの農業産出額は増えています。

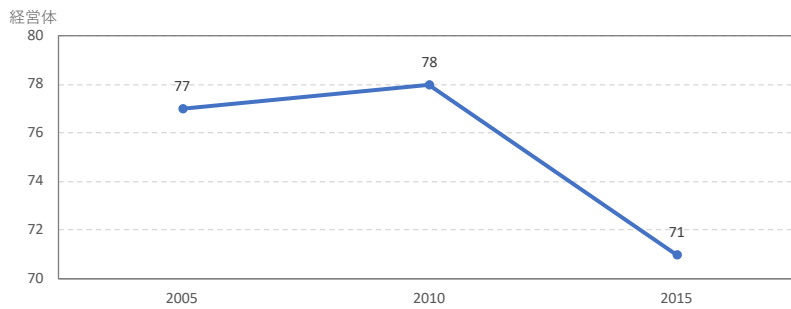
図 農業産出額の推移



注：その他の農業産出額もあるため、耕種別農業産出額を合計しても総農業産出額とは合いません。

資料：市町村別農業産出額

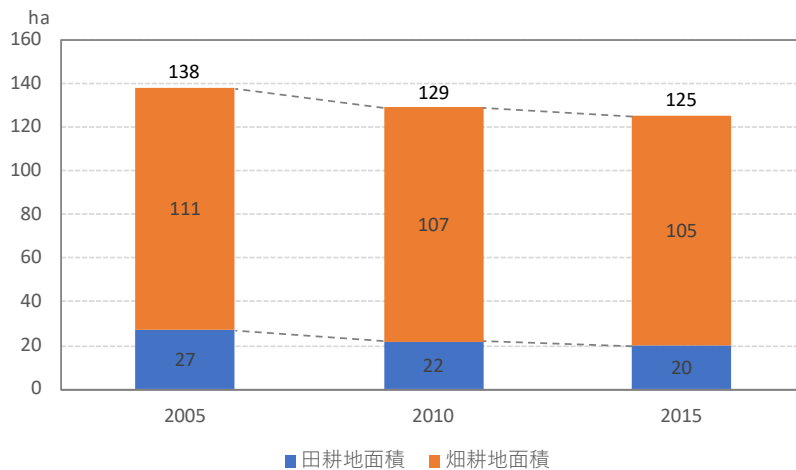
図 経営体数の推移



資料：農林業センサス

耕地面積は、減少傾向にあり、平成 27 年(2015 年)では、平成 17 年(2005 年)と比べると 9%減少しています。田、畑別では、平成 17 年(2005 年)に比べ畑耕地面積は 95%、田耕地面積は 74%に減少しています。

図 耕地面積の推移

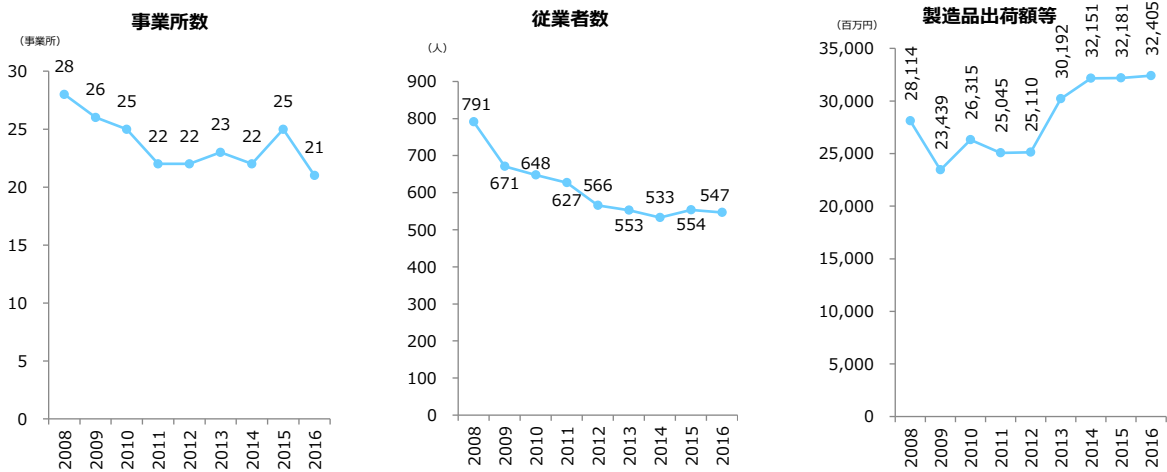


資料：作物統計調査

3) 工業

本町の製造業は、事業所数、従業者数ともに減少しているものの、出荷額は増加傾向にあり、1事業所当たりの出荷額が増えています。

図 工業の推移

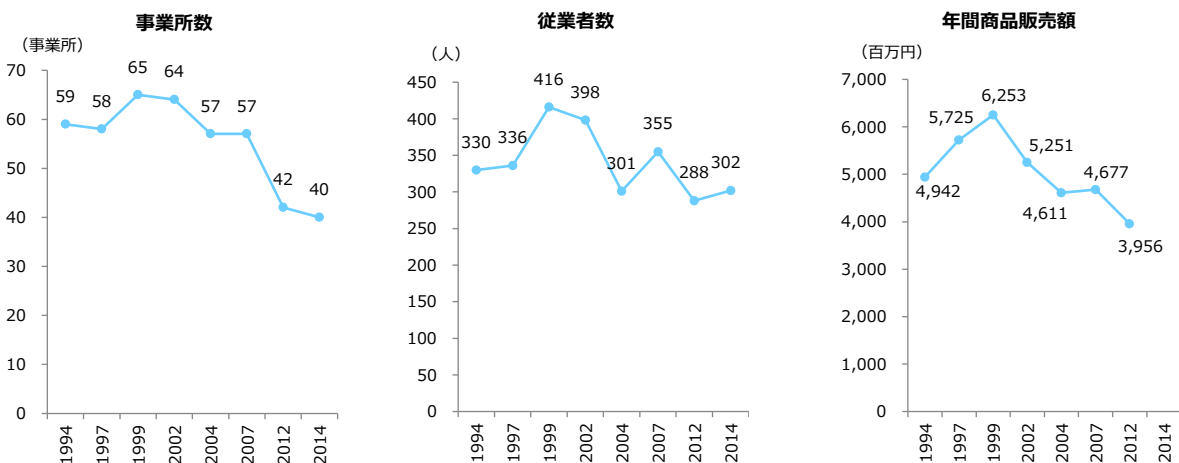


資料：工業統計調査、経済センサス活動調査

4) 商業

本町の小売業は、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに減少傾向にあり、特に事業所数の減少が目立っています。

図 商業の推移



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

3. 土地利用

(1) 用途別土地利用現況

1) 用途地域内

本町の用途地域は 63ha で、内訳は第一種住居地域 39ha、工業地域 24ha となっています。

用途地域内の土地利用は、自然的土地利用が 18.18ha で、用途地域の 28.9%を占めています。そのうち、農地は 9.02ha、山林 7.83ha、水面 0.94ha、その他自然地 0.39ha となっています。

都市的土地利用は 44.82ha で、用途地域の 71.1%を占めています。そのうち、住宅用地 17.52ha、工業用地 16.05ha で、都市的土地利用の 74.9%、用途地域の 53.3%を占めています。商業用地は、用途地域の幹線道路沿道に点在しており、わずかな面積となっています。

市街地(用途地域とその周辺区域)は、比較的多くの農地や樹林地が残っています。特に用途地域内農地の宅地化が今後の課題となっています。

また、主要な都市施設である道路は、一般的な市街地と比べ、半分程度の割合であるなど、市街地としては全体的に公共用地不足となっています。

2) 用途地域外

用途地域外の面積は 726ha で、土地利用構成比率は都市計画区域に丘陵地が含まれるため、用途地域内と比較すると山林の比率が高くなっています。

用途地域外の 61.8%が自然的土地利用で、そのうち 30%に当たる 136.06ha が農地、60%に当たる 270.28ha が山林となっています。

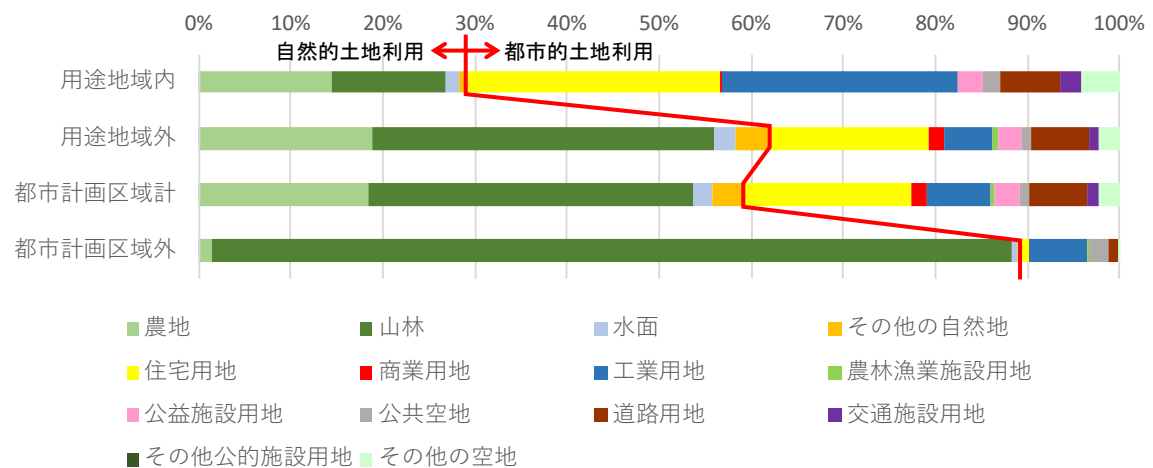
都市的土地利用の面積は 277.37ha で、うち住宅用地が 126.14ha、商業用地が 13.66ha、工業用地が 37.84ha となっており、これらの用地は用途地域外の 21%を占めています。

3) 都市計画区域外

都市計画区域外は、地形の大半が丘陵地であるため、都市計画区域外の 87%を山林が占めています。

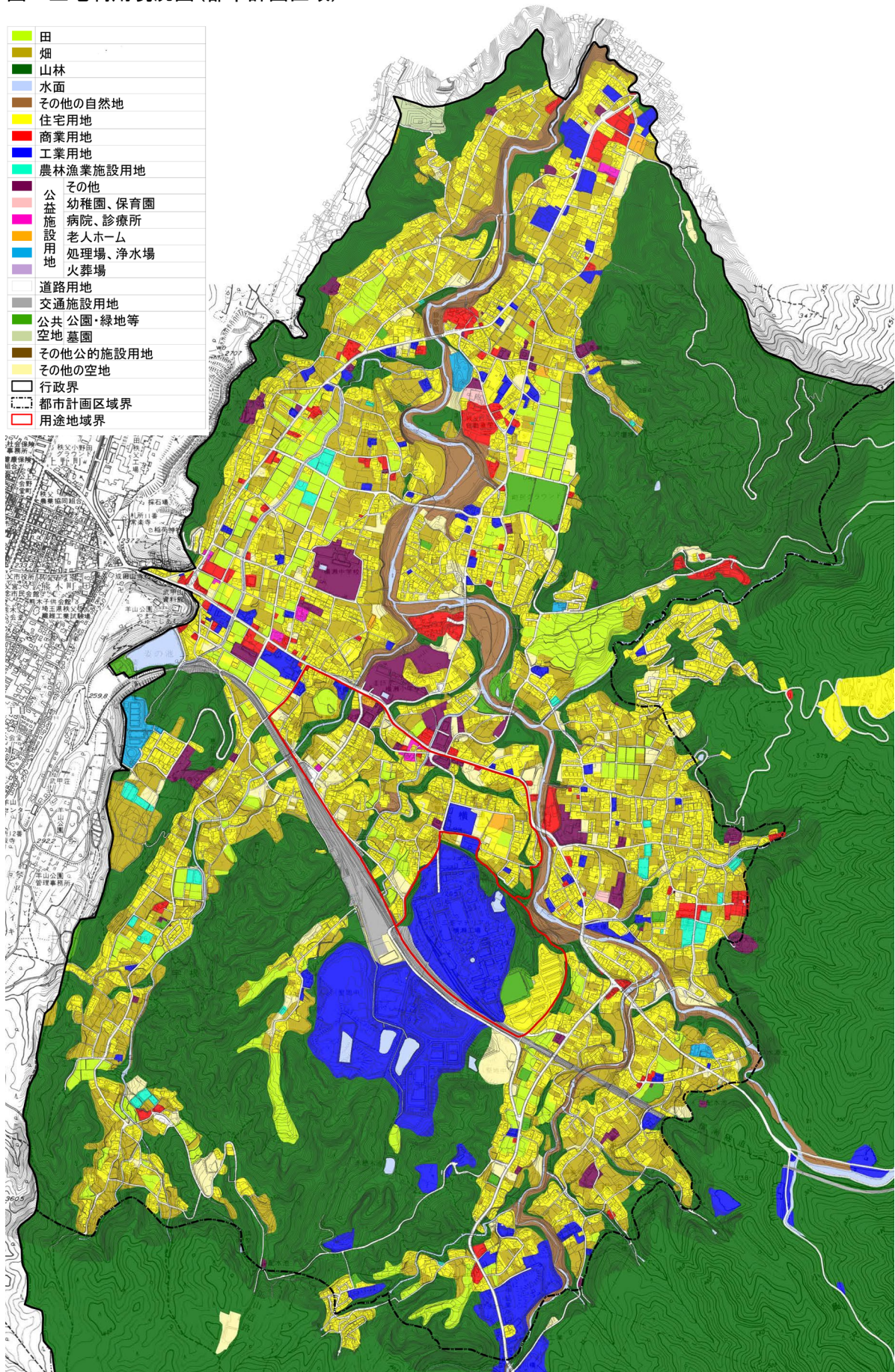
また、武甲山周辺の石灰石採掘場は都市的土地利用の工業用地になるため、工業用地の割合が大きくなっています。

図 土地利用構成



資料：都市計画基礎調査

図 土地利用現況図(都市計画区域)



資料：都市計画基礎調査

(2) 新築動態

都市計画区域内の新築動態は、平成 23～27 年(2011～2015 年)の 5 年間で 151 件、年平均 30 件の新築があり、そのうち、81%が住居系(住宅、集合住宅)となっています。新築動態の発生状況は、用途地域内(中郷地区の一部)が最も多く、次いで中郷地区の国道 299 号北側、川東地区の南部となっており、町全体では人口減少しているものの、用途地域を中心とした新築動態は続いています。

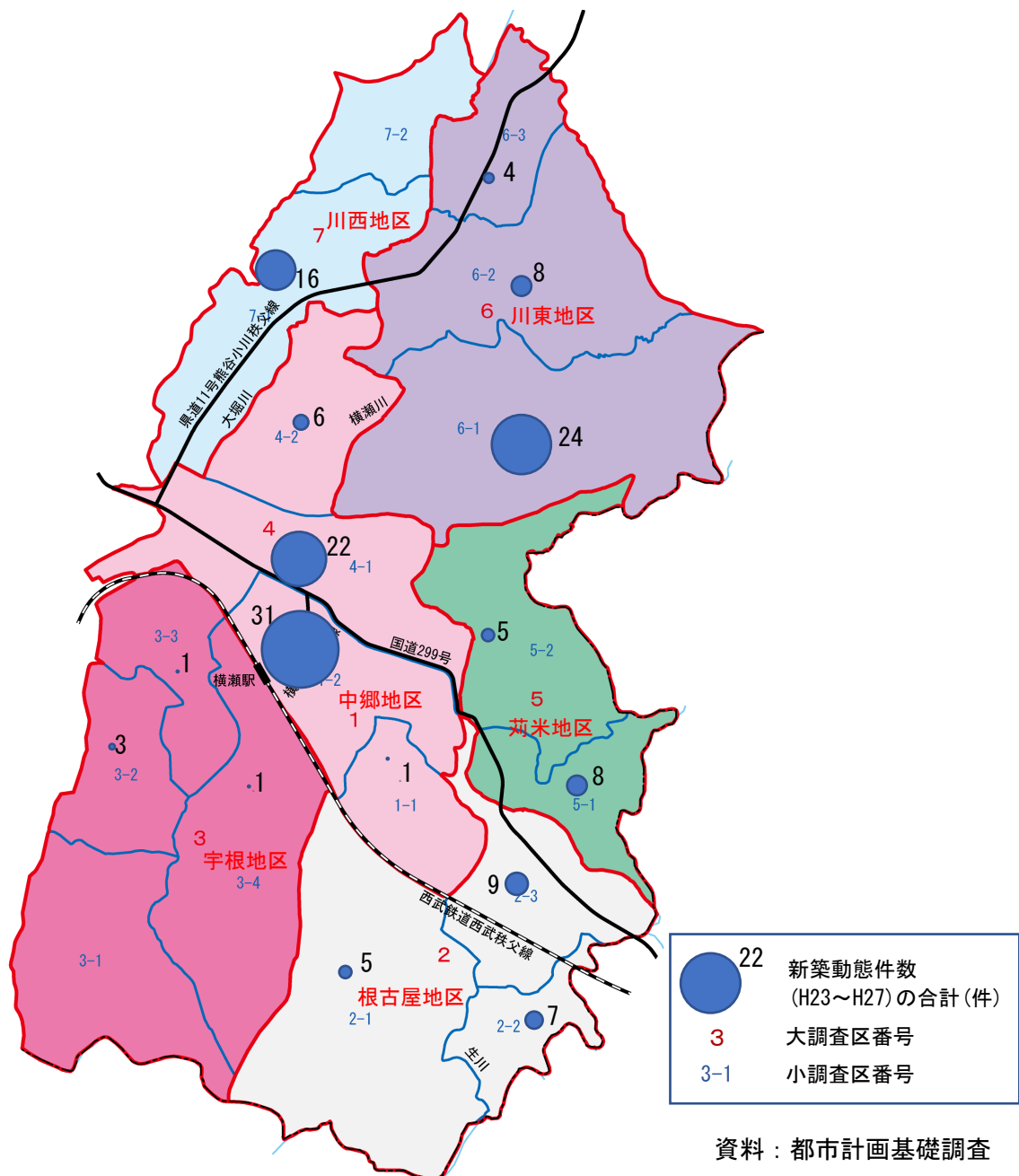
表 新築動態(平成 23～27 年(2011～2015 年)の合計)

(単位：件)

	住宅	集合住宅	商業	工業	その他	合計
用途地域内	26	3	1	0	2	32
用途地域外	96	8	3	8	4	119
都市計画区域	122	11	4	8	6	151
都市計画区域外	0	0	0	8	1	9
合計	122	11	4	8	7	160

資料：都市計画基礎調査

図 新築動態件数



(3) 農地転用

都市計画区域内の農地転用状況は、平成 23～27 年(2011～2015 年)の 5 年間で 130 件、年平均 26 件の農地転用が発生しています。

農地転用の発生状況は、新築動態と同じく中郷地区、川東地区南部、川西地区南部で多く発生しています。

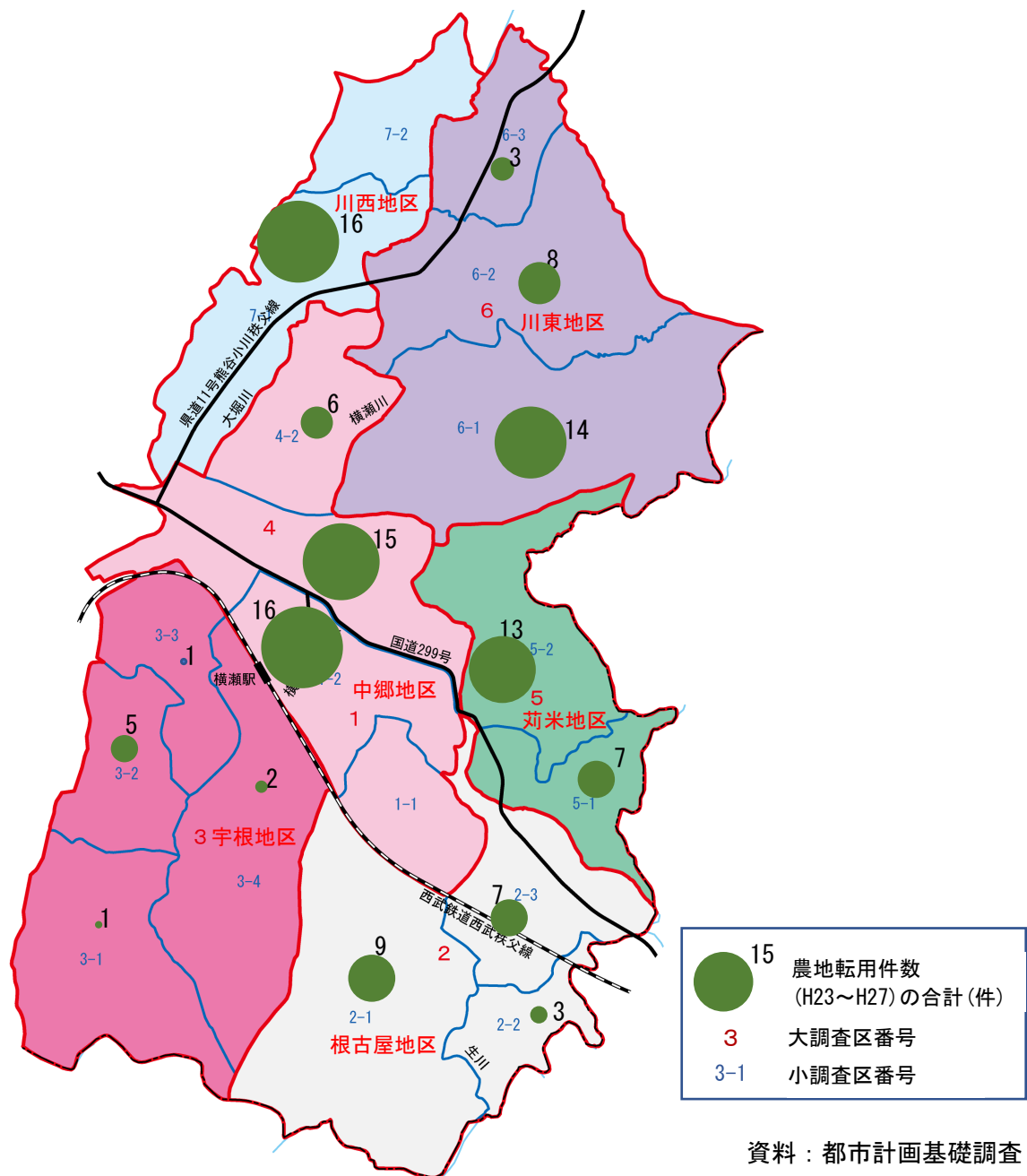
表 農地転用(平成 23～27 年(2011～2015 年)の合計)

(単位：件)

	住宅用地	工業用地	公共用地	その他	合計
用途地域内	6	0	0	10	16
用途地域外	49	2	0	59	110
都市計画区域	55	2	0	69	126
都市計画区域外	0	0	0	4	4
合計	55	2	0	73	130

資料：都市計画基礎調査

図 農地転用件数



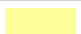




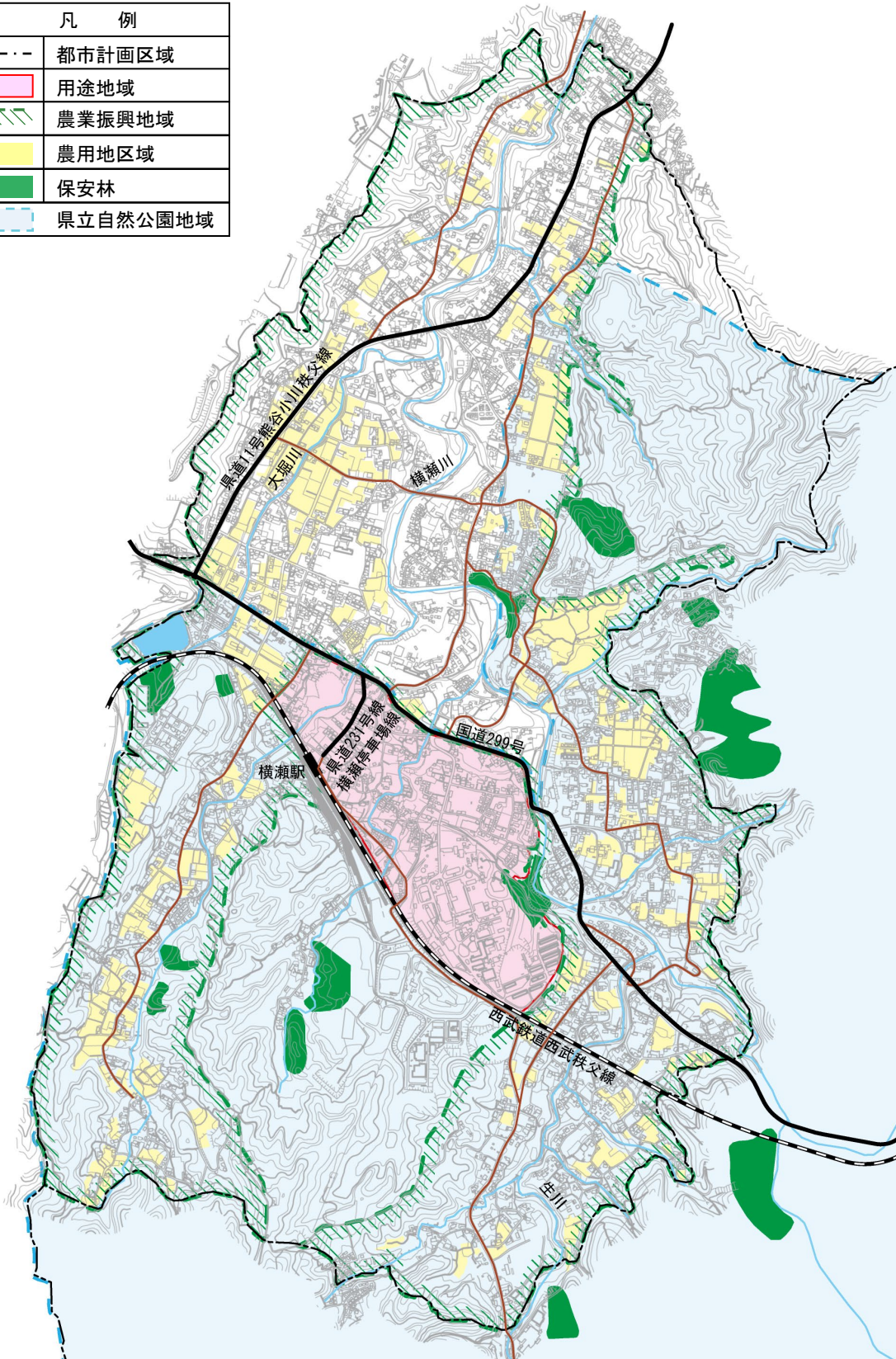
資料：都市計画基礎調査

(4) 土地利用規制

都市計画区域に適用されている土地利用の法規制は、都市計画法の都市計画区域と用途地域、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域と農用地区域、森林法の保安林、自然公園法の県立武甲自然公園普通地域などが指定されています。

図 法適用状況

凡 例	
-----	都市計画区域
	用途地域
	農業振興地域
	農用地区域
	保安林
	県立自然公園地域



用途地域（総面積 63ha）は、都市計画区域の中央、西武鉄道西武秩父線北側に指定され、西側の「第一種住居地域」（面積 39ha）と東側の「工業地域」（面積 24ha）に分かれています。双方の地域とも容積率 200%・建ぺい率 60%となっています。また、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域も同様の容積率・建ぺい率が指定されています。

農業振興地域は、用途地域と北東部・南部の丘陵地を除いて指定され、その中に農用地区域が散在しています。

保安林は、急傾斜地を主体に指定され、一部は用途地域にも指定されています。

自然公園地域は、都市計画区域の北西側を除いて指定され、用途地域も自然公園地域に属しています。

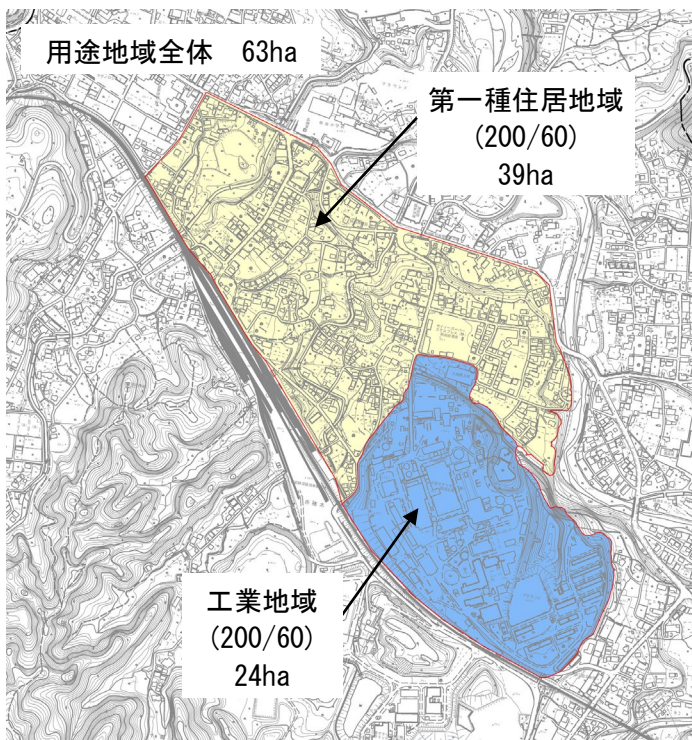
地区別の法適用状況は、以下の表のとおりとなっています。

表 都市計画区域内の地区別法適用状況

	根古屋	苧米	宇根	中郷	川東	川西
都市計画区域	○	○	○	○	○	○
用途地域	○	—	—	○	—	—
農業振興地域	○	○	○	○	○	○
農用地区域	○	○	○	○	○	○
保安林区域	△	○	△	△	○	—
自然公園地域	○	○	○	○	○	—

○：法適用区域が含まれる △：法適用区域が若干含まれる —：法適用区域なし

図 用途地域現況



4. 都市基盤

(1) 道路・交通現況

1) 道路網現況

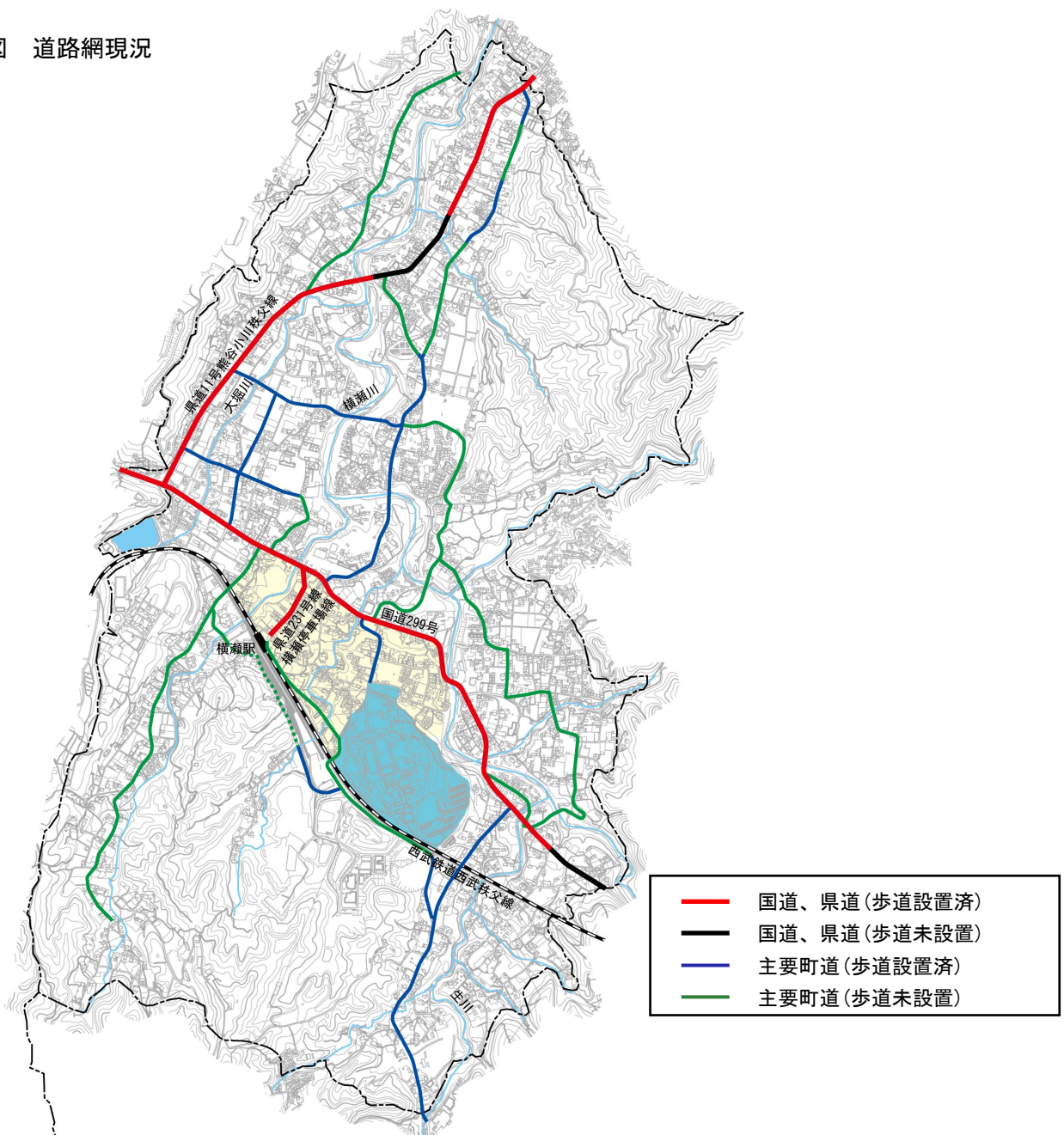
本都市計画区域において、都市間を結ぶ幹線道路として、国道 299 号が東西軸を、県道 11 号熊谷小川秩父線が南北軸を形成しています。

都市計画区域の外周が丘陵地で構成されているため、町内外を結ぶ道路は限られており、交通量も幹線道路に集中しています。

このほか、交通結節点である横瀬駅と国道 299 号を結ぶ県道 231 号横瀬停車場線があり、国道 299 号と県道 231 号横瀬停車場線で市街地の骨格を形成しています。

しかしながら、市街地では、国県道以外の主要な町道で市街地交通に対応した道路が少ないこと、国県道、主要な町道においても、歩道の未設置や狭小幅員歩道があるなど、道路の機能に課題を有しています。

図 道路網現況



2) 交通量

幹線道路の交通量の推移では、国道 299 号は、平成 17～27 年(2005～2015 年)の 10 年間で約 1.5 倍に交通量が増えており、混雑度も 1.47 と日常的に渋滞となっています。また、大型車混入率も約 2 倍に上昇しています。

県道 11 号熊谷小川秩父線は、交通量に大きな変化はありませんが、混雑度は減少しています。平成 27 年(2015 年)の混雑度は 0.69 となっており、交通容量に余裕があります。

県道 231 号横瀬停車場線は、交通量が減少しており、路線形態から大型車混入率も 4.4%と低く、混雑度も 0.71 であるため、交通容量に余裕があります。

表 国道 299 号交通量

年度	平日 12 時間 自動車交通量 (台/12h)	平日 24 時間 自動車交通量 (台/日)	ピーク率 (%)	平日 12 時間 大型車混入率 (%)	混雑度
H17	9,690	11,717	10.9	8.4	1.00
H22	13,658	17,346	10.3	15.6	1.91
H27	14,729	19,737	9.5	17.0	1.47

資料：全国道路・街路交通情勢調査

表 県道 11 号熊谷小川秩父線交通量

年度	平日 12 時間 自動車交通量 (台/12h)	平日 24 時間 自動車交通量 (台/日)	ピーク率 (%)	平日 12 時間 大型車混入率 (%)	混雑度
H17	6,841	8,483	11.3	11.7	0.89
H22	7,301	9,272	10.4	11.8	0.73
H27	6,876	8,939	10.9	6.9	0.69

資料：全国道路・街路交通情勢調査

表 県道 231 号横瀬停車場線交通量

年度	平日 12 時間 自動車交通量 (台/12h)	平日 24 時間 自動車交通量 (台/日)	ピーク率 (%)	平日 12 時間 大型車混入率 (%)	混雑度
H17	6,770	10,426	11.5	4.4	0.74
H22	6,517	9,319	11.5	4.4	0.72
H27	6,389	8,242	11.5	4.4	0.71

資料：全国道路・街路交通情勢調査



国道 299 号



県道 11 号熊谷小川秩父線

3) 広域道路網整備計画

秩父都市計画区域としての広域道路網では、本町を東西に走る国道 299 号が、秩父市街で熊谷市・深谷市、山梨県方面に向かう国道 140 号と交差しています。しかし、この交差点では、通勤時間帯

や行楽シーズンなどで大きな渋滞が発生するなど、交通負荷が高い状態となっています。また、その影響は国道 299 号の本町部分にまで及んでいます。

県を超える地方レベルの広域的な道路計画として、現在、西関東連絡道路の整備が進められています。皆野寄居バイパスが平成 17 年(2005 年)に、皆野秩父バイパスが平成 30 年(2018 年)に開通しています。西関東連絡道路は関越自動車道から皆野町、小鹿野町、秩父市大滝方面を通過し山梨県を結ぶもので、整備が進むにつれ、より広域圏でのネットワークが容易となり、秩父地域の活性化の基盤になると考えられます。しかし、現在、本町から西関東連絡道路を利用する場合、皆野町からの経路が最短ルートとなっており、アクセスが良い状況ではありません。

4) 公共交通

町民の重要な足となる公共交通機関は、西武鉄道西武秩父線とバス路線で構成されています。

鉄道駅は横瀬駅と芦ヶ久保駅があり、特に横瀬駅は、令和 3 年(2021 年) 3 月時点で、平日の上り下り合わせて 108 本が運行され、特急の停車駅で池袋に直結するなど、高い鉄道利便性を有しています。

駅乗車人員は、横瀬駅の日平均乗車人員は平成 24 年(2012 年)を境に増加に転じましたが、ここ数年は減少傾向にあります。芦ヶ久保駅の日平均乗車人員は、平成 24 年(2012 年)以降徐々に増加しています。

バス路線は、西武観光バスが、国道 299 号と県道 11 号熊谷小川秩父線を通行する 3 路線が運行されており、ともに秩父鉄道秩父駅と西武鉄道西武秩父駅に停留所があります。しかし、1 日の運行本数が少ない状況になっています。

他に、町の事業として高齢者等の移動手段の利便性向上を目的として、予約型乗合タクシーを運行しています。

図 鉄道日平均乗車人員の推移

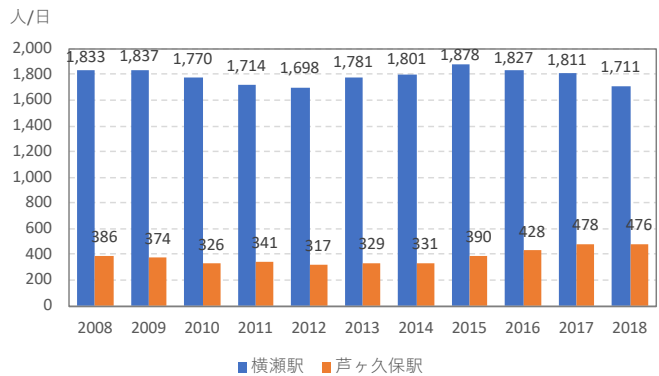
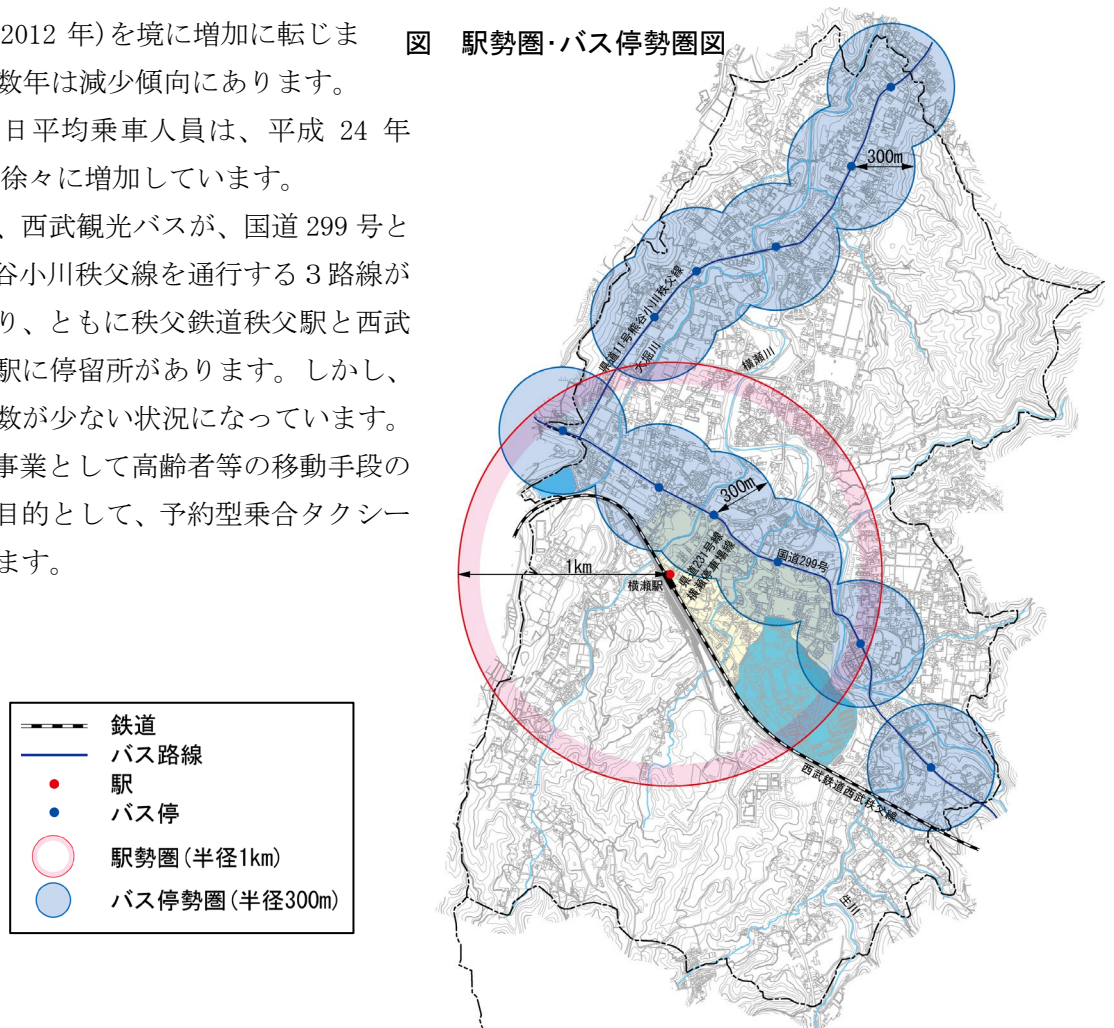


図 駅勢圏・バス停勢圏図



(2) 公園・緑地・河川

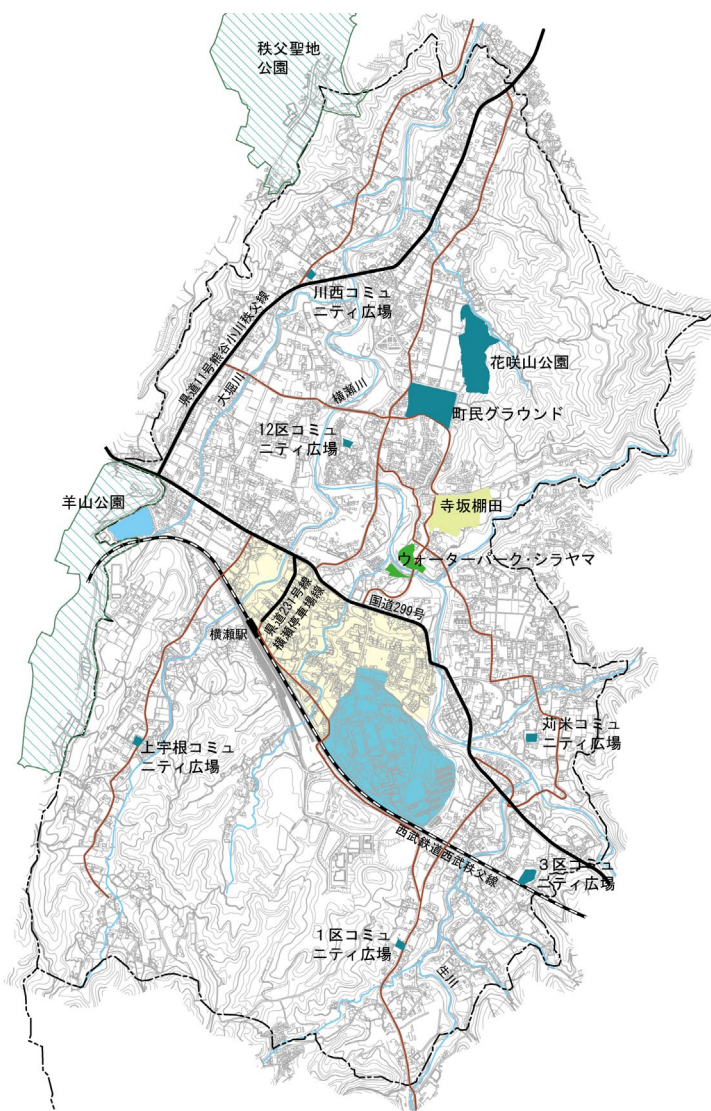
1) 公園

本町の公園は、都市公園としてはウォーターパーク・シラヤマの1箇所ですが、公園や運動場の機能を持つ施設として、花咲山公園、町民グラウンドがあります。

また、各地区にコミュニティ広場があり、コミュニケーションの場としてだけでなく、災害時の避難場所としても活用されています。

しかし、特に人口の集積する用途地域(市街地)には、公園が未設置の状況となっています。

図 公園等現況図



2) 緑地

都市計画区域の外周部は丘陵地になっており、都市計画区域のどこからでも眺めることができる自然豊かな緑地が広がっています。

また、都市計画区域内においても、農地や屋敷林、斜面林など多くの緑があります。

3) 河川

都市計画区域内の主要河川は、都市計画区域の中央を流れる横瀬川をはじめ、生川、大堀川、木の間沢、兎沢などの河川があり、荒川の支川になっています。

これらの河川は町の貴重なオープンスペースであり、河岸には斜面緑地があり、豊かな水辺空間を形成しています。

(3) 都市施設

1) 公共下水道

本町の特定環境保全公共下水道は、現在、順次整備が進められています。下水道は、市街地である用途地域だけでなく、都市計画区域内の主要な集落等を含む地域を処理区域に指定しており、全体計画区域面積 147ha、令和 2 年度末(2020 年度末)で 115. 1ha が整備済みとなっています。汚水は、横瀬町水質管理センター(下水処理場)で処理を行い、横瀬川に放流しています。

2) 都市計画以外の都市施設

本町の各種の都市施設は、地域ごとに必要な施設が分散配置されています。

これらの施設は、生活利便や生活環境を向上させるための施設として利活用されています。

図 都市施設分布図

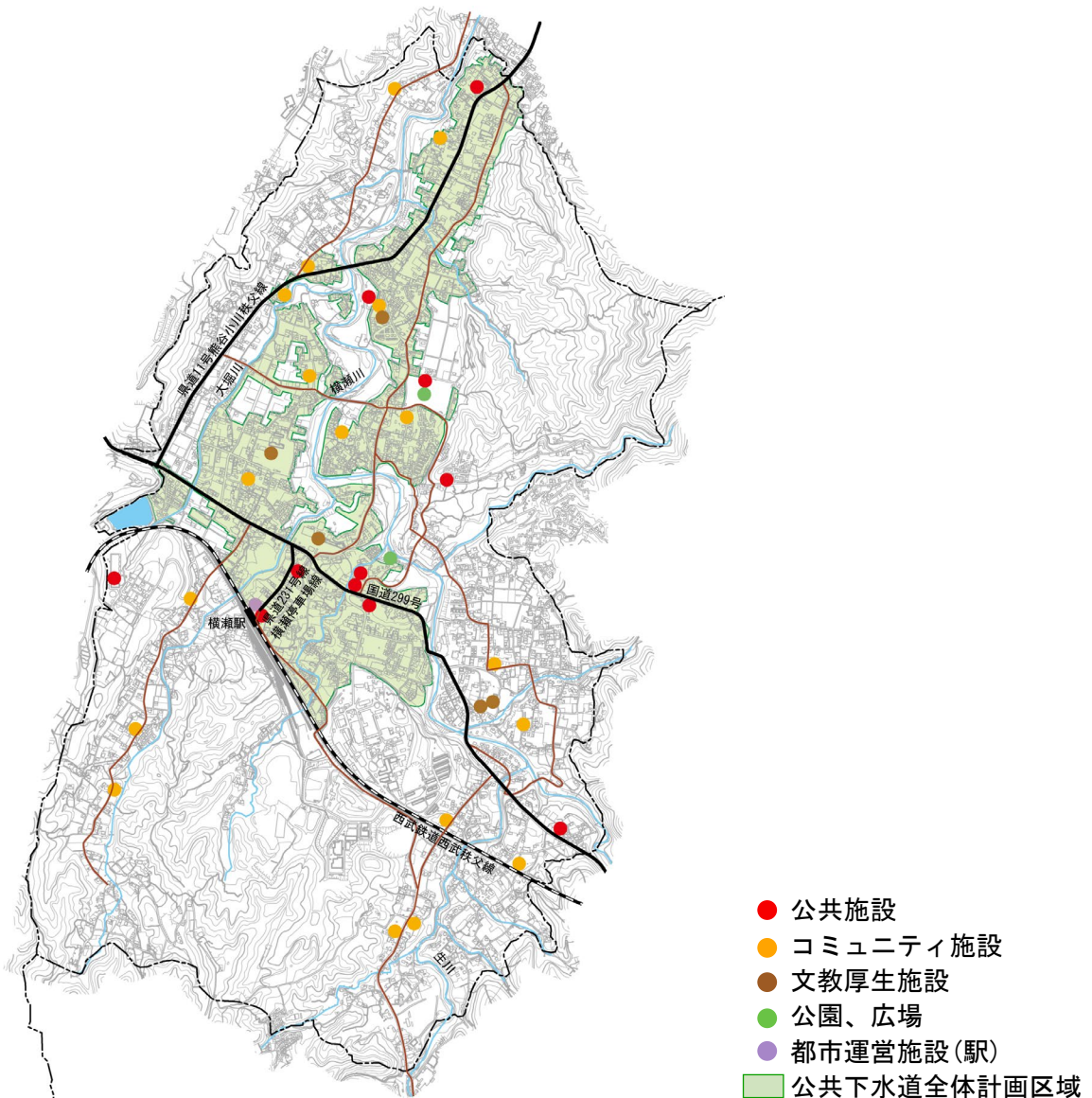


表 都市施設分類と内容

分類	施設名
公共施設	町役場、消防署(分署)、駐在所、町民会館、民俗資料館、上水道・下水道施設等
コミュニティ施設	公会堂、コミュニティ広場等
文教厚生施設	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育所
公園、広場	公園、広場、運動場
都市運営施設	鉄道(駅)

5. 都市環境

(1) 景 観

横瀬町は埼玉県の景観計画区域に属しており、埼玉県景観計画が適用されています。それに基づいて一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為は、県の景観条例・景観計画に基づき届出が必要になっています。

また、本町は、豊かな自然環境が優れた自然景観を形成しており、これが町や町民の財産となっています。

自然景観では、町を代表する武甲山をはじめとする丘陵景観、横瀬川の水辺景観、寺坂棚田の緑地景観など多彩な景観で構成されています。

歴史・文化景観では、秩父札所三十四箇所のうち、札所第五番から第十番までが都市計画区域内にあり、町を代表する景観となっています。また、国指定天然記念物「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」の一つ、新田橋の礫岩露頭がウォーターパーク・シラヤマに隣接しており、景観資源であるとともに、歴史遺産にもなっています。

都市景観では、工業の中心であり、ランドスケープにもなる三菱マテリアルのセメント工場は、横瀬町らしさを表す都市景観となっており、ほかに町の玄関口とも言える横瀬駅前や国道沿道などがあります。



横瀬川の自然景観



寺坂棚田と武甲山の自然景観



札所第七番 法長寺の歴史文化景観



横瀬駅前とセメント工場の都市景観

(2) 水環境

町内を流れる河川、排水路等は、生活環境を保全するうえで、望ましい水質環境基準(類型指定)とともに、環境基準点が設定されています。生活排水等の汚濁を示す代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の測定結果は、以下のようになっています。

埼玉県では、横瀬川のBODの環境基準を2mg/L以下と定めています。

表 町内河川のBOD(生物化学的酸素要求量)の推移 (単位：mg/L)

	生 川	六番沢	木の間沢	兎 沢	大堀川	横瀬川 (秩父市境)
2008年度	0.5	5.9	4.0	1.3	1.8	0.8
2013年度	0.9	3.7	1.7	1.4	1.9	1.1
2018年度	0.7	2.0	1.3	1.4	2.6	0.9

注：赤字は環境基準(2mg/L)を超える数値

資料：振興課

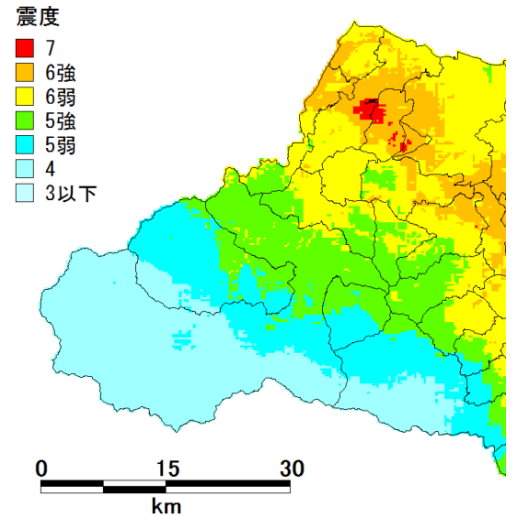
6. 防 災

国及び県の調査では、本町直下には活断層の存在はこれまでに確認されていませんが、県内では複数の活断層が確認されています。予想震度としては5強が予測される活断層は、飯能市方面から立川市へ延びる「立川断層」、県北部から東部にかけては「関東平野北西縁断層帯」があります。

関東平野北西縁断層帯を震源とする地震では、マグニチュード8.1、町内の最大震度5強が予想されており、家屋半壊の被害が想定されています。土地の液状化については、関東平野北西縁断層帯地震を含む他の震源想定についても液状化の可能性は極めて低いと推測されています。

図表 関東平野北西縁断層帯地震の震度分布と建物倒壊棟数

地震		全壊棟数	半壊棟数	総計
関東平野北西縁断層帯地震	破壊開始点：北	0	5	5
	破壊開始点：中央	0	12	12
	破壊開始点：南	0	10	10



資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

本町は全体の80%を山林が占め、平地が少ない地形です。都市計画区域内においても、外周部の丘陵地をはじめ、多くの傾斜地があります。また、傾斜地には急峻な沢が数多くあります。これらは大雨や地震によって、土石流、地すべり、崖崩れといった災害の発生するおそれがあります。

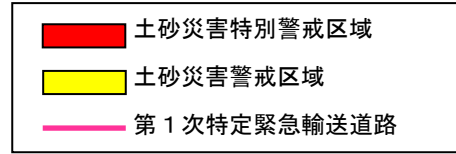
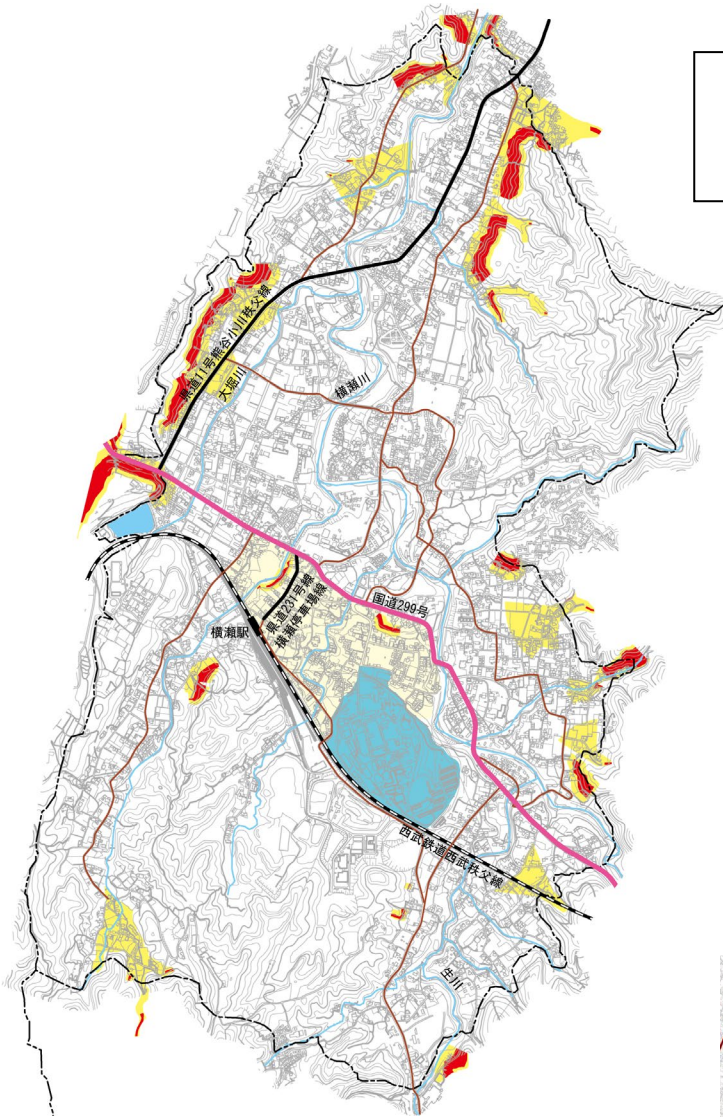
また、土砂災害防止法による区域指定も都市計画区域外周部の丘陵地をはじめ、複数箇所指定がされています。

浸水被害のおそれのある箇所は、ため池である姿の池が決壊した場合の浸水区域として、宇姿の一部が浸水想定区域となっています。また、河川の増水による浸水区域として、埼玉県が水防法に定める以外の県管理河川に対し、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を水害リスク情報図として公表しています。これによると、都市計画区域内では、生川との合流点から下流域では数箇所大きく浸水が想定される区域があります。

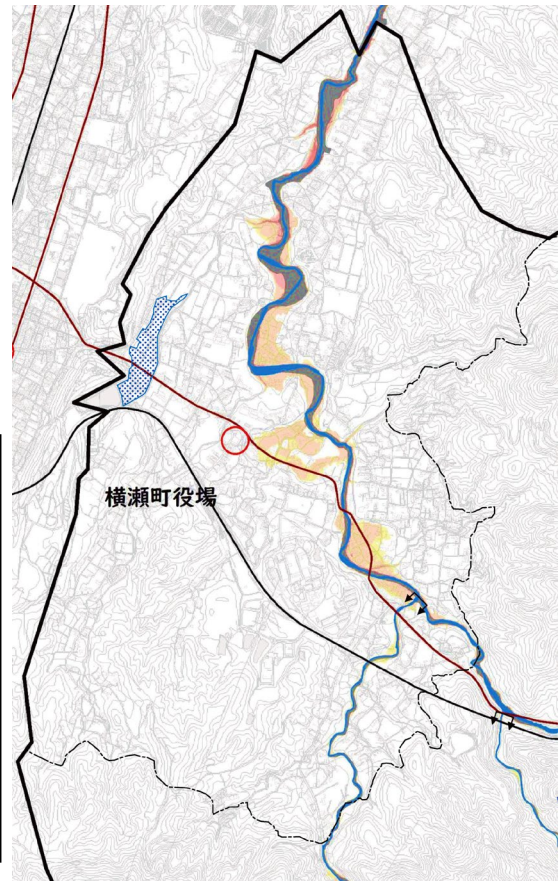
災害時の物資輸送を支える道路として、国道299号が第1次特定緊急輸送道路に位置づけられています。

空き家は、全国的に増加傾向で、空き家の増加により防災、防犯、衛生、景観等に影響が出ており、本町も同様の傾向があります。また、低・未利用地は、用途地域内では宅地や公共用地に転換されていない農地が点在し、用途地域外では耕作放棄地が増加する傾向にあります。

□ □ □ □ □ □ □ □ (□ □ □ □ □ □)



□ □ □ □ □ □ □ □ (□ □ □ □ □ □)



7. 上位関連計画の整理

(1) 第6次横瀬町総合振興計画

計画名	第6次横瀬町総合振興計画	
計画期間	基本構想	2020年度（令和2年度）から2027年度（令和9年度）
	基本計画（前期）	2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）
	基本計画（後期）	2024年度（令和6年度）から2027年度（令和9年度）
	実施計画	3年間（※毎年度見直すローリング方式）
将来人口想定	2040年：約6,500人 2060年：約5,400人	
目指すべき将来ビジョン	「日本一住みよい町、日本一誇れる町」	
計画の目標	「Colorful Town カラフルタウン」 色彩豊かな美しい町。多様な幸せがある町。 四季折々の美しい色彩豊かな景観があって、 そこに温かい人の輪がたくさんある。 その一人一人はいろいろな人がいて、 みな自分らしく幸せに生きている。	
7つの柱	① 人づくり ② 健康づくり ③ 安全安心づくり ④ 産業づくり雇用づくり ⑤ 賑わいづくり中心地づくり ⑥ 景観環境づくり ⑦ 人の輪づくり	
都市計画マスタープラン関連事項	■安全安心づくり ・防災用品の備蓄や防災訓練の実施、地域防災力を高める自主防災組織の拡充、災害情報を確実に伝達するための通信手段の整備等による全ての人が安心できる環境整備。 ・鉄道、路線バス、タクシーなどによる地域公共交通の再編と交通弱者に配慮した交通利便性の改善。 ・国・県道と接道する幹線町道や通学路、地元からの要望路線の安全性と利便性の向上、また、老朽化が進行している道路橋の災害等を考慮し、長寿命化修繕計画に従った修繕工事の推進。 ・国道299号と県道11号熊谷小川秩父線をはじめとする広域幹線道路の歩道整備や交差点改良の促進による安全性の確保と渋滞の解消。 ・横瀬川をはじめとする一級河川の護岸整備の促進し、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減。	
	■賑わいづくり中心地づくり ・国道299号、県道11号熊谷小川秩父線、（仮称）宮地・横瀬線を広域幹線道路の周辺の土地利用を再構築と横瀬駅や兎沢町有地周辺の魅力ある中心地、拠点づくりの推進。 ・兎沢町有地、旧給食調理場等の町有資産や町内の遊休資産を有効活用による交流人口・関係人口の増加、新たな地域資源の開拓・地域コミュニティの拡大と拠点整備による町民と交流人口・関係人口の交流の場、共創の場などの様々なチャレンジが生まれ続ける環境づくり。	
	■景観環境づくり ・省資源・省エネルギー対策の推進とごみの不法投棄防止の対応や廃棄物からの資源再利用・再資源化促進などのごみ4Rのための啓発活動の推進。 ・安心して水辺を活用できる水質浄化の推進と美しい清流を保全。 ・特定環境保全公共下水道計画区域内の未整備区域の早急な整備と浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の整備による公衆衛生の向上と生活環境の改善。	

(2) 秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

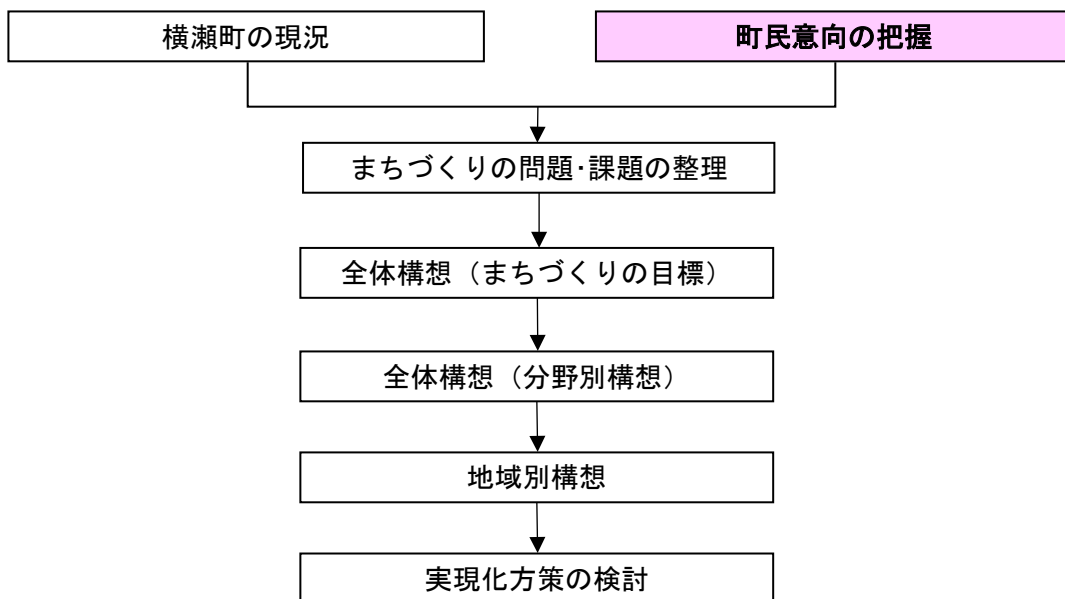
計画名	秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画期間	平成 28 年(2016 年)から概ね 20 年後
都市づくりの基本理念	コンパクトなまちの実現
	地域の個性ある発展
	都市と自然・田園との共生
地域ごとの市街地像	○中心拠点 秩父駅、御花畑駅、西武秩父駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。
	○生活拠点 皆野駅や横瀬駅の周辺は、商業施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設などが充実した地域生活を支える拠点を形成する。
	○産業拠点 大野原地区や横瀬駅東側工業地区は、産業を集積する拠点を形成する。
土地利用方針	① 用途の見直しに関する方針 人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。 現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。
	② 居住環境の改善または維持に関する方針 良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善または建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの維持、形成を図る。
	③ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針 特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。
	④ 産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針 産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和を図る。
	⑤ 都市防災に関する方針 埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域または準防火地域の指定を推進する。
	⑥ 景観の形成に関する方針 都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりを進める。
	⑦ 優良な農地との健全な調和に関する方針 集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

土地利用方針	<p>⑧ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p>土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。</p>
	<p>⑨ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p>荒川、横瀬川などの水辺やその周辺、県立武甲自然公園、長尾根丘陵、羊山丘陵などについては、優れた自然環境の保全を図る。</p>

また県は、以下のような自然環境の保全に関する都市計画決定の方針を示しています。

(1)基本方針	<p>本区域は、周囲を秩父山地の山々に囲まれ、県立武甲自然公園、長尾根丘陵、羊山丘陵などにおける山林や、荒川、横瀬川の水辺空間などに優れた自然環境に恵まれている。</p> <p>埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</p> <p>また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。</p>
(2)主要な緑地の配置の方針	<p>荒川、横瀬川、県立武甲自然公園、長尾根丘陵、羊山丘陵などをネットワーク上の「核」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。</p>
	<p><自然環境の保全></p> <p>荒川や横瀬川などの河川敷地、県立武甲自然公園、長尾根丘陵、羊山丘陵などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。</p>
	<p><防災の機能></p> <p>災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。</p>
	<p><環境負荷軽減の機能></p> <p>樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。</p>
	<p><景観形成機能></p> <p>田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。</p>
	<p><ふれあい提供の機能></p> <p>公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。</p>
(3)具体の公園・緑地の配置の方針	<p>街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等</p>

3 町民意向の把握

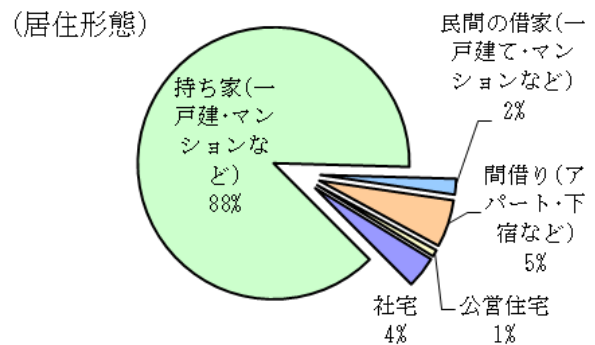
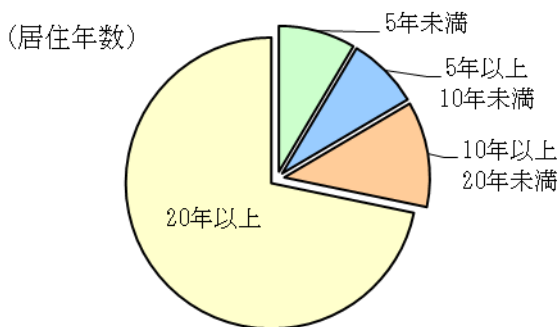
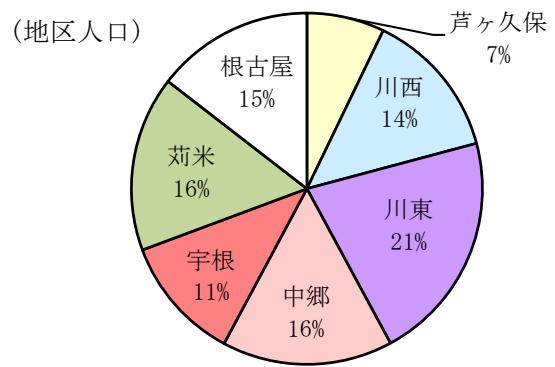
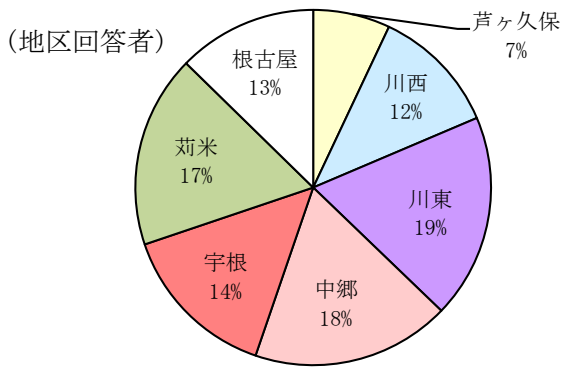
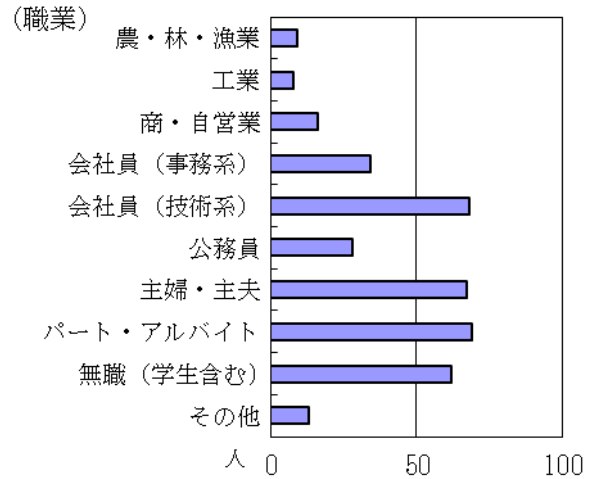
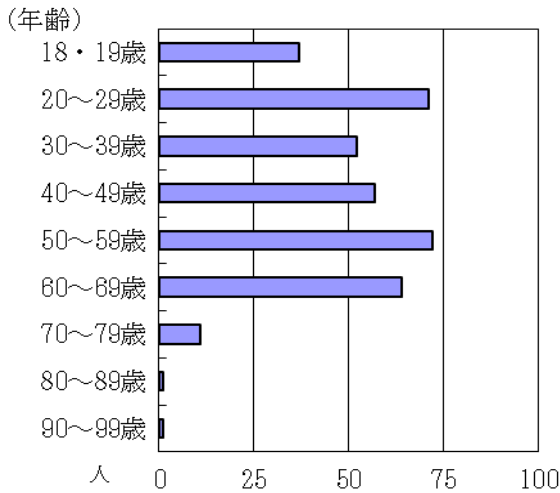


1. アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

町民意向の把握にあたって、第6次総合振興計画の策定時に実施した住民意識調査アンケート結果の中から土地利用等に係る町民意向を抽出、整理しました。

本アンケート調査では、町民1,000人を抽出して郵送方式により配布・回収し、377人の回答(回収率37.7%)を得ました。

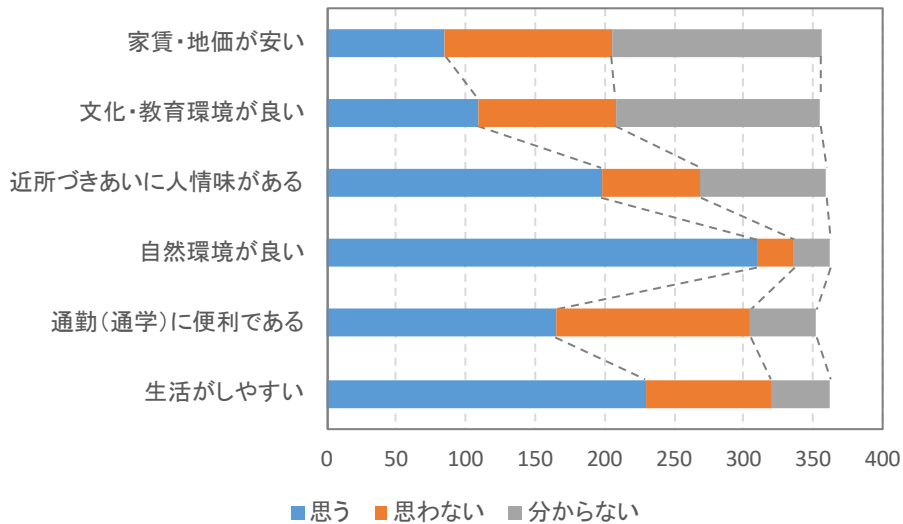


(2) アンケート調査結果における土地利用に関わる事項の比較

1) 「問9 あなたは横瀬町に住んでいて、どのように思いますか。(現在)」について

「自然環境が良い」、「生活がしやすい」、「近所づきあいに人情味がある」の順に回答が多くなっています。

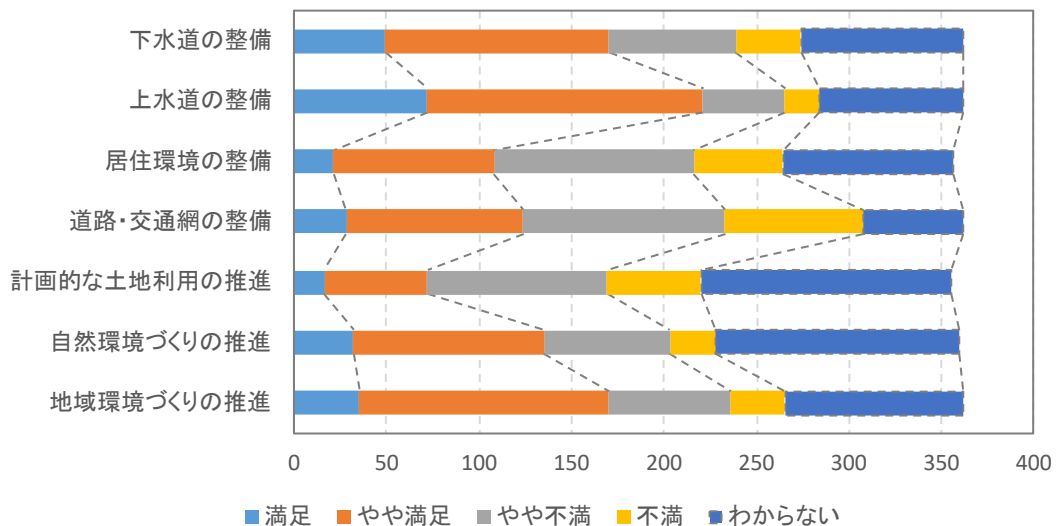
逆に「家賃・地価」、「文化・教育環境」には不満（良いと思わない）が多くなっています。



2) 「問11 あなたは次の取り組みについて、どの程度満足していますか。」について

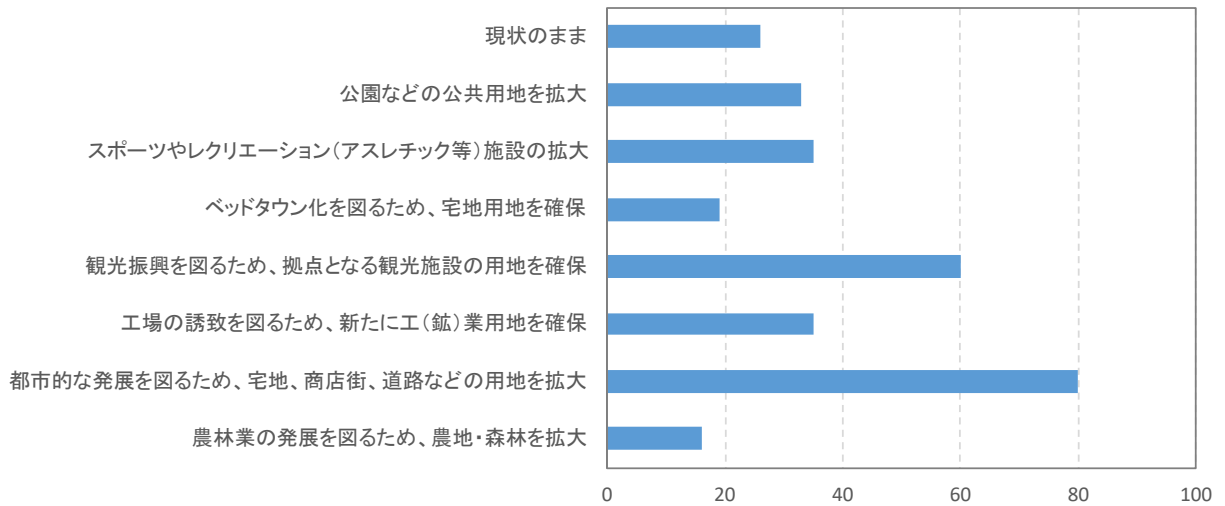
「上水道の整備」、「下水道の整備」、「地域環境づくりの推進」には概ね満足となっています。

「道路・交通網の整備」、「計画的な土地利用の推進」、「居住環境の整備」には不満が多くなっています。



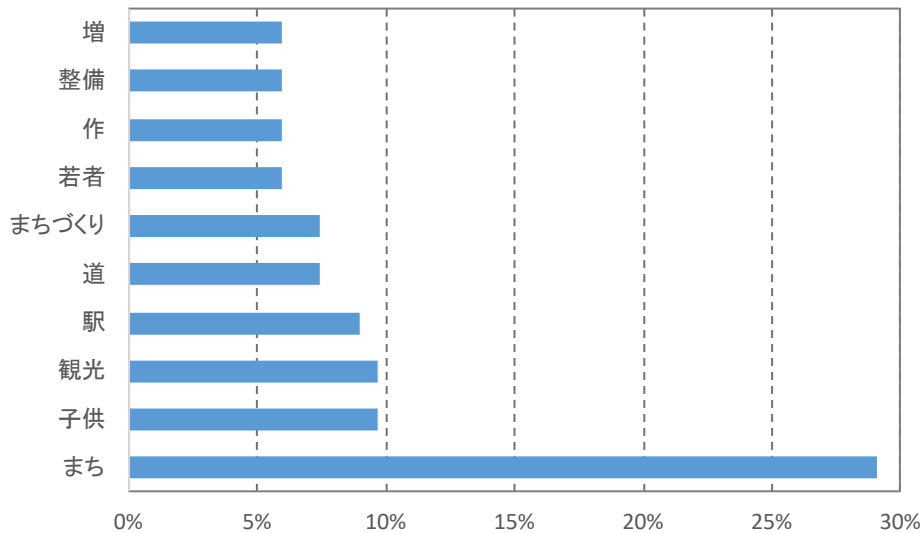
3) 「問 22 あなたは、これからの横瀬町の土地の利用について、どうお考えですか。」について

「都市的な発展を図るため、宅地、商店街、道路などの用地を拡大」と「観光振興を図るため、拠点となる観光施設の用地を確保」の土地利用に回答が多くなっています。



4) 「問 26 横瀬町の今後のまちづくりについて」

自由回答欄での頻出単語ランキングをみると、「まち」が特に多く、次いで「子供」、「観光」、「駅」といった単語が多くなっています。



2. まちなか再生支援事業のヒアリング結果

横瀬駅から町役場、町民会館などの公的機関を中心とした区域を事業の対象区域とし、町民等の約90人へのヒアリング、合計5回にわたるワークショップ(*)と町民説明会を経て、今後のまちなか再生に向けたアクションプランの作成が平成30年度(2018年度)に行われました。以下にそのヒアリング・ワークショップ結果から都市計画に関連する事項の概要を示します。

*ワークショップ: まちづくりにおいて、地域の居住者、従業者、各種団体・企業関係者などさまざまな立場の人々が参加、体験を通じて、地域社会の課題の抽出や課題解決に向けた改善計画の立案を行う共同作業。

表 平成30年度(2018年度)まちなか再生支援事業 調査結果のまとめ

課題	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代にとっての場の不足・コミュニティ不足 来街者、訪れた人への機能・サービス不足 歩きやすい街・回遊性の高いまちなかになっていない
強み	<ul style="list-style-type: none"> ①都心からのアクセス性 ②まちなか施設の集積・コンパクトさ(町有地、町の施設の活用可能性) ③自治体の実現のスピード感・巻き込み力の高さ
基本方針	横瀬ならではの人の交わり・滞留を生み出すオープン and フレンドリーなまちなか作り —創発型・ボトムアップ型のまちなか再生—
	<ul style="list-style-type: none"> ①来街者の居場所、住民を含めたコミュニティ創出 (旧JA直売所、旧給食センター、兎沢町有地) ②多世代教育・多様性を育む場づくりの発展的展開 (よこらぼ、はたらクラスの発展、小学校の将来像) ③横瀬駅からのコンパクトな回遊動線作り、回遊性の向上 (新しい駅前姿、街並み作り)
目指す姿	また来たい、住んでみたい、住み続けたい横瀬町を多様な仲間とともにつくりあげる。

図 テーマごとの現状とあるべき姿(平成30年度(2018年度)まちなか再生支援事業ヒアリング・ワークショップ結果より抜粋)

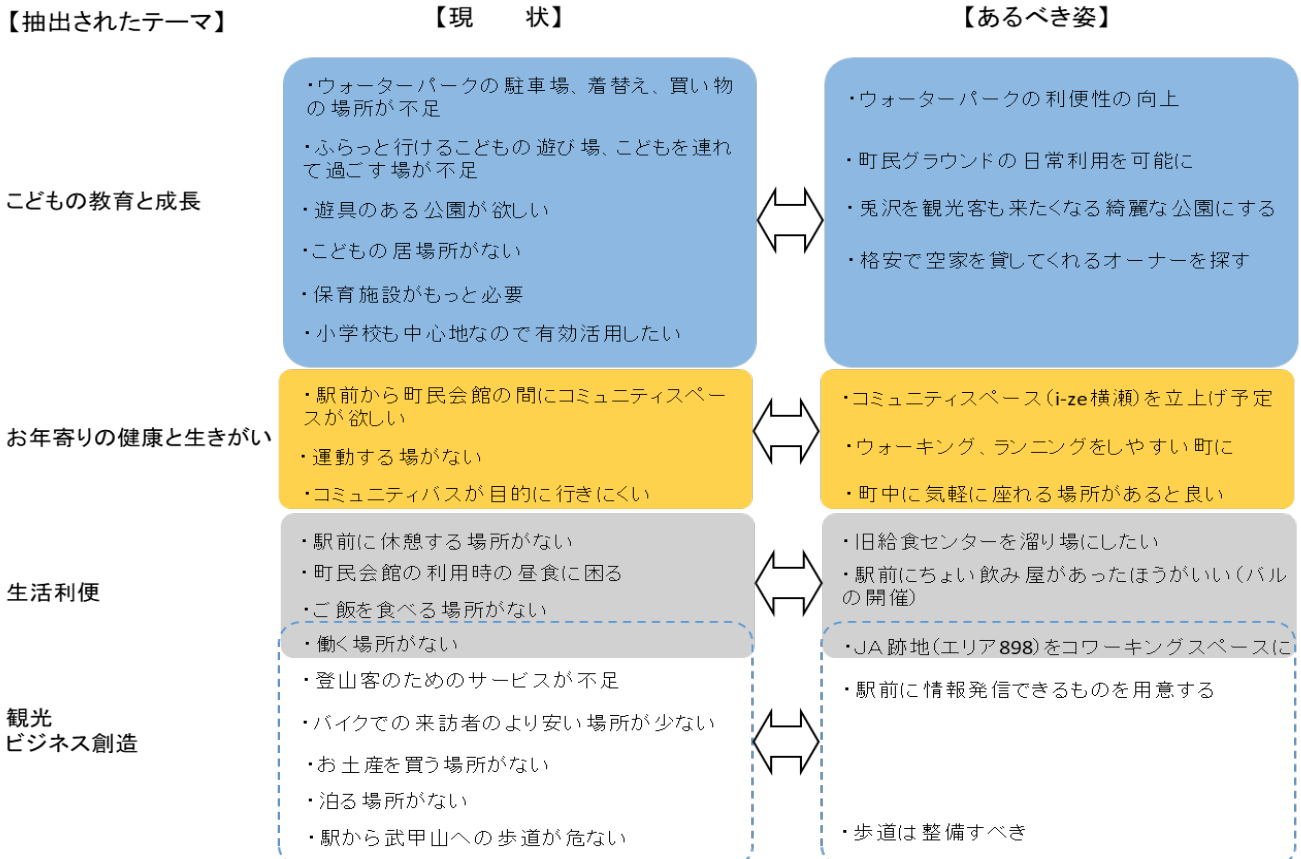


図 拠点の位置と拠点ごとの課題（平成 30 年度(2018 年度) まちなか再生支援事業ヒアリング・ワークショップ結果より）

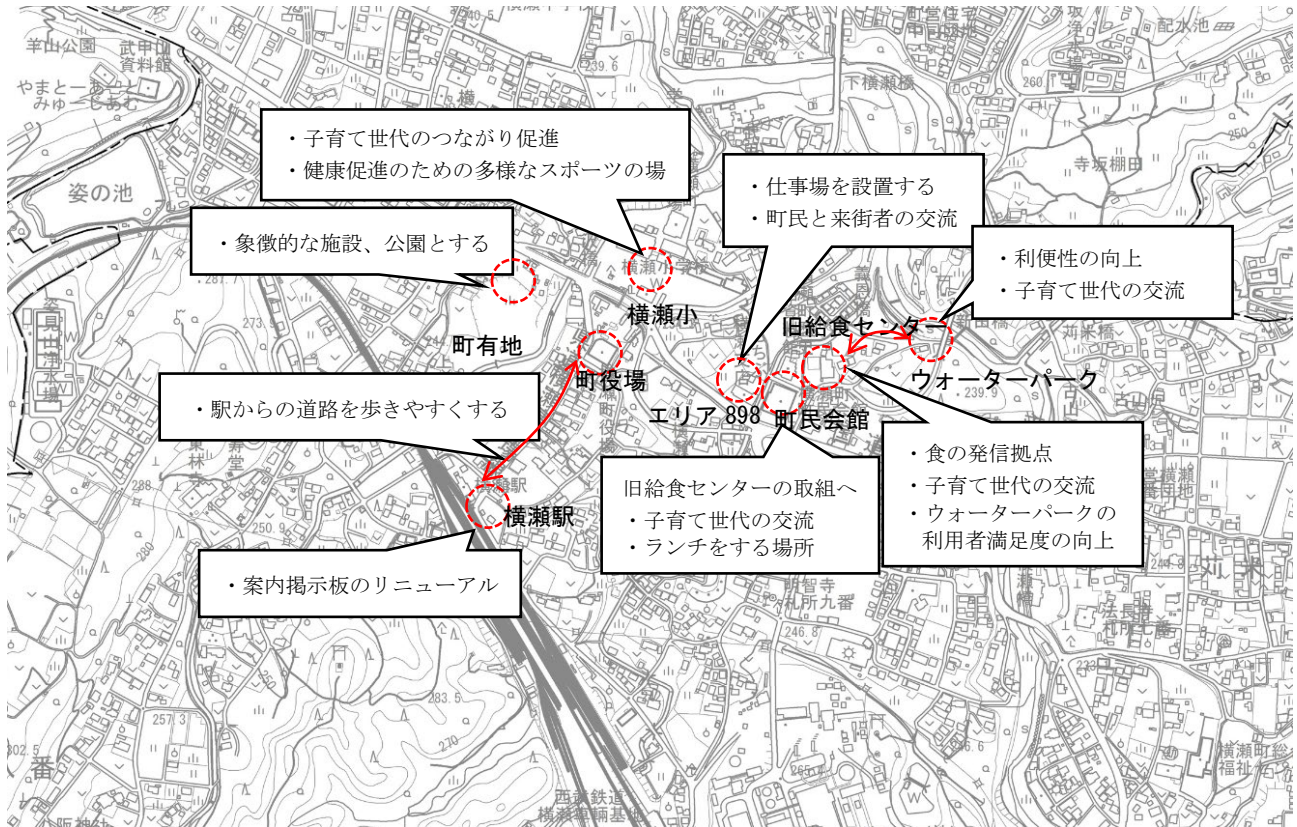
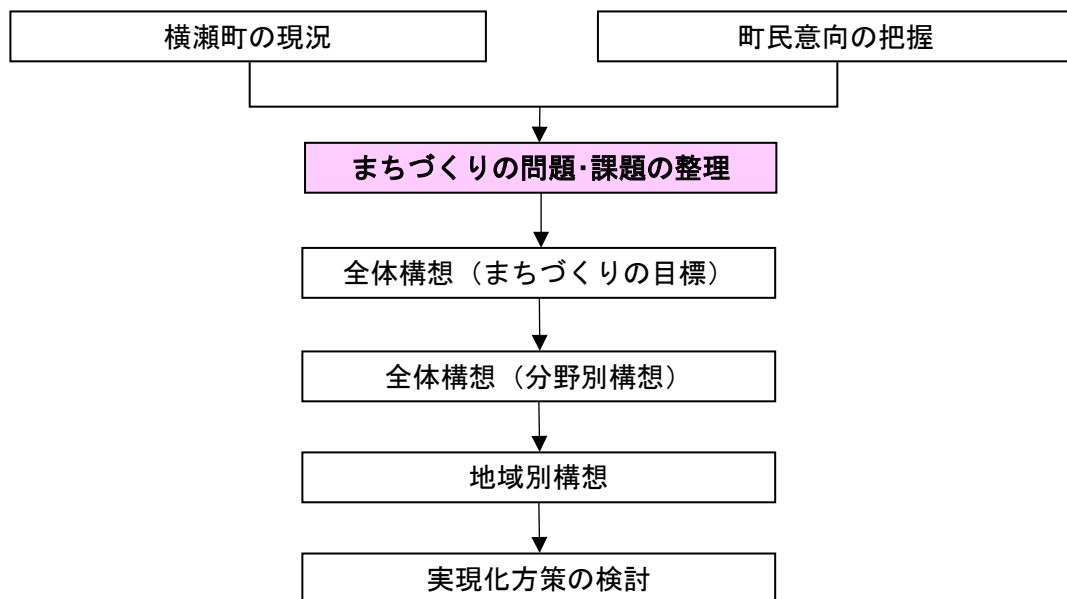


図 まちづくりプラン



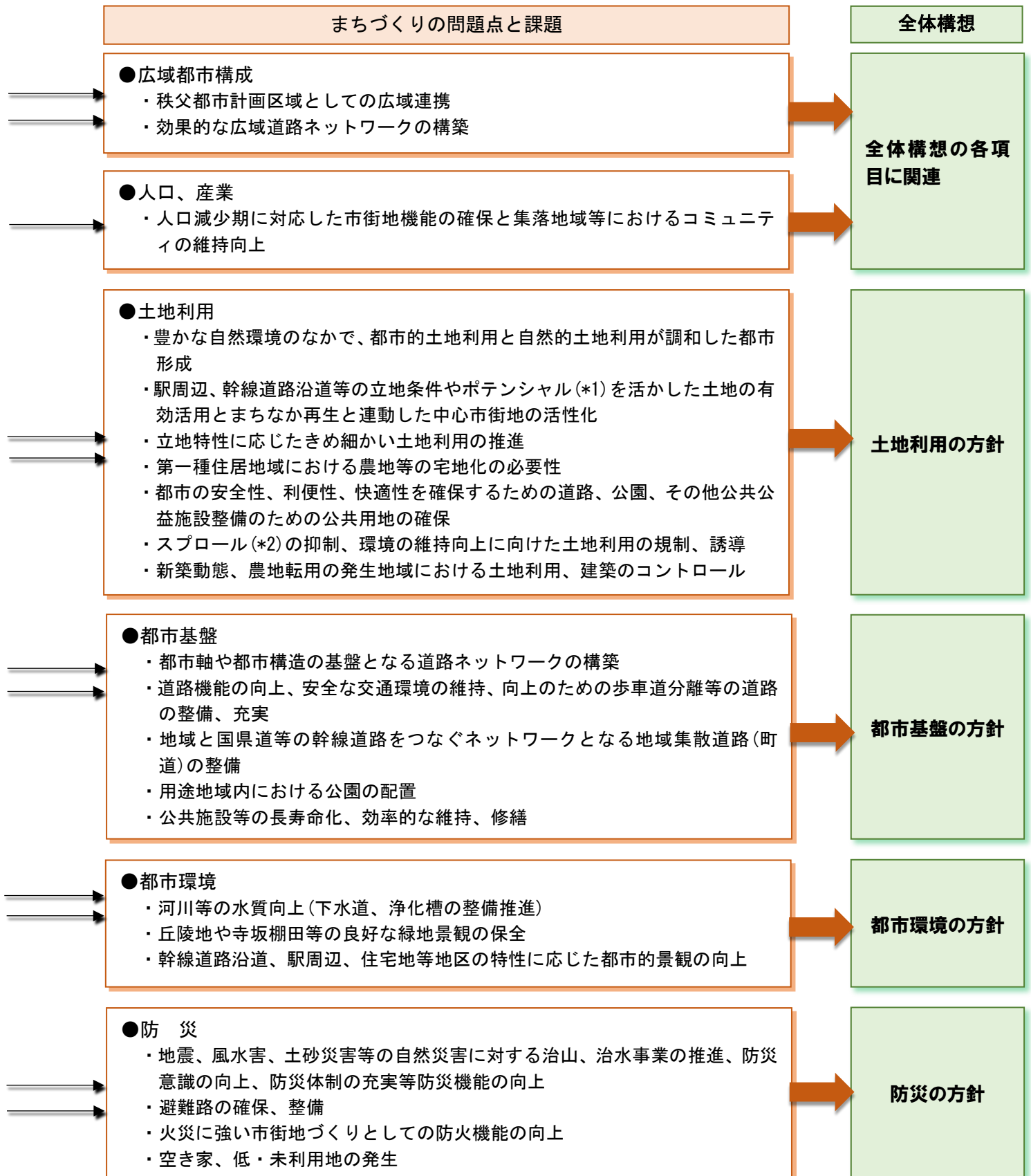
4 まちづくりの問題・課題の整理



1. まちづくりの問題点と課題

表 本町の現況、まちづくりの問題点と課題

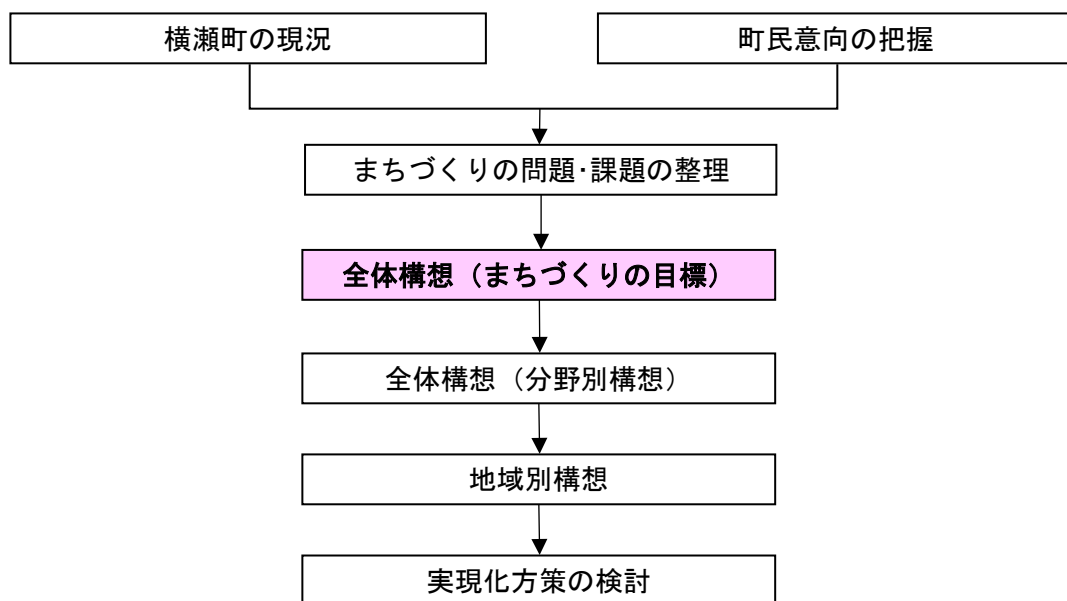
現 況
<p>●広域位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父都市計画区域(横瀬町、秩父市、皆野町)の一角 ・県西部、東京都から秩父地域の玄関口 ・秩父定住自立圏による広域連携強化
<p>●人口、産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人口は平成7年(1995年)以降減少に転じ、急速に少子高齢化が進行中 ・用途地域人口はほぼ横ばいであり、一定の人口集積を保っている ・就業者数、従業者数は人口減少に伴って減少傾向にあり、地域の産業特性として、県平均と比較すると第2次産業就業者の比率が高い ・農業は農家数、耕地面積は減少。遊休農地は増加 ・工業は事業所数、従業者数は減少しているが、製造品出荷額は増加 ・商業は事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに減少
<p>●土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内は、都市的土地利用が7割、その反面農地や山林等も点在 ・用途地域内では、一般的な市街地に比べ道路用地の割合が低い ・用途地域外は、農地、山林が半分以上を占め、都市的土地利用は4割程度 ・新築動態、農地転用は、中郷、川東、川西地区で多く発生 ・都市計画区域内の土地利用規制は、横瀬駅周辺に用途地域(第一種住居地域、工業地域)63haが指定され、その他農業振興地域・農用地区域、保安林、県立自然公園地域が指定
<p>●都市基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の道路は、国道299号、県道2路線で都市軸を形成。交通量は国道が増加、県道熊谷小川秩父線は変化なし、県道横瀬停車場線は減少 ・市街地交通に対応した道路が少ない。国・県・町道とも歩道整備が不十分 ・広域道路網として西関東連絡道路が整備中 ・公共交通は、西武鉄道西武秩父線、西武観光バス、予約型乗合タクシーで構成されている ・横瀬駅の乗車人員は減少傾向。バス路線は運行本数が少ない ・都市公園は1箇所、市街地に公園が未設置 ・下水道は特定環境保全公共下水道が約80%整備済 ・その他の都市施設として、町役場等の公共施設、公会堂等のコミュニティ施設、学校等の文教厚生施設
<p>●都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外周部の丘陵地の緑、河川による豊かな水辺、農地の緑など自然環境が豊富 ・景観は武甲山、横瀬川、寺坂棚田に代表される豊かな自然景観、札所等の歴史文化景観、駅前やセメント工場などの都市景観で構成 ・横瀬川の水質は、県の環境基準以下。下水道、浄化槽整備等の効果もあり、その他の河川でも改善傾向
<p>●防 災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町全体の80%を山林が占め、土石流、地すべり、崖崩れといった災害の発生するおそれのある箇所が多数存在。併せて、土砂災害防止法による区域指定も複数箇所ある ・国道299号が第1次緊急輸送道路に位置づけられている ・横瀬川沿いに浸水想定区域、また、ため池(姿の池)決壊による浸水想定区域がある
<p>●町民意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の良さや生活しやすさに満足。道路・交通網の整備に不満 ・都市的な発展を望む一方で、豊かな自然を活用した観光振興に要望がある ・まちなか再生支援事業のヒアリングでは、子育て世代の交流の場の不足、来街者対応機能の不足、回遊性の確保が課題とされた



*1 ポテンシャル：その地区や都市が有する潜在的な能力。

*2 スプロール：都市の郊外部や市街地の周辺で無秩序に拡散する宅地化現象。

5 全体構想（まちづくりの目標）



1. 将来都市像

（1）将来都市像と基本目標

国や県の広域計画における本町の位置づけや「秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「第6次横瀬町総合振興計画」など、これらの上位計画、関連計画、町民意向等を踏まえて、本計画のまちづくりの将来都市像、基本目標を定めます。

第6次横瀬町総合振興計画では、目指すべき将来ビジョンを「日本一住みよい町、日本一誇れる町」とし、計画の目標を「カラフルタウン」に定め、この目標の実現のため7つの柱(施策)を推進し、多様性の溢れるまちづくりを進めるとしています。

また、「秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市づくりの基本理念として「コンパクトなまちの実現」「地域の個性ある発展」「都市と自然・田園との共生」を掲げています。

図 第6次横瀬町総合振興計画の目標

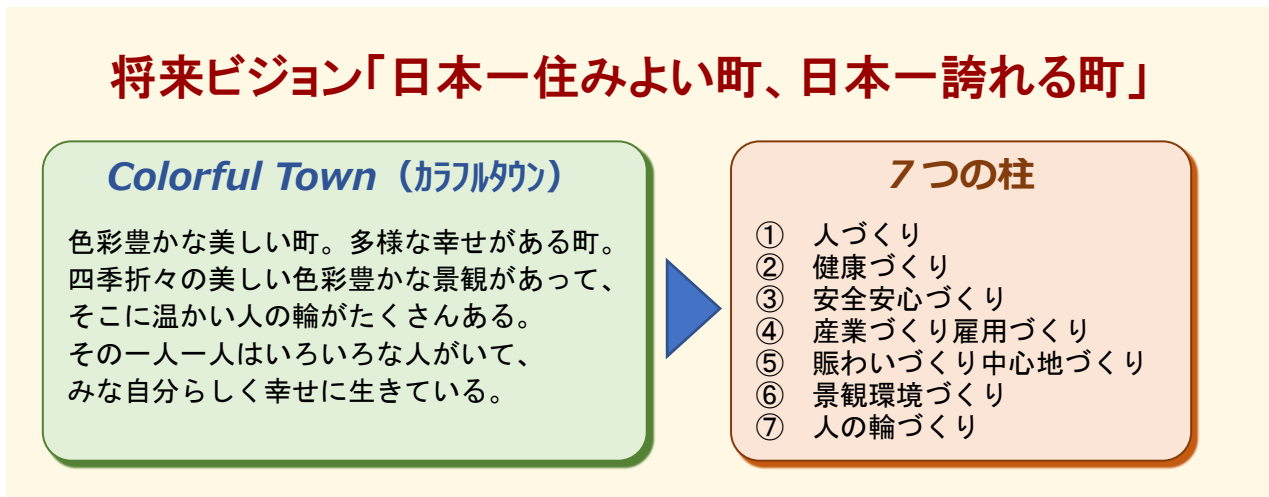
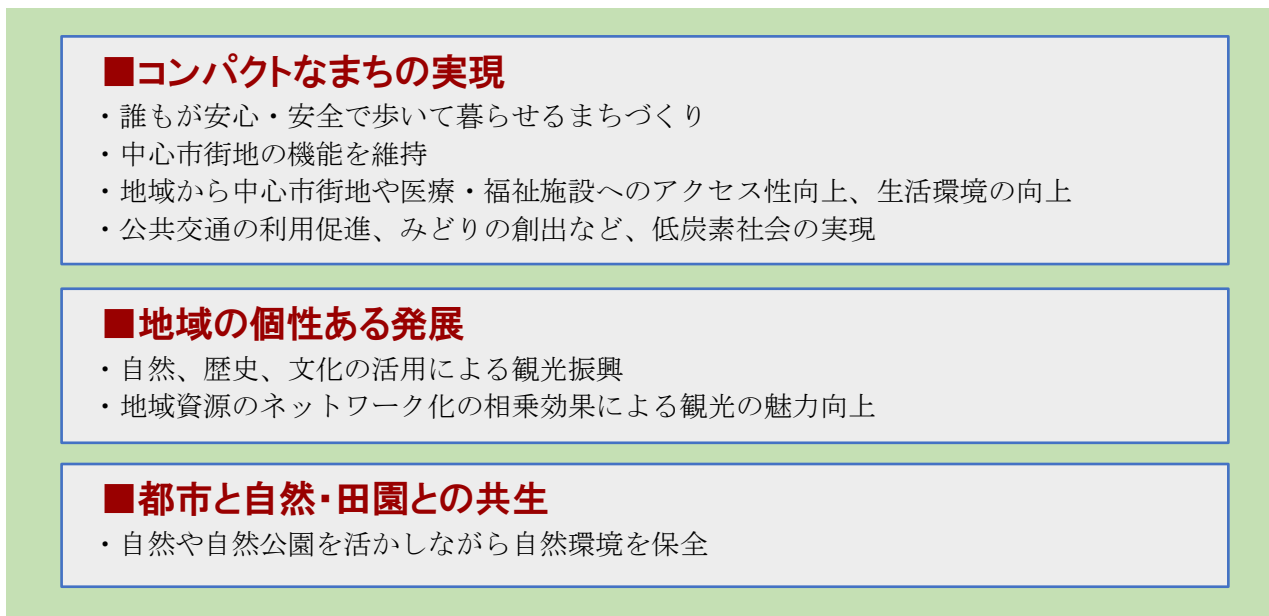


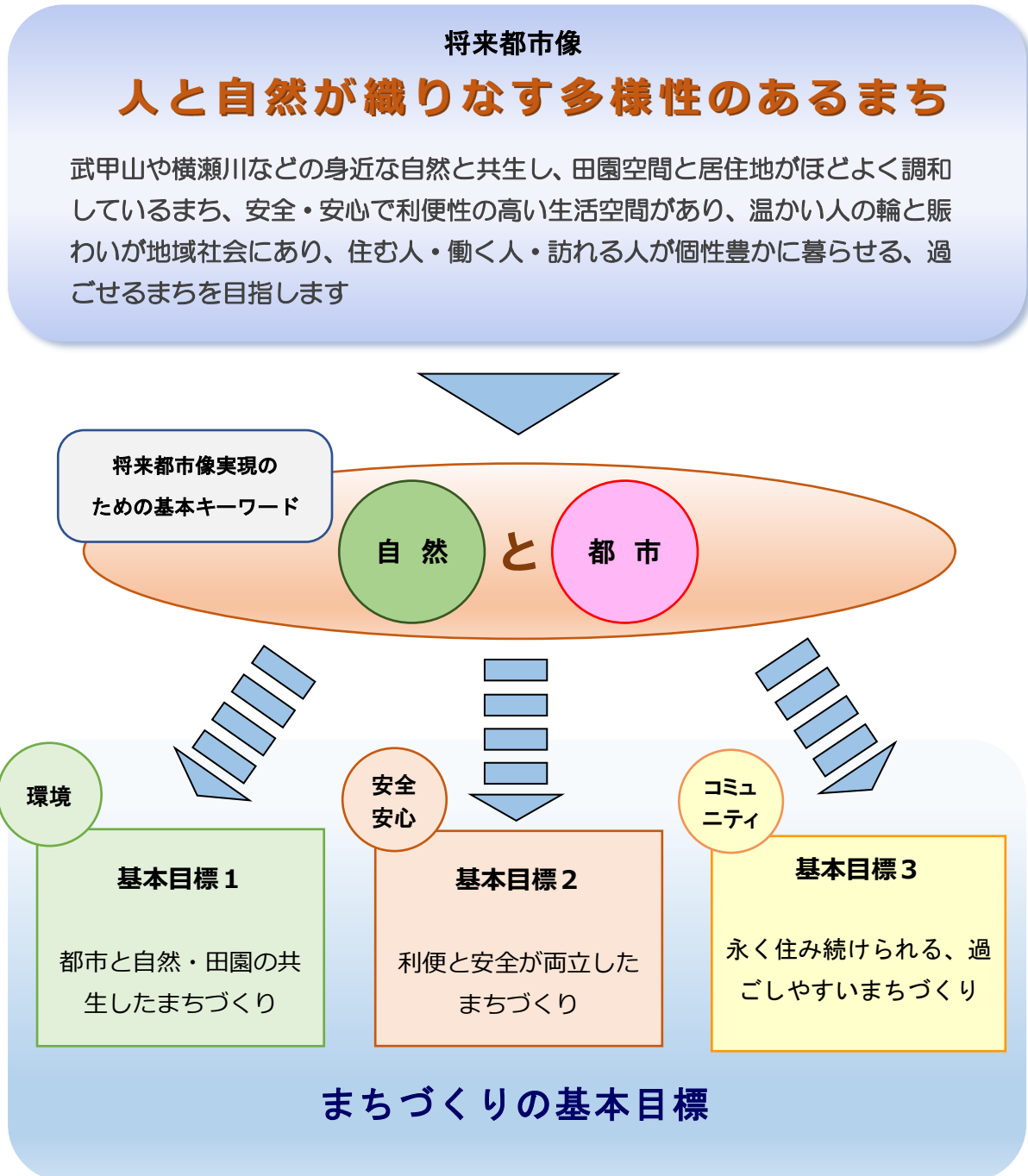
図 秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の基本理念



本町が目指す将来ビジョン、第6次横瀬町総合振興計画の目標と実現のための7つの柱を踏まえ、本計画が目指す将来都市像と基本目標を以下のとおり設定します。

また、この将来都市像は、総合振興計画の改定に合わせ見直すこととします。

図 将来都市像



■基本目標 ①

「都市と自然・田園の共生したまちづくり」

基本方針

- ① 秩序ある土地利用の誘導、田園と居住の調和がとれたまちづくり
【土地利用の方針】
- ② 優れた丘陵緑地や水辺空間の環境・景観保全と寺坂棚田の個性ある田園景観の保全
【土地利用の方針】【都市環境の方針】
- ③ 下水道事業、浄化槽設置管理事業の推進による環境改善と環境負荷の軽減
【都市基盤の方針】【都市環境の方針】
- ④ 自然景観や歴史景観の保全、本町にふさわしい都市景観の形成
【都市環境の方針】

■基本目標 ②

「利便と安全が両立したまちづくり」

基本方針

- ① 中心市街地の機能向上、既存施設の再活用などによるまちなか再生
【土地利用の方針】【都市基盤の方針】
- ② 交通ネットワーク（広域・地域間）の強化
【都市基盤の方針】
- ③ 幹線道路・地域集散道路の安全性の向上
【都市基盤の方針】
- ④ 安全・安心のまちづくりのための防災機能の向上
【防災の方針】

■基本目標 ③

「長く住み続けられる、過ごしやすいまちづくり」

基本方針

- ① 魅力ある中心市街地の形成
【土地利用の方針】【都市基盤の方針】
- ② 集落地域独自のうるおいある生活と地域コミュニティの向上
【土地利用の方針】【都市基盤の方針】
- ③ 歴史・文化・産業資産の継承、発展
【都市環境の方針】
- ④ 観光レクリエーションゾーンの形成によるまちの魅力の向上
【土地利用の方針】

2. 将来都市構造

（1）将来都市構造の考え方

本町は、横瀬駅周辺に市街地の形成があり、また、国道 299 号及び県道 11 号熊谷小川秩父線の沿道に商業施設等と住宅の混在した市街地が形成されています。また、自動車交通の利便が高い姿エリアは、農地から住宅地への転用により、住宅地化が進み、土地利用形態が変化しつつあります。

一方、町の中心であり、玄関口である横瀬駅周辺には、商店街等はなく、町の中心が希薄で賑わいにかけていることや、交通結節点として機能や、歩行者の安全性が不十分であるなどの都市としての課題もあります。

これらのことを踏まえ、人が集い、交流する場を「拠点」、まちの骨格をつくる人や物の主要な動線を「軸」、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を「ゾーン」の 3 つの要素に分類し、配置していきます。

（2）本町の将来都市構造

1) 拠点

① 中心拠点

本町の玄関口となる横瀬駅、行政の中心となる町役場、今後の整備が検討される兎沢町有地の拠点施設周辺を「中心拠点」として位置づけ、町民の生活利便性の向上に資する業務機能や交通結節機能の整備・充実を図るとともに、中心拠点にふさわしい賑わいの創出を図ります。

2) 軸

① 広域連携軸

広域的都市軸を形成するうえで要となる西武鉄道西武秩父線を「広域連携軸（鉄道系）」に、国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線、今後秩父市との連携強化を図るための都市間連絡道路を「広域連携軸（道路系）」に位置づけます。

② 地域連携軸

本町の各地域を結び、広域連携軸への地域交通をサポートする主要道路を「地域連携軸」に位置づけます。

3) ゾーン

① 市街地ゾーン

町の交通結節点である横瀬駅から町役場を結ぶ県道 231 号横瀬停車場線沿道や商業・サービス施設が立地する広域連携軸となる国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線沿道を「市街地ゾーン」に位置づけ、魅力ある都市空間や生活利便施設の集積の向上、これまでに集積してきた既存施設（既存ストック*）の有効活用、新たな拠点施設の設置など、町のさらなる活性化を進めるゾーンとします。

*既存ストック：すでに整備されて未利用・低利用となっている住宅、商業業務施設、工業施設等の建築物、道路、公園、下水道などの都市施設、空き地等

② 住宅地ゾーン

現行の第一種住居地域の市街地ゾーンに含まれないエリア、宅地化が進んでいる姿エリア、町道整備が進められている駅南エリアは、住宅地に純化した土地利用を推進する「住宅地ゾーン」に位置づけ、横瀬町らしい、ゆったりとした、落ち着いたのある良好な住宅地の形成を推進するゾーンとします。

③ 産業ゾーン

本町の産業の中心となっている石灰石関連工場、加工施設が集積する地域を「産業ゾーン」に位置づけ、周辺の居住環境や自然環境、周辺景観と調和した生産環境の形成を推進します。

④ 田園集落ゾーン

集落地と樹林地・農地が調和する田園風景の保全に配慮しながら、定住や地域コミュニティを維持するゾーンを「田園集落ゾーン」に位置づけ、生活道路の充実、防災対策などによって、良好な集落環境、営農環境の形成を進めていきます。

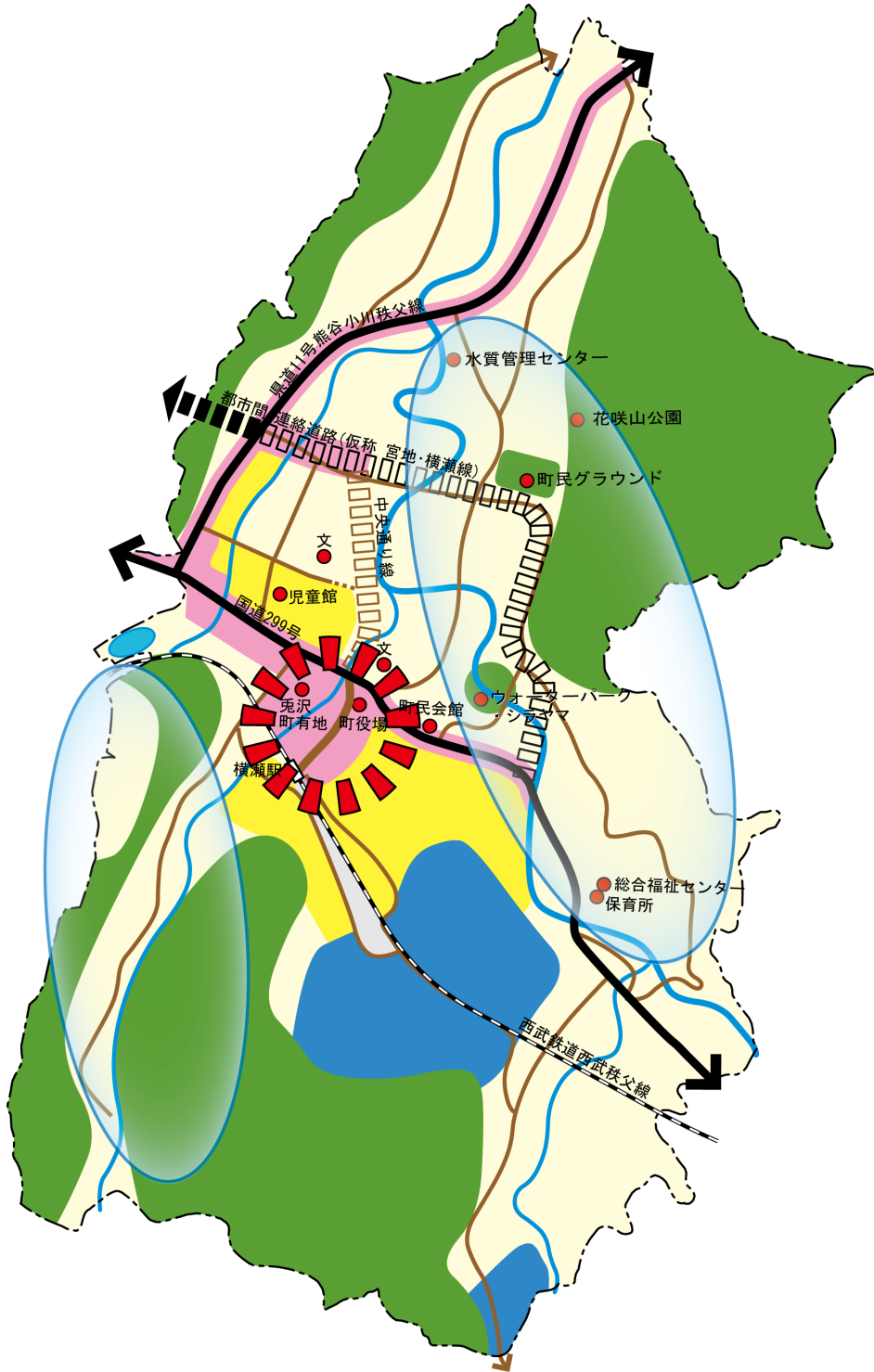
⑤ 公園・緑地・森林ゾーン

花咲山公園、町民グラウンド、ウォーターパーク・シラヤマの公園施設等や寺坂棚田の緑地、本都市計画区域外周部の森林など、レクリエーション機能を有し、観光資源や景観資源にもなる公園、緑地等を「公園・緑地・森林ゾーン」に位置づけます。

⑥ 観光レクリエーションゾーン

町民や来街者の観光やレクリエーションの目的となっている公園や歴史文化施設、民間観光農園などが集積するゾーンを「観光レクリエーションゾーン」に位置づけ、ゾーン内で面的に魅力向上のための整備を進めます。

図 将来都市構造



凡 例	
<p>〈拠点と軸〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点 広域連携軸（道路系） 広域連携軸（鉄道系）・鉄道駅 地域連携軸（道路系） 町有施設 	<p>〈ゾーン〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地ゾーン 住宅地ゾーン 産業ゾーン 田園集落ゾーン 公園・緑地・森林ゾーン 観光レクリエーションゾーン 河川・ため池

3. 将来フレーム

(1) 将来フレーム(*)の考え方

都市計画は長期的な目標や計画を定める施策であるため、目標の基盤となるまちの状態設定が必要になります。本計画においては、状態設定の基盤を将来人口とします。

将来人口を用いるのは、将来のまちがどのような都市規模になるか、どの程度の都市的土地利用を配置し、都市施設を整備していく必要があるかを定めるための最も基本的な数値指標となるからです。

*将来フレーム：将来(目標年次)における人口、産業、土地利用などの規模。

(2) 人口フレーム

1) 総人口

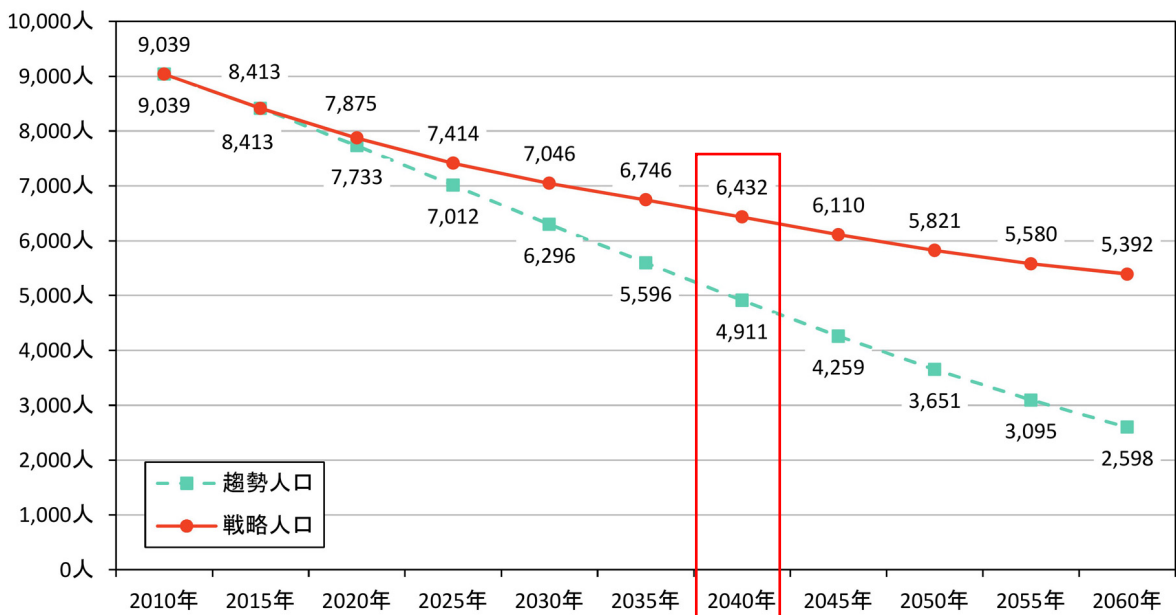
本町の総人口を国勢調査の推移で見ると、平成 17 年(2005 年)から平成 27 年(2015 年)の 10 年間で約 1,000 人減少し 8,519 人になっています。人口推移は、平成 7 年(1995 年)の 10,194 人をピーク(ピーク人口)にそれ以降はゆるやかに減少していることから、「横瀬町人口ビジョン」では今後も人口減少が続き、令和 42 年(2060 年)に 2,600 人まで減少すると予測しています(趨勢人口)。

この人口推計に対し、「横瀬町人口ビジョン」では子育て環境の充実や移住促進など、人口減少を抑制する政策努力を積極的に行うことで、令和 22 年度(2040 年度)6,500 人、令和 42 年度(2060 年度)における総人口を 5,400 人とすることを目指しています(戦略人口)。

本計画においても、戦略人口達成を目標とし、都市全体における人口定着の促進に向けた施策の展開、市街地における都市機能の確保、集落地域における地域コミュニティの維持、向上を推進することによって、本計画の目標年度である 20 年後の令和 22 年(2040 年)の目標人口を 6,500 人とします。

将来総人口(令和 22 年、2040 年) : 6, 500 人

図 横瀬町人口ビジョンにおける戦略人口の推計



資料：横瀬町人口ビジョン

2) 区域別人口

総人口の設定にあたって、令和 22 年(2040 年)の総人口を 6,500 人と定めましたが、ここでは行政区域(町全域)の一部を構成する都市計画区域と用途地域の将来人口を設定します。

平成 22 年(2010 年)と平成 27 年(2015 年)の区域別人口は以下のとおりで、区域によって差があるものの、減少傾向にあります。

表 区域別の人口推移

	面積 (ha)	人口		
		2010 年 (人)	2015 年 (人)	人口増加率 (%)
用途地域	63.0	1,075	1,058	▲1.6
用途地域外	726.0	7,134	6,714	▲5.9
都市計画区域	789.0	8,209	7,772	▲5.3
都市計画区域外	4,147.0	830	747	▲10.0
行政区域	4,936.0	9,039	8,519	▲5.8

資料：都市計画基礎調査

区域別の人口は、以下の考え方に基づいて設定します。

表 区域別の人口設定と考え方

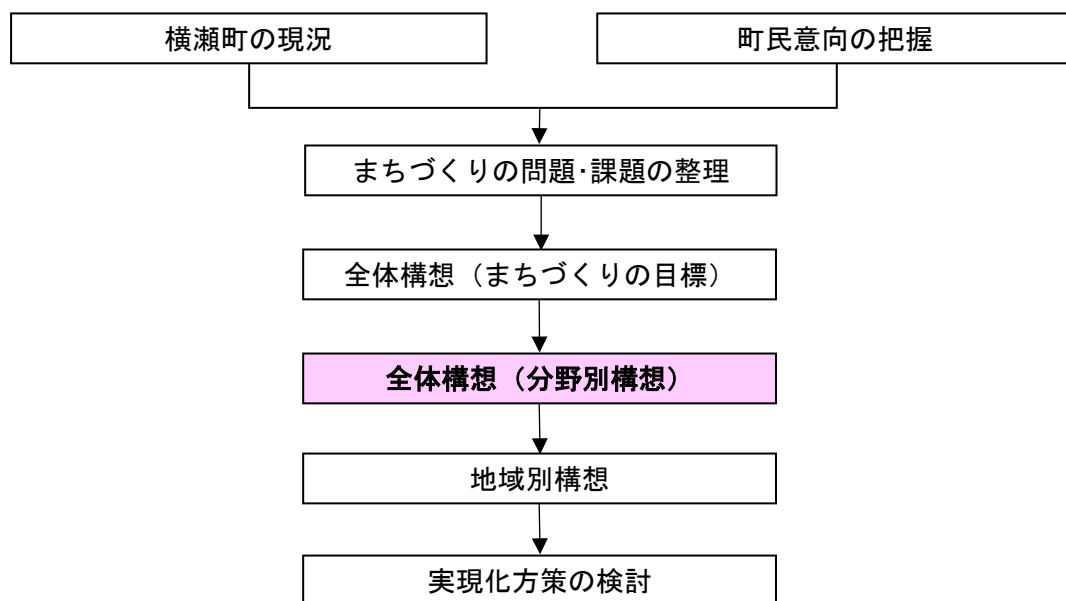
	人口設定の考え方	人口設定
用途地域人口	現在の中心市街地である用途地域は、道路、公園等の都市施設の整備や環境改善に努め、現在の人口規模を極力維持することを前提に、人口設定を行います。	1,000 人
用途地域外人口	用途地域外は町全体の人口減少に比例して減少することはやむを得ないものの、姿エリアや駅南エリアにおける人口定着を積極的に推進することを前提に人口設定を行います。	5,150 人
都市計画区域人口	上記の用途地域人口と用途地域外人口を加えた人口を都市計画区域人口とします。	6,150 人
都市計画区域外人口	都市計画区域外は山間地域が主体となることから、人口減少を続けており、今後も人口定着の促進を図るものの、都市部と比較して人口減少はやむを得ないと想定されるため、総人口に比例して減少することを前提に人口設定を行います。	350 人
行政区域人口(総人口)		6,500 人

図 区域別の人口設定(令和 22 年(2040 年))

用途地域 1,000 人	用途地域外 5,150 人	都市計画 区域外 350 人
都市計画区域 6,150 人		
行政区域 6,500 人		

6

全体構想（分野別構想）



1. 分野別構想の構成と進め方

分野別構想では、「まちづくりの基本目標」や「将来都市構造」の実現のために必要な都市計画の分野を以下の4項目の分野に分け整備方針を定めます。

分野別構想の構成は、分野ごとの問題点、課題に対するまちづくりの方針（「基本方針」）を定め、次に方針に基づく具体的な整備方法などの考え方（「基本構想」）の順に定めていきます。

図 分野別構想の分野

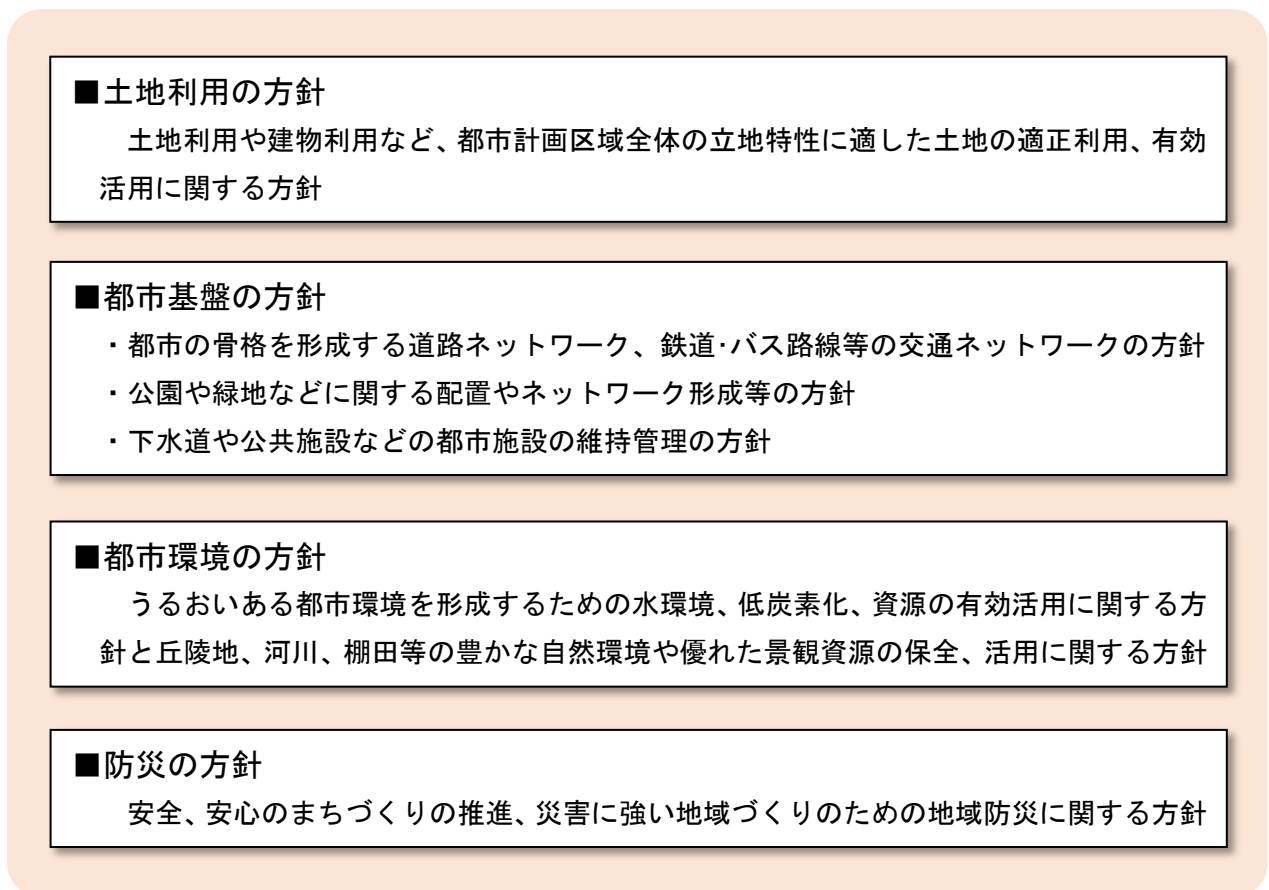
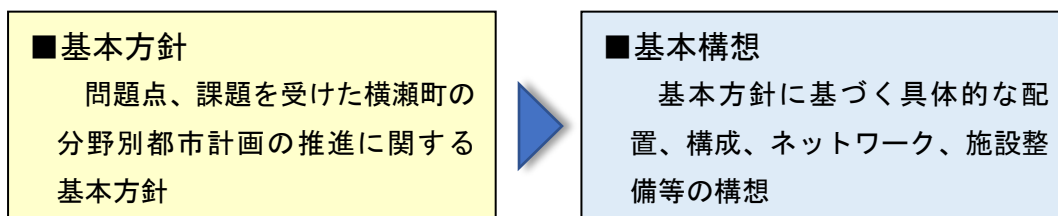


図 分野別構想の進め方



2. 土地利用の方針

(1) 基本方針

- 都市環境(市街地環境)、自然環境の調和を前提とした、ゆとりある土地利用の推進を図ります。
- 市街地(用途地域とその周辺)を中心に、土地利用の純化による効率的かつ環境の整った土地利用を誘導します。
- 無秩序な市街化を抑制し、市街地における都市機能の集積（コンパクトなまちづくり）を図ります。
- 駅周辺や幹線道路沿道等は、その立地特性にあった土地利用を推進します。
- 厚みと広がりのある市街地形成とともに、中心市街地の活性化を図ります。
- 秩父都市圏の一角を形成する都市として、活力ある拠点や閑静な住宅地形成を図ります。

(2) 基本構想

市街地ゾーン

1) 中心市街地

第一種住居地域が指定されている区域のうち、横瀬駅から国道 299 号に至る県道 231 号横瀬停車場線沿道の区域は、本町の中心部として、町民・来街者が徒歩でも安全に行き来できる街路や駅前広場の整備、住宅地と小規模商業施設の複合利用などにより、利便性の高い、住宅地の中にも賑わいのある市街地空間の形成を目指します。

また、既存施設や遊休地も含め、中心市街地の活性化に資するよう、既存ストックの再利用、有効活用を図ります。



市街地(県道 231 号横瀬停車場線)

2) 市街地利用検討地

兔沢町有地を含む一帯の土地は、横瀬駅に近接していながら遊休地となっています。今後、町有地を含めた有効利用を検討し、本町の中心部としてまちなか再生に資する利用を検討していきます。



兔沢町有地一帯の様子

3) 幹線道路沿道利用地

幹線道路である国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線は、広域ネットワークを形成する路線で、交通量も多く、その沿道は、商業、サービス施設等による沿道利用が行われています。

今後も、幹線道路沿道の利便を活かした商業、サービス施設等の土地利用の促進を図ります。

なお、本町の幹線道路沿道において、用途地域内や宅地利用が混在している場所については、宅地等の土地利用との調和に配慮しつつ、建物用途の規制、誘導により、環境を悪化させるおそれのある施設の立地の制限を図ります。



国道 299 号沿道



県道 11 号熊谷小川秩父線沿道

住宅地ゾーン

4) 住宅地

第一種住居地域内の中心市街地を除く区域は、住宅、兼用住宅を主体とする住宅地形成を目指し、土地利用の純化を推進します。

また、居住環境を悪化させるおそれのある施設の立地を制限し、本町らしい緑豊かでゆとりのある住宅地の形成に努めます。



第一種住居地域内の住宅地

5) 住・農調和整備地

姿エリアは、秩父市市街地に近く、国道 299 号や県道 11 号熊谷小川秩父線にも面する交通利便の高い地区であることから、建物の新築などによる土地利用の改変が点的に発生しています。一方、営農者もおり、農地も一定規模存在しています。

さらに、都市間連絡道路（仮称 宮地・横瀬線）の整備により、土地利用の改変がより進むことが見込まれます。そのため、農地の集約化などの手法による計画的な農地の保全と住居系を主体としたゆとりある居住環境の住宅、農地が調和した地区整備を図ります。



姿エリア



姿エリア

6) 住宅地利用検討地

現在の横瀬駅南側(駅南エリア)は、駅隣接地でありながら、地域集散道路となる町道がないため、山林が多く、木の間沢沿いに小規模集落がある状況となっています。

今後、町道の新規路線として、木の間沢側から駅南側へ通り抜ける町道が開通することから、駅隣接地としてのポテンシャルを活かした住宅地利用を主体とした、適正な開発整備の誘導などにより、適切な土地利用を推進します。



駅南エリア



駅南エリア

産業ゾーン

7) 工業地

現在、三菱マテリアル工場等が立地する工業地域とその南側の工業地及び町道1号線沿道に立地する工業地は、引き続き産業振興のため工業に純化した土地利用を継続していきます。また、緩衝緑地の整備、維持保全など、周辺環境に配慮した土地利用を促進します。



三菱マテリアル工場



鉄工所

田園集落ゾーン

8) 田園集落地

引き続き、農地や山林、緑地と既存集落との共生を図り、無秩序な開発を抑制し、自然環境や田園景観を保全しつつ、生活道路の機能確保や防災対策により、住みやすい地域づくりを図ります。



根古屋地区



川東地区

公園・緑地・森林ゾーン

9) 公園施設等

花咲山公園、町民グラウンド、ウォーターパーク・シラヤマの公園施設等は、観光やレクリエーションの拠点として、利用者ニーズなどを反映した機能充実を図りながら、適切な維持管理に努めます。

寺坂棚田は県内最大級の棚田であり、縄文時代の遺跡が見つかるなど、地域の農業、歴史、文化が受け継がれてきた場所です。現在も稲作が行われており、稲作体験や景観資源として観光面でも活用されています。本町の特色でもある美しい景観を後世に継承するため、官民が協力しながら保全を推進します。



ウォーターパーク・シラヤマ



寺坂棚田

10) 森林等

都市計画区域の周辺は丘陵地で構成され、緑に囲まれた優れた自然環境、自然景観を有しています。特に市街地から見える樹林地は、維持保全を図り、開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

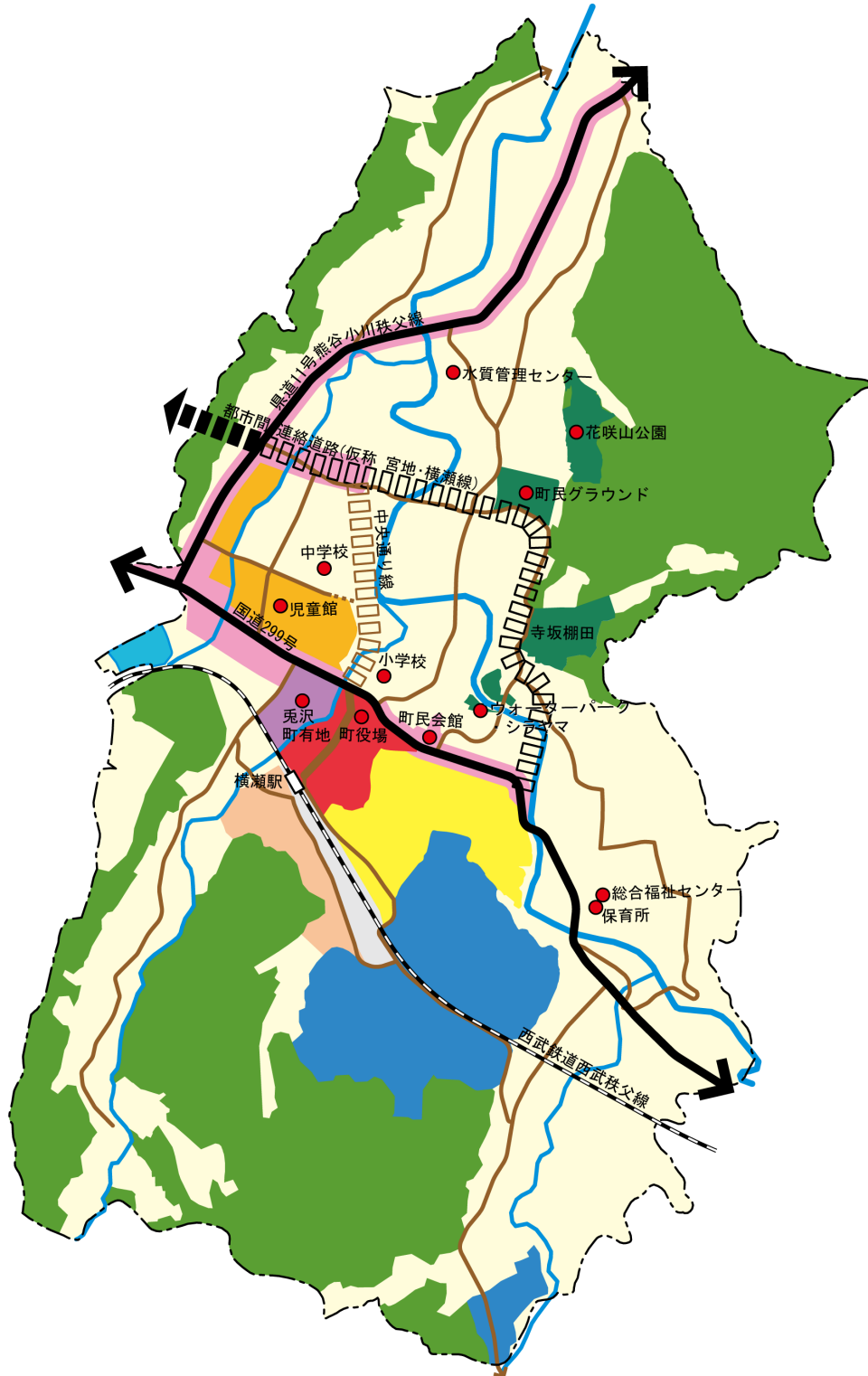


県道 11 号熊谷小川秩父線の後背緑地



寺坂棚田北側の丘陵緑地

図 土地利用方針図(全体構想図)



凡 例		
①市街地ゾーン	③産業ゾーン	— 広域連携軸(道路系)
■ 中心市街地	■ 工業地	□□□□ 広域連携軸(道路系)検討路線
■ 市街地利用検討地		— 広域連携軸(鉄道系)・鉄道駅
■ 幹線道路沿道利用地	④田園集落ゾーン	— 地域連携軸(道路系)
	■ 田園集落地	□□□□ 地域連携軸(道路系)検討路線
②住宅地ゾーン	⑤公園・緑地・森林ゾーン	— 河川・ため池
■ 住宅地	■ 公園施設等	● 町有施設
■ 住・農調和整備地	■ 森林等	
■ 住宅地利用検討地		

3. 都市基盤の方針

(1) 基本方針

① 道路・交通

- 西関東連絡道路や秩父市・小鹿野町との連絡機能を強化する都市間連絡道路の整備を促進します。
- 幹線道路における歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の設置、整備を促進します。
- 町内や市街地の骨格となる地域集散道路網の整備、推進をしていきます。
- 「日本一歩きたくなる町」、賑わいやゆとりある市街地空間の形成などを目指し、歩行者動線、歩行者空間の整備をしていきます。
- 交通結節点である駅前広場の整備を促進します。

② 公園等・緑地・河川

- まちの魅力、快適性向上のため、生活環境の保全やレクリエーション、コミュニケーションの場の確保の観点で、必要な公園の配置と確保を推進します。
- 利用者ニーズや使用状況に応じた公園・広場の改修、改善に努めていきます。

③ 都市施設

- 下水道整備計画により、供用開始区域を拡大し、事業を推進していきます。
- 公共施設は、長寿命化計画により適正な維持、管理を行います。
- 用途廃止した施設や跡地は、有効利用の検討をしていきます。

(2) 基本構想

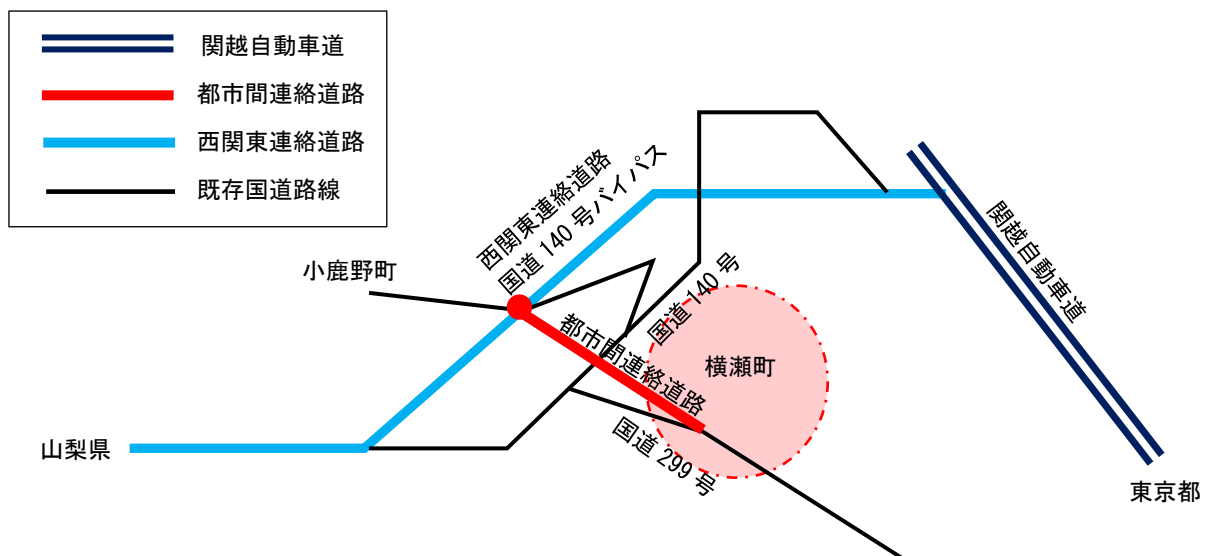
1) 道路・交通

① 広域ネットワーク

国道 140 号と国道 299 号及び整備中の西関東連絡道路は、秩父都市計画区域において基本骨格となる幹線道路になります。特に西関東連絡道路は、周辺地域や他県の移動円滑化に大きく寄与するため、早期の全線整備を要望していきます。

本町における広域ネットワークでは、小鹿野町方面、西関東連絡道路へのアクセス改善のため、横瀬町、秩父市、小鹿野町を結ぶ都市間連絡道路の建設を促進します。

図 広域ネットワーク整備構想



② 都市内ネットワーク

ア) 幹線道路の整備

○幹線道路（広域連携）

本町の幹線道路ネットワークにおいて、東西軸の国道 299 号と南北軸の県道 11 号熊谷小川秩父線は都市軸を形成するとともに、周辺市町との連携を担うネットワークとなっています。

この2路線は、大型車の混入率も高く、交通量も多いため、交差する坂氷交差点での交通負荷が大きくなっています。また、秩父市内で国道 299 号と国道 140 号が交差する交差点においても交通負荷が高く、渋滞が発生しています。

このことを踏まえ、秩父市と連携し、国道 299 号の交通負荷の軽減や西関東連絡道路との連携強化を目的に、都市間連絡道路（仮称 宮地・横瀬線）を整備する検討を行っていきます。

また、国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線は、ともに通学路になっていますが、歩道の確保が十分でない箇所があるため、引き続き、県への要望を行い、交通安全及び交通の円滑化を促進します。

○幹線道路（地域連携）

県道 231 号横瀬停車場線は、国道 299 号から交通結節点となる横瀬駅を結ぶ中心市街地を形成する骨格道路となっています。両側歩道が設置されていますが、歩道幅員が狭いなどの問題があり、引き続き県への要望を行い、歩行者の安全確保や賑わいある市街地空間の創出を促進します。

中央通り線は、都市内において、国道 299 号と都市間連絡道路及び県道 11 号熊谷小川秩父線の交通動線を補う役割として整備の検討をしていきます。



県道 11 号熊谷小川秩父線



県道 231 号横瀬停車場線

イ) 地域集散道路（町道）

各地域の発生集中交通を幹線道路に安全かつ効率的に誘導したり、地域間の連絡を円滑に行うための道路で、主に1級町道が該当します。

これらの道路は、地域の骨格を形成しており、生活環境の向上や歩行者の安全な通行のための歩道整備や狭あい箇所の改良等、地域の状況にあった整備を推進します。

また、低・未利用地活用の推進などを目的として、地域活性化のために必要となる新規路線も検討、整備をしていきます。



根古屋地区の地域集散道路



川東地区の地域集散道路

ウ) 駅前広場

駅前広場は、鉄道、バス、自家用車交通等の複数の交通機関及び歩行者・自転車利用者が交通機関の乗り継ぎを行うための交通結節点になります。

横瀬駅前広場は、タクシー、自家用車の乗降場としての機能を有していますが、歩車道分離がなく混在しています。

今後は、鉄道会社と協議を重ねながら、中心拠点の駅としての機能や安全性の確保を目指し、整備を推進していきます。

また、自転車、バイクの駐輪場が狭いため、駅周辺と併せて整備をしていきます。



横瀬駅及び駅前広場

エ) 歩行者通行空間

住民のウォーキングや来街者が観光の際に、地域を回遊したり、駅から観光拠点までを結ぶ歩行者空間を「日本一歩きたくなる町プロジェクト」におけるウォーキングコースを主に構築し、賑わいやゆとりある、安全な歩行者通行空間の確保を推進します。

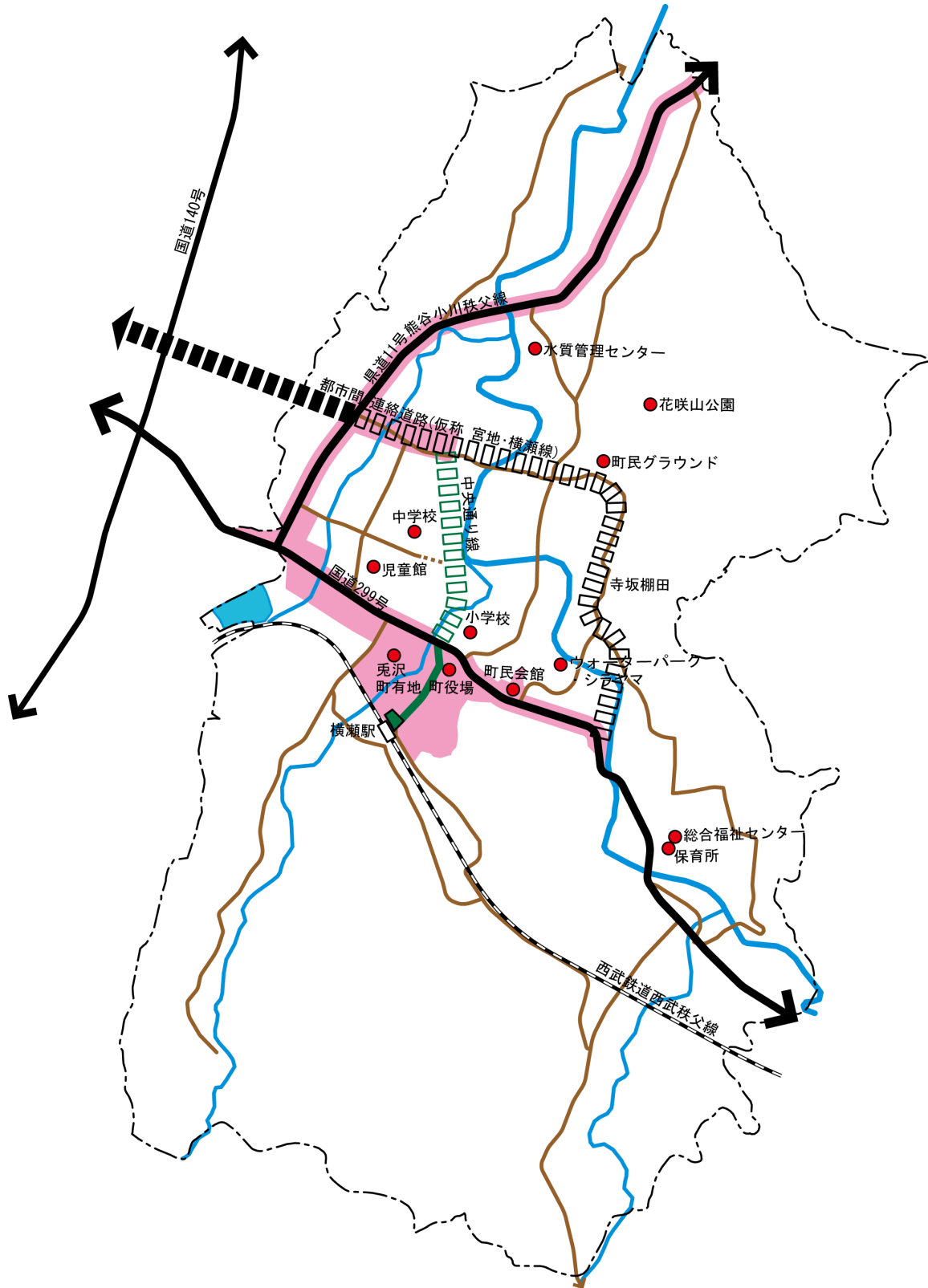
③ 公共交通

西武鉄道西武秩父線は、本町の公共交通の中心として広域的なネットワークを担う観点から、駅前広場の整備やバス路線との連携強化、観光イベントとの連携などにより、利用者の増加、利便性の向上を図ります。











路線バスは、西武観光バスの横瀬線、定峰線、三沢線の3系統が運行されています。今後、事業者、関係機関と協議を重ねながら利用率と利便性の向上に取り組み、高齢者や学生などの貴重な移動手段として維持していきます。

また、町内全域で本町が実施する予約型乗合タクシーが運行されています。今後も身近な公共交通として、高齢者等の交通弱者の生活利便性の向上を図っていきます。

図 道路網構想図



凡 例

	幹線道路(広域連携)		市街地ゾーン
	幹線道路(広域連携)※検討路線		鉄道
	幹線道路(地域連携)		河川・ため池
	幹線道路(地域連携)※検討路線		町有施設
	地域集散道路		
	駅前広場 ※整備検討		

2) 公園等・緑地・河川

① 公園、広場

公園、広場は、町民が身近に利用できる子育て・高齢者の交流の場、やすらぎの場であるとともに、災害時等の避難場所としての役割も果たしています。誰もが安全・安心で快適な居住環境の中で暮らせるよう、引き続き、計画的な公園、広場の維持・管理を推進します。

ア) 都市公園

■ウォーターパーク・シラヤマ

親水型の公園として、町民、来街者を問わずに利用されており、利用者も増加傾向にあります。今後も利用者のニーズにあわせ、交流拠点として適切な維持管理を行っていきます。

維持管理については、長寿命化計画を策定し、計画的な遊具や設備の修繕、更新を行います。

■その他の都市公園

都市公園の目標面積は、都市公園法施行令第1条の2及び横瀬町都市公園条例に基づいた面積の確保を推進していきます。

今後、住宅地の土地利用が見込まれる駅南エリアや姿エリアには、身近な公園、広場がないため、新たな公園、広場の適正配置とその整備を図ります。

表 都市公園の目標

	目標原単位(*)	人口(2040年)	都市公園面積
町総人口当たりの公園面積	10 m ² /人	6,500人	6.5ha
市街地人口当たりの公園面積	5 m ² /人	1,000人	0.5ha

*都市公園法施行令第1条の2及び横瀬町都市公園条例の目標面積は同じ数値であり、町総人口当たり10 m²/人以上、市街地人口当たり5 m²以上となっています。

イ) 都市公園以外の公園、広場

■花咲山公園

行政と民間団体の協働で整備、管理が行われており、今後もより魅力ある公園とするため、計画的な整備と適正な維持管理の継続に努めていきます。

■町民グラウンド

今後も、業務委託により日常の維持管理を継続し、適正な状態を維持していきます。

平成27年(2015年)より整備された人工芝のサッカーコートは、今後も定期的な芝の張替えを実施していきます。

■コミュニティ広場等

行政と地域の協働で管理が行われており、適正な維持管理の継続に努めていきます。

また、本町のコミュニティ広場は、災害時の避難場所になっており、今後は災害時に対応できる広場としての施設整備も推進していきます。

また、子育て支援を目的にコミュニティ広場内に「プレーパーク」の配置、整備を検討していきます。

■ プレーパーク

プレーパークは、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを目的として、子どもの好奇心を大切に、子どもが自由な発想でやりたいことができる公園や公園の一部に設置された場所で、子ども自身が遊び方を考え、それを手助けできる道具や場所を提供していきます(段ボール遊び、ロープ遊び、木工遊び、どろんこ遊び、木登り、虫取り、穴掘り、水遊び、焚き火等)。

設置には、子どもとともに遊び、考え、遊びの内容や遊び場をデザインし、緊急時の対応も行うプレーリーダーを配置することがあります。

② 緑地

都市計画区域の外周部は、丘陵地に囲まれており、都市計画区域内からの景観は緑に包まれたまちとなっています。

この丘陵地の連続した緑は、本町の都市計画区域の特徴であり、自然環境、自然生態、自然景観の観点から保全を推進します。

特に市街地に隣接する後背緑地となる丘陵緑地、斜面緑地は、防災面、景観面からの保全や整備を推進します。なお、緑地の保全、活用にあたっては、緑地の特性、立地条件、貴重性、規模等を考慮し、必要に応じて風致地区、特別緑地保全地区、都市緑地、保存樹林等の指定も検討していきます。

また、生産緑地である農地は、都市と自然が調和した環境形成のため、身近な自然である農地の保全、営農環境の維持、向上に努めるとともに、遊休農地の有効な土地利用を検討していきます。



後背緑地と農地

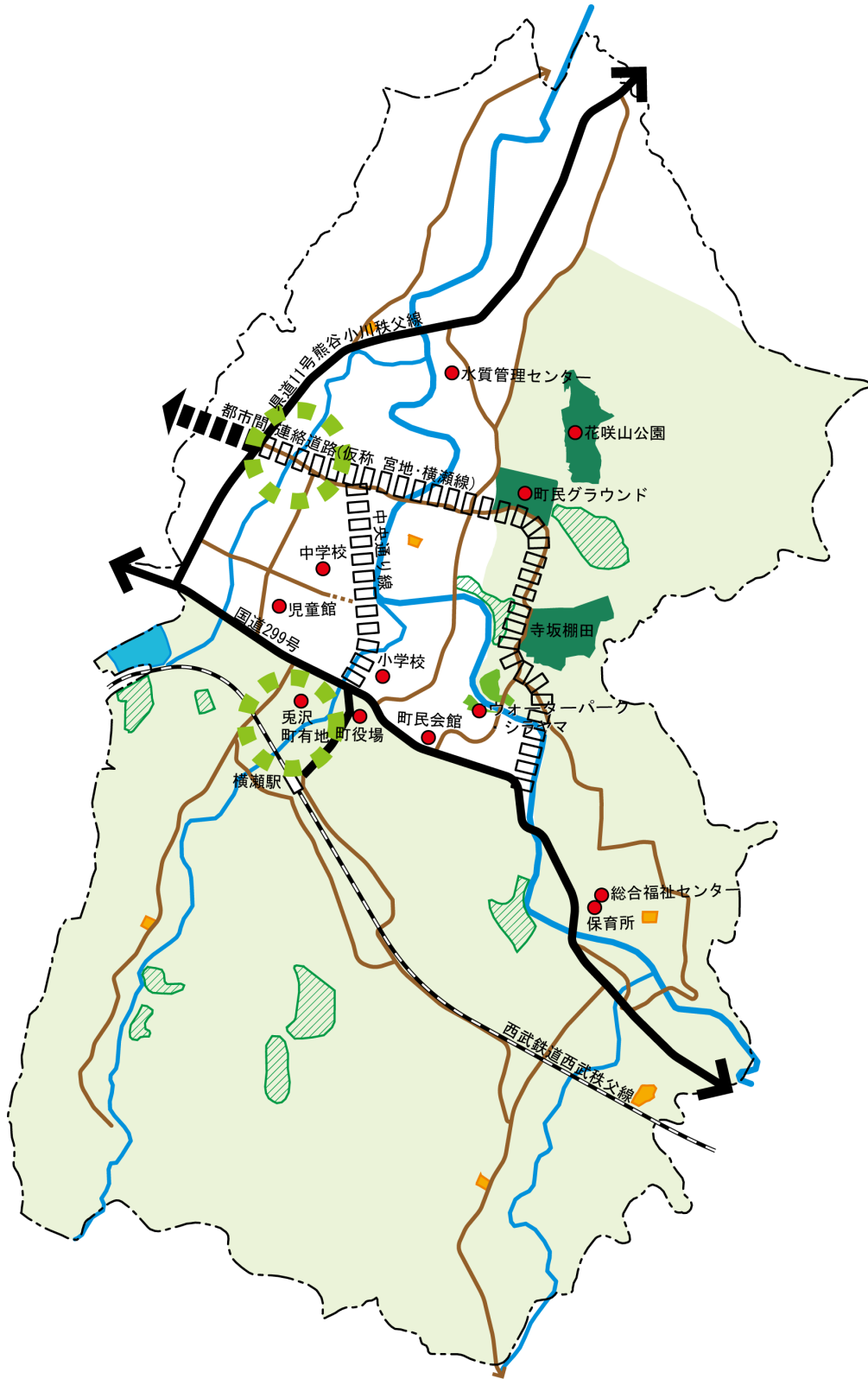
③ 河川

河川は、本町の貴重なオープンスペースであり、また、河岸には斜面緑地があり、豊かな水辺空間を形成しています。

このような豊かな自然環境や生態系の保護、水質保全を考慮しながら、親水性のあるレクリエーション空間として活用を図ります。

一方、急峻な河川には、砂防指定地が多くあります。定期的な管理により、防災機能の維持を図ります。

図 公園緑地配置構想



凡 例	
	幹線道路
	幹線道路 ※検討路線
	地域集散道路
	鉄道
	河川・ため池
	町有施設
	都市公園
	都市公園設置検討地
	都市公園以外の公園等
	コミュニティ広場
	保安林
	県立武甲自然公園区域

3) 都市施設

① 公共下水道

本町の公共下水道は、公共下水道事業計画に基づき事業を推進しており、令和7年(2025年)3月末までに全体計画区域147haの全区域が供用を開始する見込みです。

今後も施設の維持・管理に併せて、施設の更新を進めるとともに、接続率の向上を図り、事業運営に企業性を発揮した経営の健全化に取り組みます。

② その他の都市施設

道路、公園等の公共施設、町役場、学校等の公共建築物については、長寿命化修繕計画に基づき、インフラの長寿命化により安全性と利便性を確保しながら、効率的な公共施設の整備改善、公共施設の維持管理・修繕費の縮減に努めます。

また、用途廃止となった施設や跡地は、有効な活用を目指して幅広い検討を行っていきます。

4. 都市環境の方針

（１）基本方針

- 地域の特性でもある多様な景観の保全を図ります。
- 市街地内や市街地から見える良好な景観に対し、景観を阻害する要素の制限を推進します。
- 特定環境保全公共下水道、合併浄化槽の整備促進を図り、公共用水域の水質改善に努めます。
- 資源の有効活用につながるライフスタイルの推進のため、4Rに積極的に取り組みます。

（２）基本構想

1) 景観

① 自然景観

都市・市街地を包む樹林地、寺坂棚田をはじめとする農地の田園風景、農村風景、横瀬川等の河川や姿の池等の池沼の水辺景観を、本町の特徴を表す原風景として保全に努めます。



都市と自然が共存する景観



緑に包まれた田園風景

② 歴史景観

地域の歴史を伝える神社仏閣や周辺の樹林（鎮守の森）、歴史的建造物、歴史的遺構を町民の歴史文化の財産として継承していきます。



札所第九番 明智寺



札所第七番 法長寺

③ 都市景観

町内全域が県の景観条例の適用区域になっているため、今後も埼玉県景観計画に基づき、良好な景観形成に努めます。

中心市街地では、ゆとりある住宅地、周辺景観と調和のとれた街並み、緑に包まれた本町にふさわしい景観形成を図ります。また、必要に応じて、地域、地区単位での建物の用途、高さ、壁面の位置、形態・意匠等の規制、誘導手法も検討します。

駅周辺や幹線道路沿道は、町の顔や玄関口にふさわしい、過度な形態、色彩、装飾を抑制した景観形成を推進します。

本町の代表的な工業地景観である三菱マテリアル工場は、町内の至る所から見える施設景観であり、緑の中の工場景観として、周辺緑地、緩衝緑地の維持保全に努めます。



駅前通り



緑に囲まれた工場景観

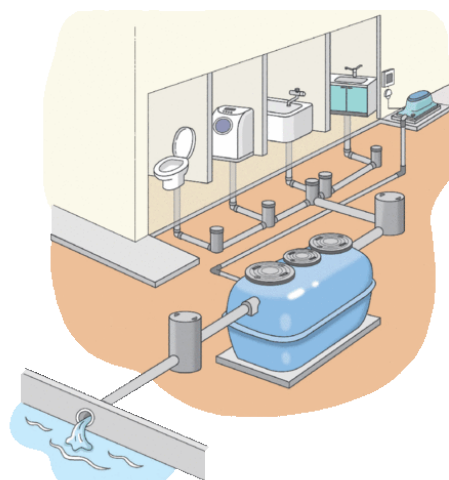
2) 環境負荷の軽減等

① 生活排水処理対策

引き続き、公共下水道と合併浄化槽を組み合わせることで町内の生活排水処理を推進することで、健康で文化的な生活の実現と公共用水域の水質改善に努めます。



横瀬町水質管理センター



合併浄化槽

資料：建設課

② 都市環境の維持、向上

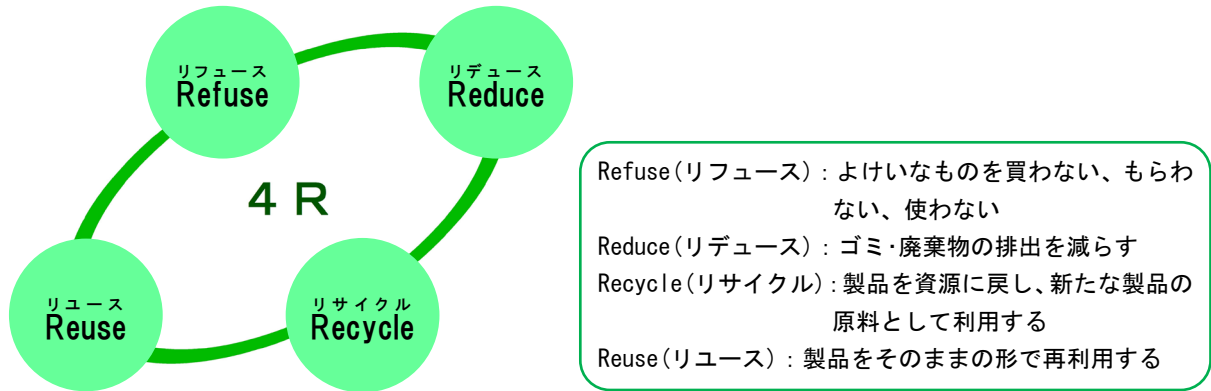
- ・緑には、生態系の保全機能、二酸化炭素の吸収等の大気調節機能、気温や湿度の気候調整機能、斜面地保護の防災機能、水源かん養機能、レクリエーション機能、文化・学習機能、木材や林産物等の生産機能等の多様な機能があり、これらの機能を有効に活用するため、現存する緑や緑地環境を維持、保全するとともに、住宅、事務所、工場等における緑化を「オープンガーデンよこぜ」を活用した取り組みなどを通じて緑化意識の向上を促進します。また、公共施設、公園、学校などの敷地や道路沿道部分の緑化を推進します。
- ・自動車の排気ガス対策、交通渋滞の緩和を目標に、公共交通利用を促進するため、駅等の交通機関へのアクセス性の向上、路線バスの利用促進を図ります。

③ 資源の有効活用

4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）運動を積極的に推進し、ゴミとなるものの発生抑制、ゴミの減量化、再資源化、再利用の促進を図り、製造業の企業においてもゼロエミッション化(*)の推進等資源の有効利用を推進します。

*ゼロエミッション：工場で排出される廃棄物や副産物を別の原材料として再利用することで、廃棄物を自然界に排出しないようにすること。

図 4 Rの構成



5. 防災の方針

（１）基本方針

- 災害時における緊急輸送路の確保・整備を促進します。
- 避難場所の防災拠点としての機能充実を図ります。
- 避難路ネットワークの確保を推進します。
- 土砂災害、浸水災害を防止するための対策を推進します。
- 防災、防犯、景観等の観点から、空き家や低・未利用地の総合的な対策を推進します。

（２）基本構想

1) ハード防災

① 緊急輸送路

第1次緊急輸送路に位置づけられている国道299号については、十分な幅員や構造を確保した整備を促進するよう県に要望していきます。

② 避難場所

災害が発生した際に避難場所となる町役場、学校、町民会館等の公共施設は、建物の耐震化の推進、防災備蓄の対応など、防災拠点としての機能の充実を図り、また、公園・広場等のオープンスペースは、災害時に避難場所として利用できるよう、施設整備を推進します。

③ 避難路

避難場所の整備とともに、避難場所に至るまでの安全な道路の整備、ネットワークの構築を推進します。また、救急車、消防車等の緊急車両の通行を円滑に行えるよう、地域集散道路の狭い箇所への解消に努めていきます。

また、安全な避難路の確保や緊急車両等の通行妨害の回避のため、老朽化等によって倒壊の危険性のある沿道敷地のブロック塀、コンクリート塀を、フェンスや法令に従った安全性のあるブロック塀に築造することを奨励します。

④ 治山、治水

土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性のある区域については、災害防止に資する土砂災害や急傾斜崩落の危険個所の円滑な整備、改善に向けて、関係機関へ働きかけを推進します。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業により、安全な土地への移転を推進します。

河川では、特に横瀬川の増水による浸水想定区域においては、県に対して土砂の浚渫（しゅんせつ）、改修、整備の要請を行っていきます。

⑤ 防火、不燃化

火災に対する危険を回避するには、個々の建築物による防火性の向上だけでなく、耐火建築物や防火建築物が集団になることで延焼防止機能を向上させ、火災に対して安全で、燃えにくい、燃え広がらない市街地や集落地を形成することが重要です。そのため、都市計画法に基づく準防火地域の指定を検討します。

⑥ ライフライン

災害に強いまちの確立のため、電気、電話、水道等ライフラインの耐震化を促進します。

2) ソフト防災

① 自主防災組織、コミュニティ活動

災害時には、「自助、共助、公助」の三助が連携を図りつつ一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興にもつながります。

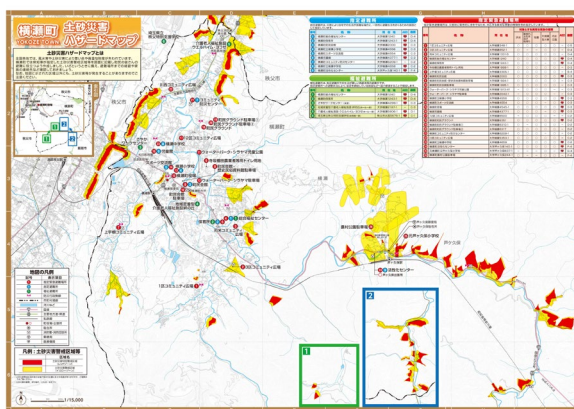
共助は日常の地域コミュニティの育成が不可欠であり、乳幼児、高齢者、障害者等の災害弱者を普段から把握し、近隣同士の声のかけ合いが大切であることから、自治組織の充実と災害時の対応を事前に確認するなど、災害発生時にも機能する地域コミュニティの育成を推進します。

② 防災意識の向上、啓発

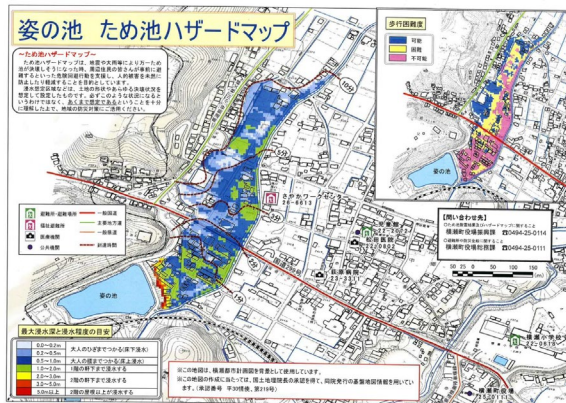
普段から自分が住み、働く地域が災害に対して、どの程度の危険性があるか、災害発生時にどこに避難するかなど、生命、財産を守るための対策を日常から把握しておくことが重要です。そのため、ハザードマップの公表、防災ガイドブックの配布など、安全確保に向けた情報提供と防災意識の向上、啓発を普及していきます。



防災ガイドブック



土砂災害ハザードマップ



ため池ハザードマップ

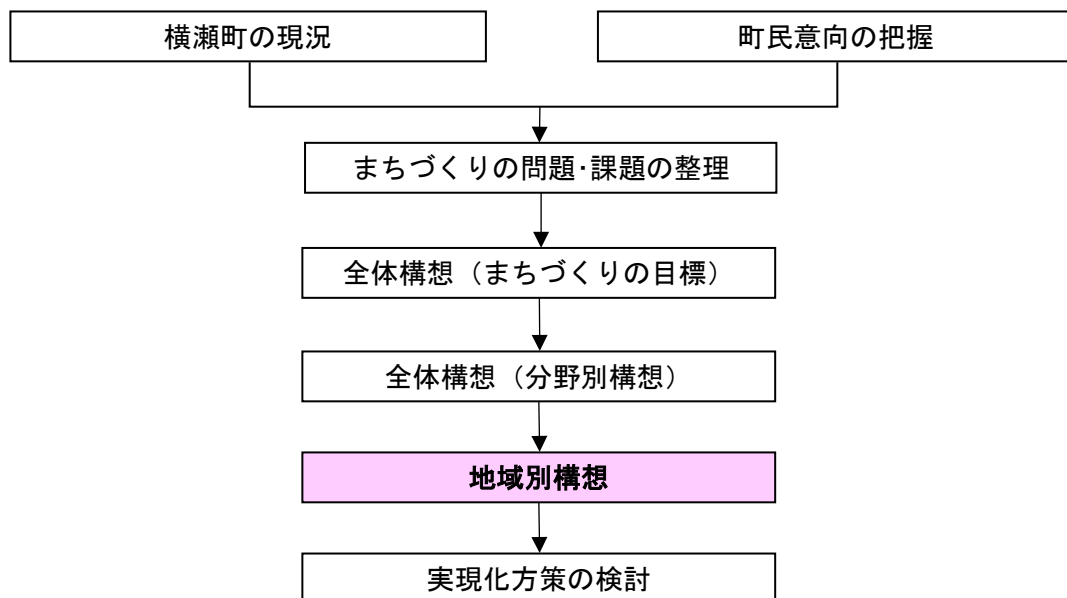
資料：総務課、振興課

3) 空き家、低・未利用地の対策

本町には空き家や低・未利用地が点在しています。これらは地震発生時の建物倒壊や火災による被害拡大、犯罪の温床、景観の阻害の要因となることが懸念されることから、空き家や低・未利用地の実態把握に努め、所有者に適正管理を働きかけるとともに、「ちちぶ空き家バンク」や補助制度（住環境改善及び空き家活用促進補助金）などにより有効活用を促進していきます。

7

地域別構想



1. 地域区分の設定

(1) 地域別構想について

地域別構想では、全体構想に基づき、一体的な地域づくりを進めることが望ましい地域を設定し、その地域ごとに「地域の特性」、「地域の課題」を整理したうえで、「地域整備の目標」とその実現に向けた「地域づくりの方針」を示します。

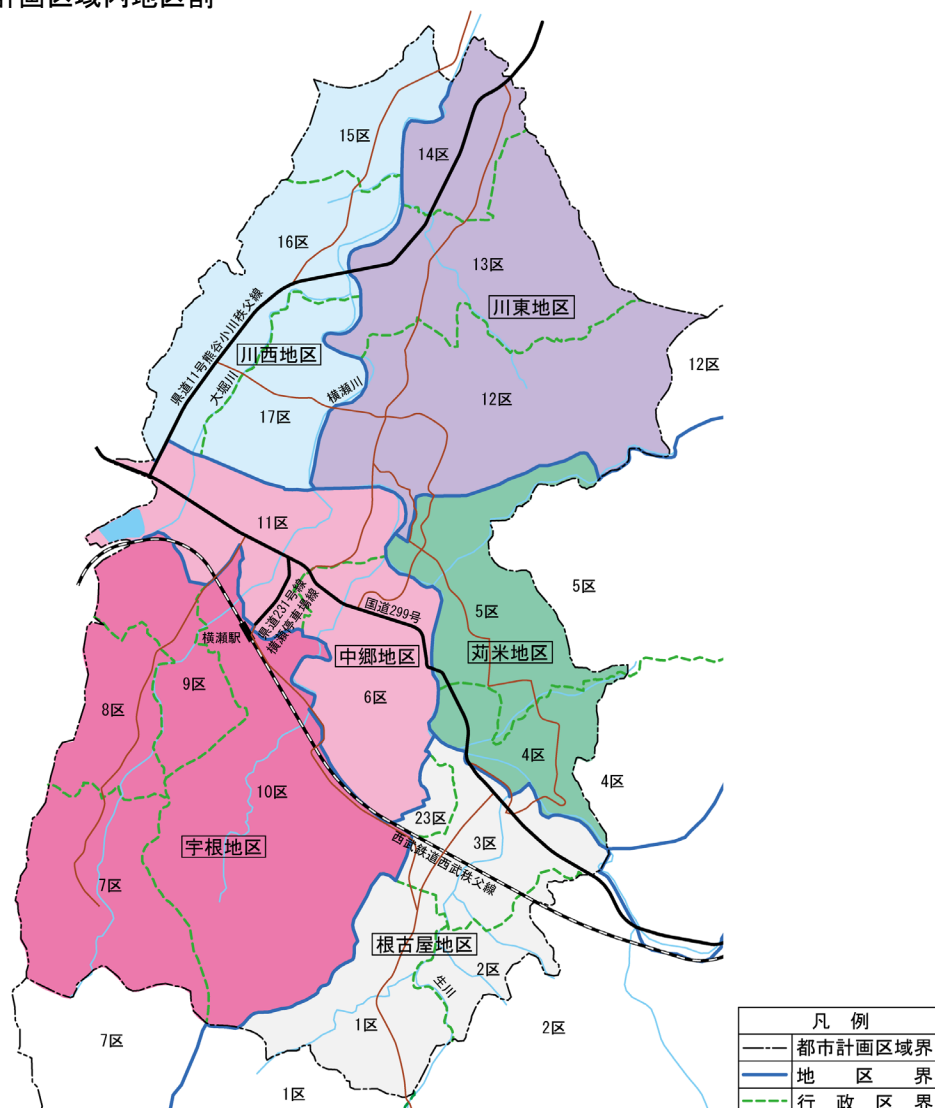
(2) 地域区分の考え方

一般的に地域を区分する境界には、行政区域、行政区(字や町丁目)、用途地域等の都市計画適用状況、土地利用のまとまり(団地、農地等)、地形条件(丘陵地、河川、幹線道路、鉄道等の分断要素)などがあります。

本町の状況に目を向けると、地域の身近な地域区分として行政区が使われており、地域コミュニティの境界として用いられています。

行政区以外では、物理的分断要素として、国道 299 号などの幹線道路や西武鉄道西武秩父線の線路、用途地域内外にわたる境界線などがあります。

図 都市計画区域内地区割

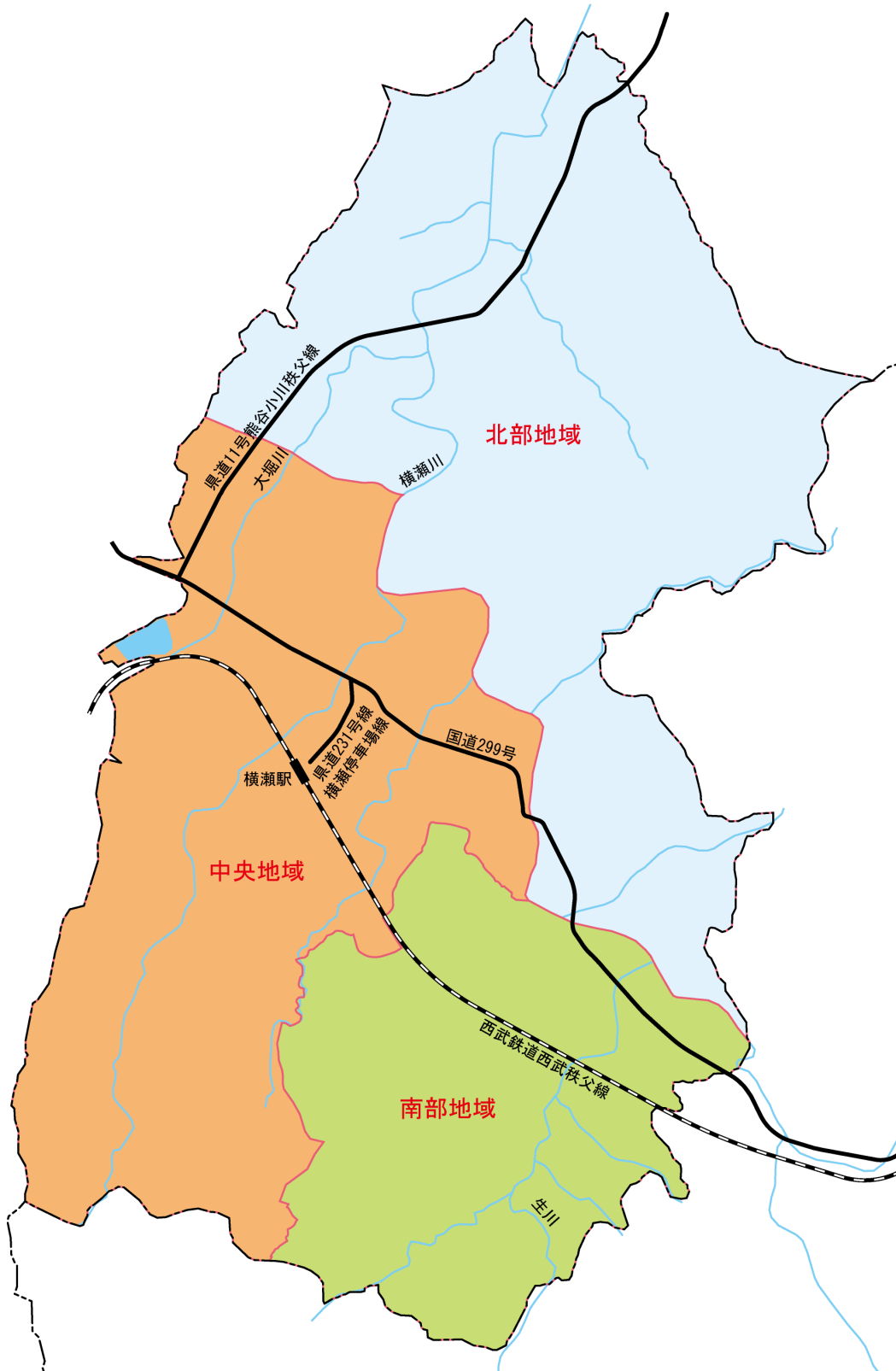


(3) 地域区分の設定

本町の地形構造、土地利用、施設分布を考慮し、都市計画区域を3地域に区分します。

地域区分は、横瀬川周辺の田園地域と丘陵地で構成される北部地域、横瀬駅を中心に都市機能が集積する中央地域、主要な工業施設が分布し、武甲山麓の丘陵地が広がる南部地域の3地域に分割します。

図 地域区分



2. 北部地域

- 北部地域は、中央に横瀬川が流れ、横瀬川周辺の平坦地に田園地域が広がっています。地区では苧米、川東、川西地区の一部が該当します。
- 幹線道路である県道 11 号熊谷小川秩父線が地域の骨格を形成し、周辺地域には商業・サービス施設が立地しています。また、寺坂棚田や町民グラウンド、花咲山公園のほか観光農園が立地するなど、観光レクリエーション施設が地域東側に集積しています。
- 地域の面積は、約 334ha で、都市計画区域(789ha)の 42%を占めています。



秩父消防署東分署



町民グラウンド



県道 11 号熊谷小川秩父線



寺坂棚田



横瀬町総合福祉センター



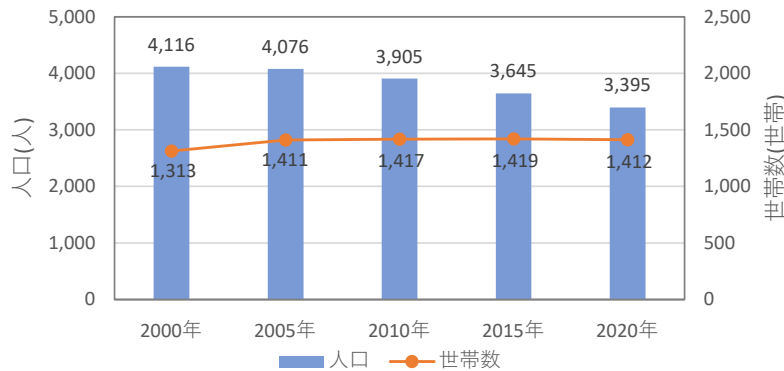
観光農園

(1) 地域の特徴

1) 人口、世帯数

- 地域の人口、世帯数は2020年時点、人口で3,395人、世帯数で1,412世帯が居住し、都市計画区域総人口の46%を占めています。
- 2000年以降の20年間の人口、世帯数の変化は、人口が18%程度減少しているのに対し、世帯数は8%程度増加しています。

図 人口、世帯数の推移(各年4月1日現在)



資料：住民基本台帳

2) 地域の特徴

① 土地利用

- 宅地は、主に横瀬川周辺の平坦地に住宅地が分布しています。
- 県道11号熊谷小川秩父線沿道には、食料品や日用品を扱う商業施設や自動車整備などのサービス施設、工場などが立地しています。
- 農地は、横瀬川周辺の平坦地を主体に分布し、地域の東側には寺坂棚田があります。
- 山林は、地域の東西の丘陵地にまとまって分布しています。
- 河川は、大堀川、曾沢川、大入沢等が横瀬川に合流しています。横瀬川は秩父市山田へ流れていきます。

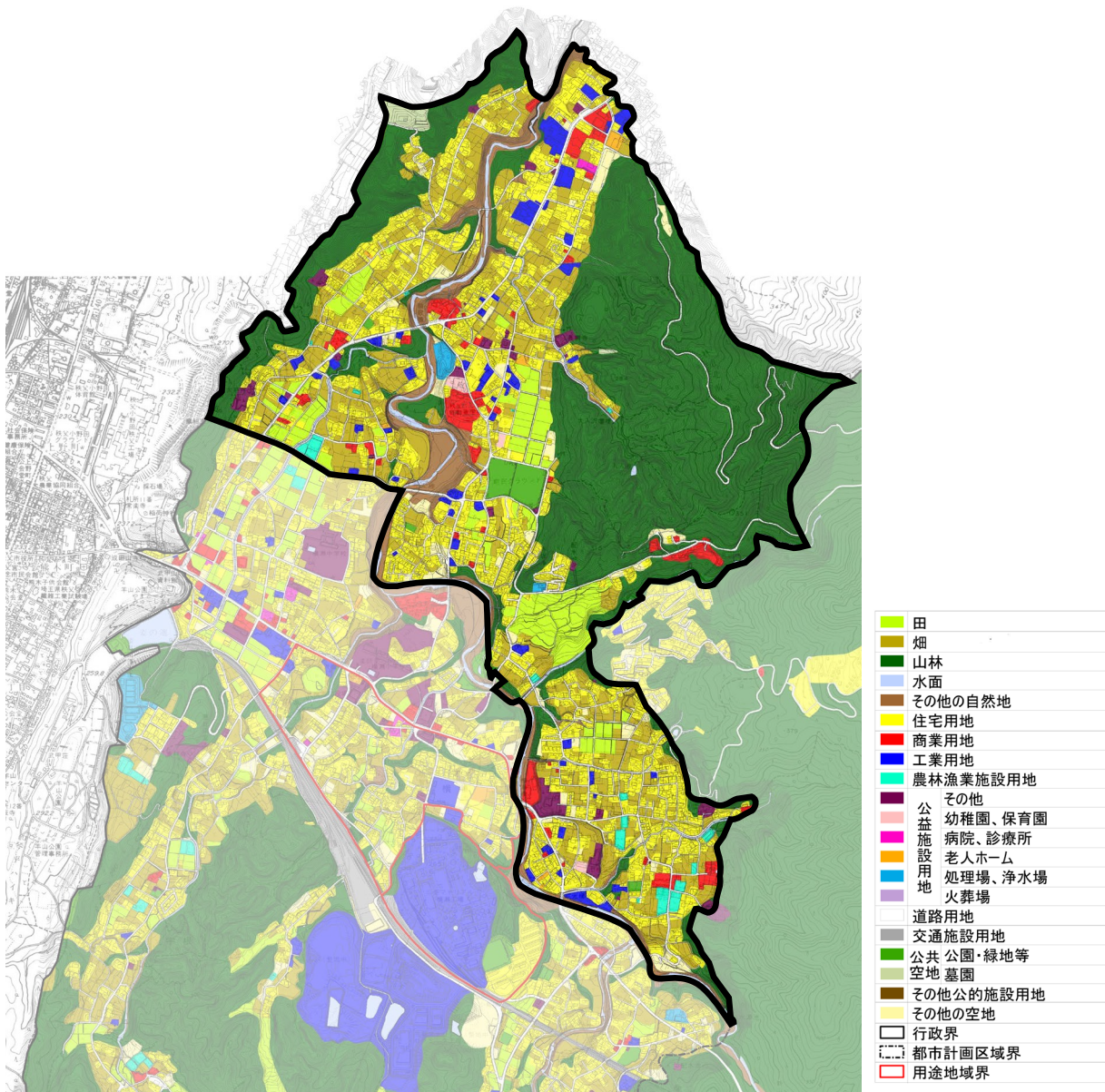
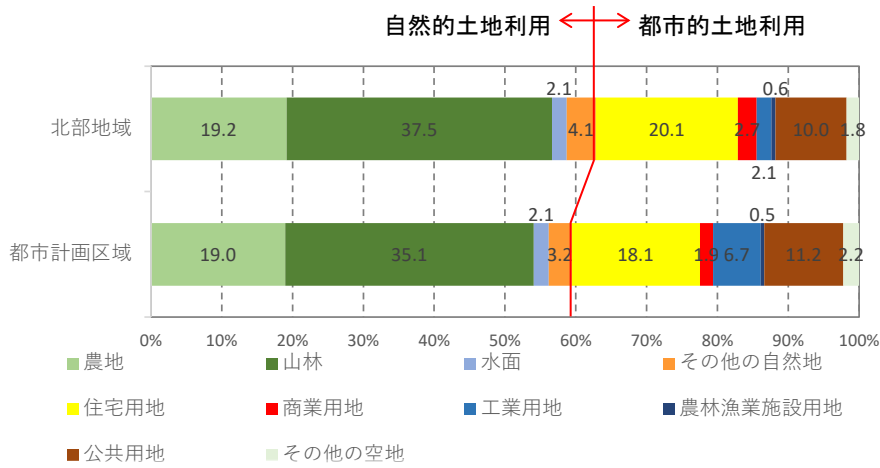
② 交通基盤

- 幹線道路は、県道11号熊谷小川秩父線が南北に通り、地域の主要骨格を形成しています。
- 県道11号熊谷小川秩父線や国道299号につながる町道2号線、5号線、6号線、9号線等の路線が、地域集散道路として地域の交通アクセスを支えています。
- 公共交通は、西武観光バスと予約型乗合タクシーが運行しています。

③ 主要施設、地域資源

- 花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田、民間観光農園などの観光レクリエーション施設が地域東側に集積しています。
- 横瀬川沿いは、斜面緑地が広がり、東西両側の丘陵緑地、田園の緑とともに、優れた自然景観を形成しています。
- 主要施設は、総合福祉センター、保育所、水質管理センター、公会堂、コミュニティ広場、認定こども園、消防署等の公共公益施設、秩父札所三十四箇所の第五番語歌堂、第六番ト雲寺、第七番法長寺、第十番大慈寺、また、民間の観光農園があります。

図 土地利用現況



資料：都市計画基礎調査

(2) 地域の課題

1) 田園環境の保全と居住環境との調和

- 平坦地は、農地と集落が混在する田園地域となっていますが、高齢化等による後継者不足などにより、耕作放棄地が発生しており、農業の継続、優良農地の保全が課題となっています。
- 耕作放棄地の一部は、3,000 m²以下の造成により宅地分譲地となっており、立地条件の良好な地区で自然的土地利用と都市的土地利用の混在化が見られます。

2) 安全な道路環境の形成

- 幹線道路である県道 11 号熊谷小川秩父線や主要な町道の地域集散道路では、歩道の未設置区間があるなど、歩行者の安全性の確保が必要になっています。
- 地域集散道路や生活道路に狭い部分があり、災害発生の非常時において、通行、避難、救急活動の支障になるおそれがあります。

3) 花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田の整備

- 観光レクリエーションゾーンを構成する花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田は、町民だけでなく、来街者による利用、活用がされていますが、より本町の魅力となるよう、快適で魅力的な空間とする整備や活用方法の検討が必要です。

4) 下水道、合併浄化槽の整備促進

- 特定環境保全公共下水道処理区域の下水道の整備推進と下水道処理区域外の合併浄化槽の設置促進を図る必要があります。

5) 自然環境の適正管理

- 横瀬川の清流や河岸の斜面緑地、地域外周部の丘陵地の緑地は、本町のイメージを想起させる緑地であり、今後も適正な管理をしながら、開発等により失われない方策が必要です。

6) 自然災害に対する備え

- 丘陵地と平坦地の境目には、土砂災害警戒区域となっている箇所が点在しています。横瀬川の増水時に浸水するおそれのある箇所があるため、風水害や地震等の自然災害に対応した地域づくりが必要です。

7) 空き家、低・未利用地の増加

- 空き家や耕作放棄地などの低・未利用地が点在しています。空き家や低・未利用地が適正に管理されないまま放置されると、地域の防災・防犯、景観、生活環境の悪化など、様々な問題が生じる恐れがあります。

(3) 地域整備の目標

1) 地域の将来像

本地域は、変化のある地形の中で、住宅地と農地によって、うるおいと落ち着きのある田園地域を形成してきた地域で、中央部には花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田などのスポーツ、レクリエーションを楽しめる施設や地域資源を有しています。

一方、地域の骨格を形成する県道 11 号熊谷小川秩父線が南北に通る、沿道には、商業・サービス施設が立地する利便性の良さも有しています。

この豊かな「自然環境」や「田園空間」を本地域の貴重な財産として守りつつ、住みやすい地域づくりを目指して、本地域の将来像を次のとおりとします。

■地域の将来像

「自然を感じ、一人ひとり生き生きと住みやすいまち」

2) 地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、将来像の実現に向けた地域づくりの目標を以下に掲げます。

- 良好な自然環境や自然景観の保全と活用
- 自然的・都市的土地利用が調和した田園的な土地利用の推進
- 幹線道路を軸とした安全性と効率性の高い道路ネットワークの構築
- 憩いの場、交流の場を活用した地域の活性化

この目標に則し、地域づくりの方針として、土地利用に関する方針、都市基盤に関する方針、都市環境に関する方針、防災に関する方針を定めていきます。

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

① 幹線道路沿道利用地

国道 299 号と県道 11 号熊谷小川秩父線の沿道は、その交通特性から商業施設、サービス施設、住宅が複合的に立地しています。今後も国・県道や都市間連絡道路の沿道は、地域利便の促進に資する商業・サービス施設等の立地誘導を図るとともに、沿道土地利用の適切な誘導を図ります。

都市間連絡道路は構想段階であり、具体的なルートや位置は定まっていますが、建設により周辺の土地の利便性が高まり、土地利用動態に大きく影響すると考えられます。検討の進捗にあわせ、周辺の土地利用の構想を随時改めていくこととします。

② 田園集落地

農地と住宅地、集落地を主体に構成されています。今後も、営農環境の保全とゆとりある居住環境の維持、向上を図ることで、人口定着を促進し、地域コミュニティを維持していきます。

③ 公園施設等

町民や来街者のレクリエーション等のため、既存施設を維持します。

④ 森林

丘陵地の緑地は、優れた自然環境、自然景観を有しているとともに、本都市計画区域の景観的特徴でもあります。今後も、無秩序な開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

⑤ 観光レクリエーションゾーン

花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田、民間観光農園、中央地域のウォーターパーク・シラヤマ、民間温泉施設など、本町の主要なレクリエーション施設等が集積している一帯を、町民だけでなく、来街者も含めたスポーツ、レジャー、レクリエーションのゾーンとして捉え、各種施設の機能を連携させながら、健康増進、観光振興、交流促進を図ります。

2) 都市基盤に関する方針

① 道路・交通

○ 幹線道路

■ 国道 299 号

本地域部分については、歩道も設置され、車、歩行者の安全な通行が可能となっています。今後も、適切な維持管理を県に要望していきます。

■ 県道 11 号熊谷小川秩父線

本地域の骨格軸となる路線であり、交通量も多く、沿道には商業・サービス施設が立地しています。しかし、歩車道の分離が不十分であるため、早期に全区間の歩道整備が完了するよう県に要望していきます。

■ 都市間連絡道路（仮称 宮地・横瀬線）

国道 299 号の交通負荷の分散や秩父市、西関東連絡道路へのアクセス強化を目的として構想されている幹線道路です。都市構造、土地利用にも影響する幹線道路であることから、関係機関との調整を図りながら、路線整備の検討を進めます。

○地域集散道路（町道）

幹線道路とともに本地域の骨格を形成する主要な町道で、地域の発生交通を国県道に誘導し、地域の連絡を円滑に行うための役割を担った道路です。相互交通が可能な幅員や、歩行者、自転車、車椅子利用者が安全、快適に通行できるよう歩道等の確保を進めます。

○歩行者通行空間

住民のウォーキングや来街者が花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田などの観光レクリエーション施設を散策するための歩行者空間を「日本一歩きたくなる町プロジェクト」におけるウォーキングコースを主に構築し、安全で快適に通行できる歩行者通行空間の確保を推進します。

○公共交通

■路線バス

西武観光バス定峰線、三沢線が県道 11 号熊谷小川秩父線に運行されています。今後も、通学や買物等の移動手段として事業者と協力して路線バスを維持していきます。

■予約型乗合タクシー

地域内を予約型乗合タクシーが運行しています。今後も、高齢者等の移動手段の利便性向上に努めていきます。

② 公園・緑地等

○公園

■町民グラウンド

憩いの場、交流の場、健康増進の場の機能を有し、本町全体を利用圏域とする地域の主要施設であり、今後も施設整備、維持管理を推進していきます。

■花咲山公園

本地域だけでなく、観光機能を有する広域的な憩いの場として、季節感のある公園整備に向け、施設整備、運営、維持管理を推進します。

■コミュニティ広場

現在、3箇所のコミュニティ広場があり、今後も地域の管理運営のもと、地域コミュニティ形成の拠点として利活用していきます。

また、必要に応じ、コミュニティ広場内に「プレーパーク」の配置など、子育て支援を目的とした整備を検討していきます。

○緑地

■寺坂棚田

県内最大級の棚田であり、現在も稲作が行われています。また、観光資源として、稲作体験や景観を利用したイベントが行われています。今後も、官民が協力して本町の特色の一つである棚田を保全していきます。

■森林

丘陵地の森林は、本地域の景観的特徴であり、優良な自然環境、自然景観を有しています。今後も、無秩序な開発等により緑地が損なわれないよう保全を図ります。

■河岸緑地等

横瀬川等の河川沿いの斜面緑地やその他の良好な緑地は、景観的、自然生態的にも重要な緑地として保全を図ります。

③ 都市施設等

○公共下水道

本地域の南側は、既に特定環境保全公共下水道が供用開始されており、未整備の北側処理区域の整備を推進するとともに、下水道処理区域外の合併浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質改善を図ります。

○その他施設

■町有施設

水質管理センター、総合福祉センター等の公共施設は、各施設管理者が適正な施設の維持管理を推進します。

■公会堂

各区による適正な維持・管理を行うとともに、地域のコミュニティ拠点としての機能の向上に努めます。

■歴史文化施設

秩父札所三十四箇所(第五番語歌堂、第六番ト雲寺、第七番法長寺、第十番大慈寺)や島田家建造物の文化財などの歴史文化施設は、地域の歴史文化を伝える町の歴史文化資産として保護、保全を図っていきます。

3) 都市環境に関する方針

① 景 観

○自然景観

丘陵地の緑や農地の自然景観、河川の親水景観、後背の緑地と融合した田園景観を、自然に根ざした豊かな景観として保全、育成し、後世に継承していきます。

○都市景観

幹線道路や新たに整備を検討する都市間連絡道路の沿道地区は、商業施設等の多様な用途の施設が立地する可能性があることから、幹線道路の沿道にふさわしい都市景観の維持、向上に配慮した景観育成を推進します。屋外広告物等の視覚的に目立つ施設、設備は、良好な景観の維持、向上のため、町の景観形成にふさわしくない規模、形態、色彩の屋外広告物が立地しないように、埼玉県景観計画に従って指導を進めます。

② 環 境

○公共用水域

本地域は、川東地区及び川西地区の一部が公共下水道区域になっており、今後も、健全な下水道運営のため、未整備区域の整備促進と加入率の向上に努めるとともに、公共下水道区域以外については、合併浄化槽の導入及び適正管理に努め、公共用水域の水質向上に努めます。

4) 防災に関する方針

①ハード防災

○避難場所

避難場所となっている広場、コミュニティ施設の防災機能の充実を図ります。

○避難路

安全な避難路の整備、確保のため、主要道路の拡幅、歩道整備等の道路整備を推進します。

○河川整備

横瀬川増水による浸水のおそれのある箇所については、県に護岸整備等の河川改修、整備の要請を行っていきます。

○治山・治水

土砂災害警戒区域と特別警戒区域が分布することから、特に危険な箇所については、円滑な整備、改善に向けた関係機関への働きかけを推進します。

② ソフト防災

○地域コミュニティ等

地域が一体となって防災力を強化するため、自主防災組織、地域コミュニティの育成を推進します。

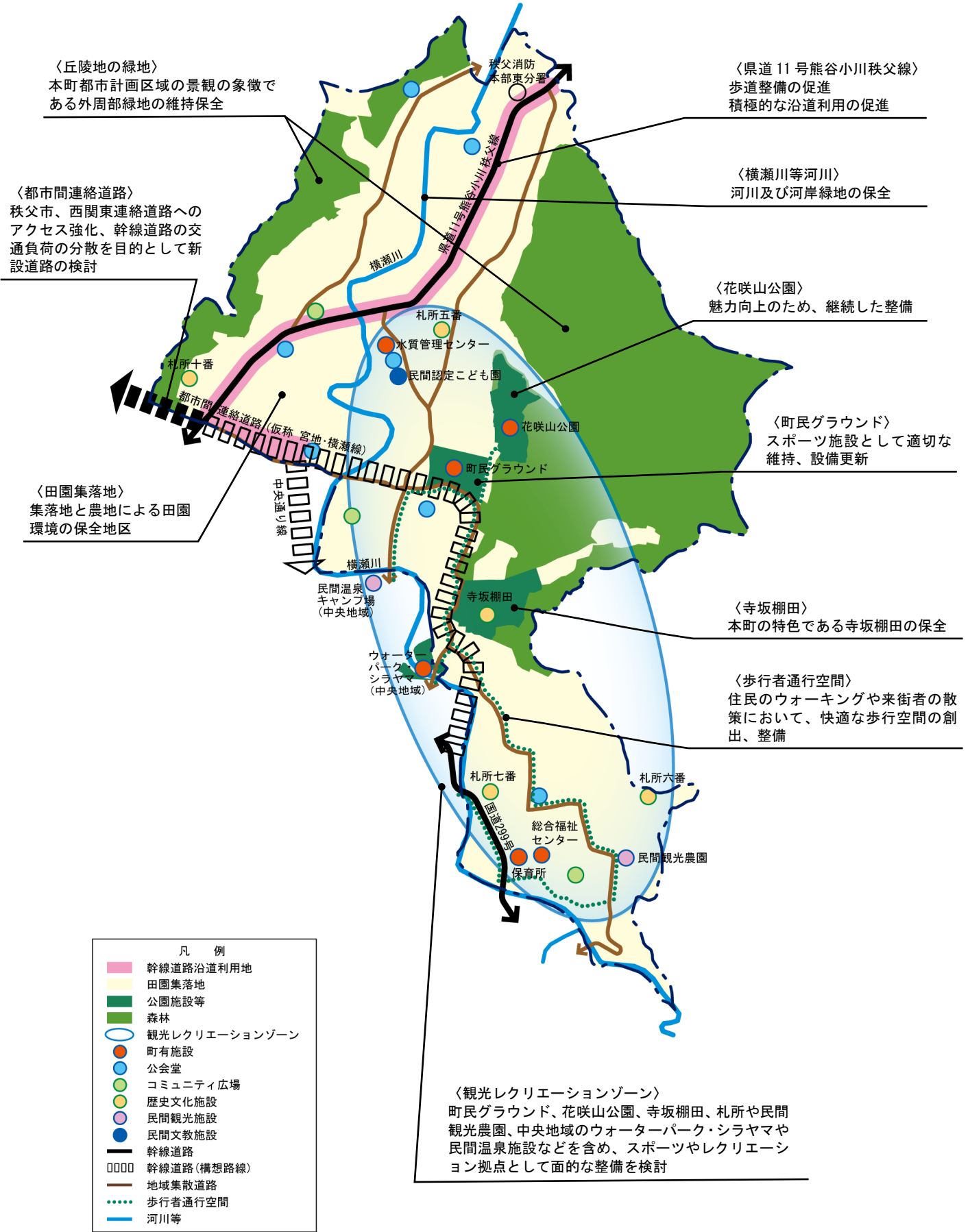
○防災情報の共有等

通常時において、ハザードマップ等の防災情報の共有、災害危険箇所の確認、避難場所・避難路の確認等を促進します。

③ 空き家、低・未利用地の対策

管理がされていない空き家、低・未利用地については、所有者に適正管理について働きかけを行っていきます。また、空き家の利用を促進するため「ちちぶ空き家バンク」による利活用や補助制度（住宅環境改善及び空き家活用促進補助金）の普及、情報提供を推進します。

(4) 北部地域構想図



3. 中央地域

- 中央地域は、横瀬駅周辺に広がる市街地とその周辺地域で、用途地域の第一種住居地域が市街地に指定されており、地区では、中郷、宇根、川西地区の一部が該当します。
- 東西方向に国道 299 号と西武鉄道西武秩父線、南北方向に県道 11 号熊谷小川秩父線と県道 231 号横瀬停車場線が通り、周辺に市街地を形成しています。市街地の周辺は、農地と住宅地による田園地域で、宇根地区には観光農園が点在しています。
- 地域の面積は約 281ha で、都市計画区域(789ha)の 36%を占めています。



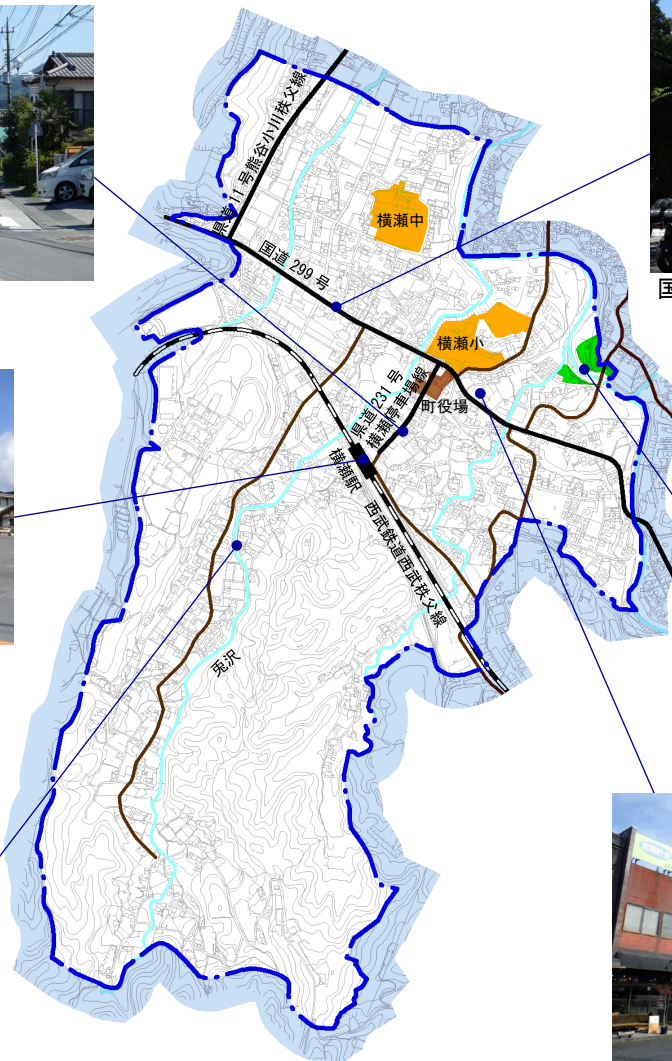
県道 231 号横瀬停車場線



国道 299 号



横瀬駅



ウォーターパーク・シラヤマ



宇根地区



町民会館・エリア 898

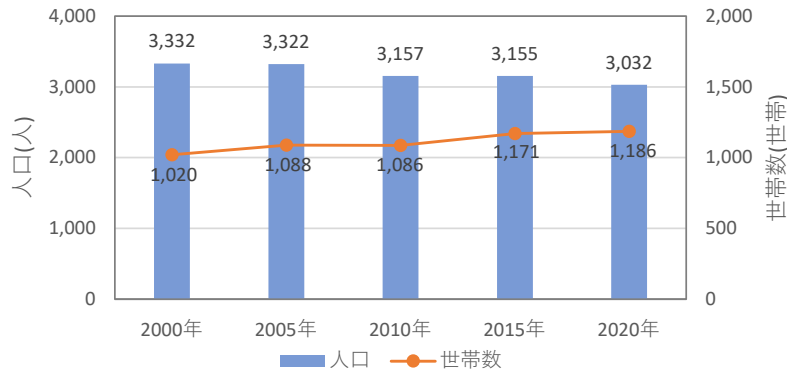
(1) 地域の特性

1) 人口、世帯数

○地域の人口、世帯数は2020年時点、人口で3,032人、世帯数で1,186世帯が居住し、都市計画区域総人口の42%を占めています。

○2000年以降の20年間の人口、世帯数の変化は、人口が9%程度減少しているのに対し、世帯数は16%程度増加しています。

図 人口、世帯数の推移(各年4月1日現在)



資料：住民基本台帳

2) 地域の特性

① 土地利用

○宅地は、主に横瀬駅周辺の第一種住居地域と国道299号から北側に分布しています。

○国道299号、県道11号熊谷小川秩父線沿道には、日用品を扱う商業施設や食堂、銀行などのサービス施設が立地しています。

○町役場、小・中学校、町民会館等の公共施設が集積しています。

○農地は、大堀川、兎沢周辺に分布しています。姿エリアでは宅地への転用が多くなっています。

○山林は、地域の東西にまとまって分布しています。

○河川は、宇根地区に兎沢、姿エリアに大堀川が流れ、東側を流れる横瀬川に合流しています。

② 交通基盤

○幹線道路は、国道299号が東西に、県道11号熊谷小川秩父線と県道231号横瀬停車場線が南北に通っており、これらの幹線道路が地域の主要骨格を形成しています。

○幹線道路につながる町道3号線、4号線、5号線、9号線等の路線が、地域集散道路として地域の交通アクセスを支えています。

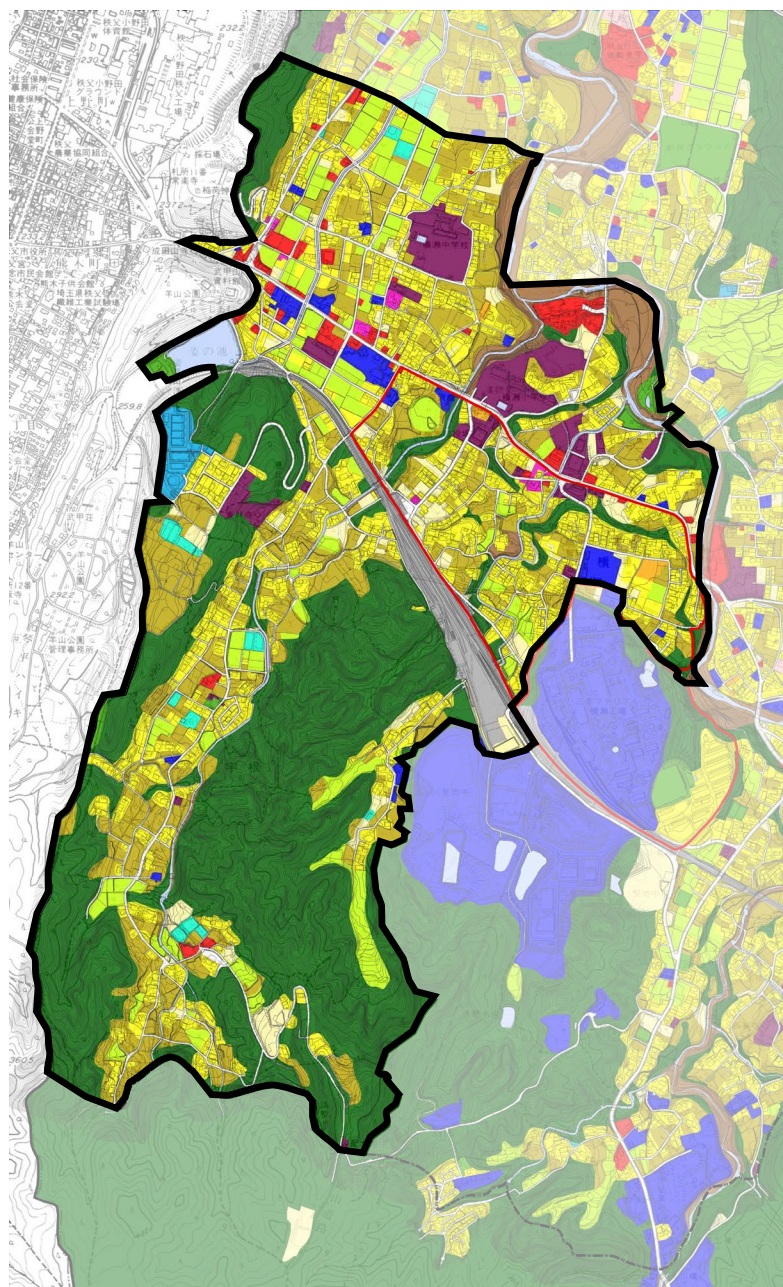
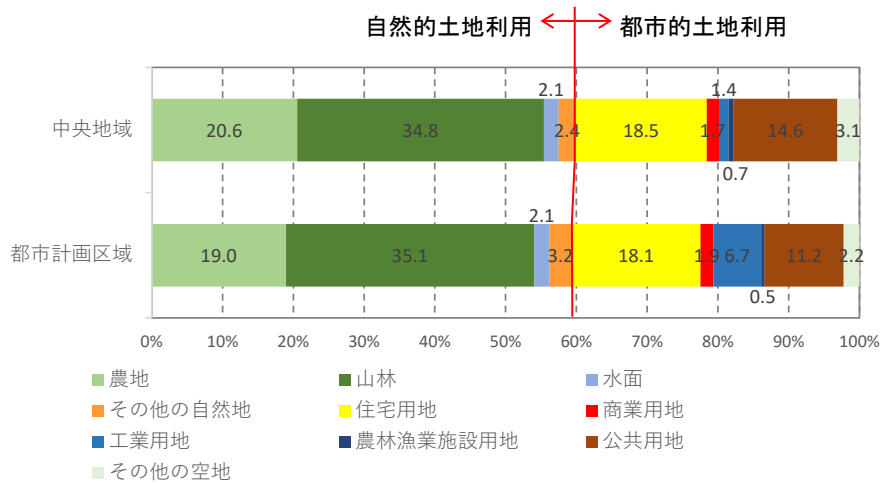
○公共交通は、西武鉄道西武秩父線の横瀬駅があり、他に路線バスの西武観光バスと予約型乗合タクシーが運行しています。

③ 主要施設、地域資源

○横瀬川の親水空間を活かしたウォーターパーク・シラヤマがあり、町内外を問わず多くの人に利用されています。

○主要施設は、町役場、横瀬小学校、横瀬中学校、児童館、町民会館、歴史民俗資料館、交番等の公共公益施設、秩父札所三十四箇所の第九番明智寺、また、民間の観光農園、温泉施設、キャンプ場が立地しています。

図 土地利用現況



- 田
- 畑
- 山林
- 水面
- その他の自然地
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 農林漁業施設用地
- その他
- 幼稚園、保育園
- 施設 病院、診療所
- 老人ホーム
- 処理場、浄水場
- 火葬場
- 道路用地
- 交通施設用地
- 公共 公園・緑地等
- 空地 墓園
- その他の公的施設用地
- その他の空地
- 行政界
- 都市計画区域界
- 用途地域界

資料：都市計画基礎調査

(2) 地域の課題

1) 市街地にふさわしい施設の集積と居住環境の向上

- 横瀬駅周辺は、中心市街地として賑わいや利便性の向上のための検討が必要です。
- 第一種住居地域内において未利用地や耕作放棄地が散見されます。
- 姿エリアでは、農地の宅地化が進んでおり、自然的土地利用と都市的土地利用の混在化による営農環境、居住環境の低下が懸念されます。

2) 効率的な道路・交通ネットワークの確率と安全性の確保

- 国道 299 号は、交通量が多く、渋滞も多く発生しており、広域ネットワークの検討が必要となっています。
- 国道 299 号は第 1 次緊急輸送路に指定されていますが、歩道の未設置、狭あい区間があり、歩行者等の安全性の確保が必要です。
- 横瀬駅前は、歩行者、自動車、公共交通等の結節点となりますが、機能や安全性が十分でない状況です。
- 地域集散道路では、歩道の未設置区間があるなど、歩行者の安全性の確保が必要です。

3) 市街地等に対応した公園の整備と活用

- 第一種住居地域内や住宅地化が進む姿エリアに都市公園が設置されておらず、街区公園などの公園の整備を検討する必要があります。
- ウォーターパーク・シラヤマは、町民の公園から交流拠点として町内外多くの人に利用されるように変化しており、利用者ニーズに合わせた改善が必要です。

4) 自然環境の適正管理と有効活用

- 全域が県立武甲自然公園に属することを踏まえ、河川の清流や河岸の斜面緑地、風景として写る丘陵地の緑地等の豊かな自然を適正に管理し、貴重な自然は保全策を図る必要があります。

5) 自然災害、都市災害に対する備え

- 兔沢の周辺等には、土砂災害警戒区域となっている箇所が点在しています。風水害や地震等の自然災害への対応とともに、市街地では安全に防災活動や避難できる都市防災機能の向上が必要です。

6) 空き家、低・未利用地の増加

- 新築動態で新たな建築物が増える一方、空き家や耕作放棄地などの低・未利用地も発生しています。空き家や低・未利用地が適正に管理されないまま放置されると、地域の防災・防犯、景観、生活環境の悪化など、様々な問題が生じるおそれがあります。

(3) 地域整備の目標

1) 地域の将来像

本地域は、町役場、小・中学校、町民会館等の公共施設や銀行、郵便局といったサービス施設等、多様な都市機能が集積し、また、交通結節点である鉄道駅もあるなど、町の中心地と言える地域になります。

また、国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線、県道 231 号横瀬停車場線が通り、西武鉄道西武秩父線横瀬駅は特急停車駅であるなど、交通利便の高い地域でもあります。

一方で、本地域の北東側を流れる横瀬川には、ウォーターパーク・シラヤマがあり、西側は丘陵地や秩父市の羊山公園芝桜の丘に隣接し、南側は武甲山の山麓の緑が広がり、自然も身近にあります。

町の顔、玄関口として、「魅力ある中心市街地」と町内外の多くの人々が「集い、交流」する地域づくりを目指して、本地域の将来像を次のとおりとします。

■地域の将来像

「町の顔、玄関口として、魅力ある活力と交流が咲きほこるまち」

2) 地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、将来像の実現に向けた地域づくりの目標を以下に掲げます。

- 駅を起点とした、まちなか再生による地域の活力向上
- 都市的土地利用の推進と田園環境の共存
- 都市間連絡道路や新設道路などによる新たなポテンシャルを活かしたまちづくり
- 幹線道路を軸とした安全性と効率性の高い道路ネットワークの構築

この目標に則し、地域づくりの方針として、土地利用に関する方針、都市基盤に関する方針、都市環境に関する方針、防災に関する方針を定めていきます。

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

① 中心市街地

第一住居地域の駅周辺地域は、町民・来街者が徒歩でも安全に行き来できる街路や駅前広場の整備などにより、県道 231 号横瀬停車場線を軸に利便性が高く、賑わいを持った市街地空間の形成を目指します。

② 市街地利用検討地

兎沢町有地一帯は、横瀬駅と国道 299 号に挟まれた利便が高い土地ですが、現在、未利用地となっています。まちなか再生として、町民や来街者が利用できる賑わい空間の創造に資する施設などの市街地的土地利用を慎重に検討していきます。

③ 幹線道路沿道利用地

○国道 299 号・県道 11 号熊谷小川秩父線

国道 299 号や県道 11 号熊谷小川秩父線の沿道は、商業、業務、流通、サービス施設が立地しています。今後も、地域利便の促進に資するサービス施設等の立地誘導のため、沿道土地利用の適切な誘導を図ります。

○県道 231 号横瀬停車場線

県道 231 号横瀬停車場線は横瀬駅と国道 299 号を結ぶ幹線道路で、現在、路外駐車場の土地利用が多くなっています。今後は、賑わいのあるまちなかを目指し、沿道の景観整備などを検討していきます。

○都市間連絡道路（整備検討道路）

都市間連絡道路は構想段階であり、具体的なルートや位置は決定していませんが、建設により周辺の土地の利便性が高まり、商業的利用が加速される見込みです。検討の進捗にあわせ、立地誘導等の手法も検討しながら、隣接する住・農調和整備地や田園集落地の環境を損なわないよう、沿道環境の整備を検討していきます。

④ 住宅地

第一種住居地域の中心市街地以外の地域は、用途地域に則した住宅地形成を推進し、戸建て住宅、集合住宅を主体とする住宅地の形成を図ります。

⑤ 住・農調和整備地

秩父市市街地に近く、国道 299 号や県道 11 号熊谷小川秩父線にも面する交通利便の高い姿エリアを主体とする住・農調和整備地は、農地から宅地への転用や建築動態が点的に発生しています。

今後、都市間連絡道路の建設が予定されていることから、土地利用の改変がより進むことが見込まれます。そのため、営農環境の確保と良好な居住環境の共存を目指し、調和のとれた地区整備を図ります。

⑥ 住宅地利用検討地

西武鉄道西武秩父線の沿線南側（駅南エリア）は、鉄道に並行する町道の整備に伴って交通利便が向上することから、駅南直近の地区として住宅を主体とする良好な民間開発を誘導し、利便性

が高く、居住環境の良好な住宅地の形成を目指します。また、良好な住宅地の居住環境に悪影響を及ぼす可能性のある施設の立地制限を検討します。

⑦ 田園集落地

農地と住宅地、集落地を主体に構成されています。今後も、営農環境の保全とゆとりある居住環境の維持、向上を図ることで、人口定着を促進し、地域コミュニティを維持していきます。

⑧ 公園施設等

町民や来街者のレクリエーション等のため、既存施設を維持します。

⑨ 都市公園設置検討地

都市公園が設置されていない第一種住居地域内や、今後、市街化や住宅地化が進むと見込まれる姿エリアなどに、町民などのコミュニケーションの場として街区公園規模の公園の設置を検討していきます。

⑩ 森林

丘陵地の緑地は、優れた自然環境、自然景観を有しているとともに、本都市計画区域の景観的特徴でもあります。今後も、無秩序な開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

⑪ 観光レクリエーションゾーン

姿の池、羊山公園芝桜の丘（秩父市）、民間観光農園が点在しているなど、レクリエーション施設が集積しています。

この集積を町民だけでなく、来街者も含めたレジャー、レクリエーションのゾーンとして捉え、各種施設の機能を連携させながら、観光振興、交流促進を図ります。

2) 都市基盤に関する方針

① 道路・交通

○幹線道路

■国道 299 号

交通量が多く、大型車混入率も高い路線であることから、沿道環境の維持や交通安全性の確保のため、両側歩道の設置や適切な歩道幅員の確保を県に要請していきます。

■県道 11 号熊谷小川秩父線

国道 299 号に次いで交通量が多く、国道 299 号との交差点(坂氷交差点)では渋滞も発生しており、沿道環境の維持や交通安全性の確保のため、歩道の未設置・片側歩道区間の歩道整備等を県に要請していきます。

■都市間連絡道路

国道 299 号の交通負荷の分散や秩父市、西関東連絡道路へのアクセス強化を目的として構想されている新たな広域ネットワークを形成する幹線道路です。都市構造、土地利用にも影響する幹線道路であることから、関係機関との調整を図りながら、路線整備の検討を進めます。

■県道 231 号横瀬停車場線

両側歩道が整備されていますが、歩道幅員が狭く、町民や来街者が快適に歩行できる状態になっていません。そのため、利用者が安全で快適に通行できるよう歩道の拡幅、整備を県に要請していきます。

■中央通り線

都市間連絡道路から分岐し、中学校東側を通り、横瀬町役場前交差点に至る構想道路です。都市間連絡道路との連絡や坂氷交差点の交通負荷の軽減、都市計画区域内の交通のさらなる円滑化を目的としています。また、構想ルートは未利用地が多く、有効な土地利用の促進による町の活性化も目的としています。

○地域集散道路（町道）

幹線道路とともに本地域の骨格を形成する主要な町道で、地域の発生交通を国県道に誘導し、地域の連絡を円滑に行うための役割を担った道路です。通勤時間帯などでは、自動車、歩行者、自転車ともに利用者が多い状況ですが、狭小幅員箇所や歩道の未設置区間などの問題があるため、適正な幅員構成の確保と必要に応じた歩道設置を推進していきます。

○歩行者通行空間

横瀬駅、町役場、町民会館、ウォーターパーク・シラヤマを結ぶ動線や観光レクリエーションゾーンにおいて、住民のウォーキング、来街者の散策のための歩行者空間を「日本一歩きたくなる町プロジェクト」におけるウォーキングコースを主に構築し、安全で快適に通行できる歩行者通行空間の確保を推進します。

○公共交通、駅前広場（横瀬駅）

■西武鉄道西武秩父線・横瀬駅

横瀬駅は、町の玄関口であるとともに、多くの人が集散し、多様な交通が行き来する場所となる交通結節点です。現在、駅前広場やロータリーはなく、駅構内において、自動車や歩行者が混在し、駐輪場の整備も不十分な状態となっています。

そのため、より利便性の高い、魅力的な玄関口として、駅前広場の機能充実とともに、まちなか再生の拠点としての整備を事業者と協議しながら推進していきます。

■路線バス

西武観光バス横瀬線、定峰線、三沢線が、国道 299 号と県道 11 号熊谷小川秩父線に運行されています。今後も、通学や買物等の移動手段として公共交通を維持していきます。

■予約型乗合タクシー

本地域内を予約型乗合タクシーが運行しています。今後も、高齢者等の移動手段として維持していきます。

② 公園・緑地等

○公園

■ウォーターパーク・シラヤマ

ウォーターパーク・シラヤマは、観光レクリエーションゾーンの拠点施設になっており、町外からの利用者が多い施設です。今後は、利用者のニーズにあった親水公園として整備改善に努めるとともに、河川敷も含めた有効活用を検討します。

■都市公園（計画）

市街地となる第一種住居地域内では、都市公園が未設置となっています。また、住宅地化が見込まれる姿エリアは、広場等がなく、地域コミュニティの場が不足すると考えられます。

公園の設置規模は、街区公園を想定しています。街区公園は、小規模で身近な公園であり、憩いの場、コミュニティ形成の場となります。配置に当たっては、市街地や人口が集積する地区の利用しやすい位置や利用者、利用圏域の想定を十分に検討していきます。

■コミュニティ広場

現在、1箇所コミュニティ広場があり、今後も地域の管理運営のもと、地域コミュニティ形成の拠点として利活用していきます。あわせて、災害時の避難場所として機能するよう、必要に応じて防災設備の設置を推進します。

また、コミュニティ広場内に「プレーパーク」の配置など、子育て支援を目的とした整備を検討していきます。

○緑地

■住宅地

第一種住居地域内の緑地は、屋敷林や斜面地の樹林地になります。居住環境や都市景観の維持のため、適正な管理による保全を推進します。

■森林

本地域西側の丘陵地の緑地は、羊山公園芝桜の丘(秩父市)に接する樹林地となっています。秩父地域を代表する景観であるため、景観が損なわれないよう保全を推進します。

■河岸緑地等

横瀬川等の河川沿いの斜面緑地やその他の良好な緑地は、景観的、自然生態的にも重要な緑地として保全を図ります。

③ 都市施設等

○公共下水道

本地域の西武鉄道西武秩父線より北側の大部分は、特定環境保全公共下水道の処理区域に属し、既に供用開始されています。今後は、未接続の宅地における下水道への接続を促進し、下水道処理区域外は合併浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質改善に努めます。

○その他の都市施設

■町有施設

町役場、町民会館等の公共施設は、各施設管理者が適正な施設の維持管理を推進します。

■公会堂

公会堂は、各区による適正な維持・管理を行うとともに、地域のコミュニティ拠点としての機能の向上に努めます。

■歴史文化施設

秩父札所三十四箇所(第九番明智寺)や島田家建造物の文化財などの歴史文化施設は、地域の歴史文化を伝える町の歴史文化資産として保護、保全を図っていきます。

3) 都市環境に関する方針

① 景観

○自然景観

丘陵地の緑や農地の自然景観、河川の親水景観、後背の緑地と融合した田園景観を、自然に根ざした豊かな景観として保全、育成し、後世に継承していきます。

○都市景観

中心市街地や幹線道路沿道では、建築物の配置、形態、意匠等による景観誘導や周辺環境との色彩の調和、良好な屋外広告物を誘導し、良好な都市景観の形成に努めます。

住宅地では、相隣環境の確保、地震時に倒壊のおそれのない塀の奨励、周辺景観との色彩の

調和など、住宅地の景観形成に努めます。

② 環境

○公共用水域

本地域は、中郷地区の一部が公共下水道区域になっており、今後も、健全な下水道運営のため、未整備区域の整備促進と加入率の向上に努めるとともに、公共下水道区域以外については、合併浄化槽の導入及び適正管理に努め、公共用水域の水質向上に努めます。

4) 防災に関する方針

① ハード防災

○避難場所

避難場所となっている広場、コミュニティ施設の防災機能の充実に努めます。

○避難路

安全な避難路の整備、確保のため、主要道路の拡幅、歩道整備等の道路整備を推進します。

○河川整備

横瀬川増水による浸水のおそれのある箇所については、県に護岸整備等の河川改修、整備の要請を行っていきます。

○治山・治水

土砂災害警戒区域と特別警戒区域が分布することから、特に危険な箇所については、円滑な整備、改善に向けた関係機関への働きかけを推進します。

② ソフト防災

○地域コミュニティ等

地域が一体となって防災力を強化するため、自主防災組織、地域コミュニティの育成を推進します。

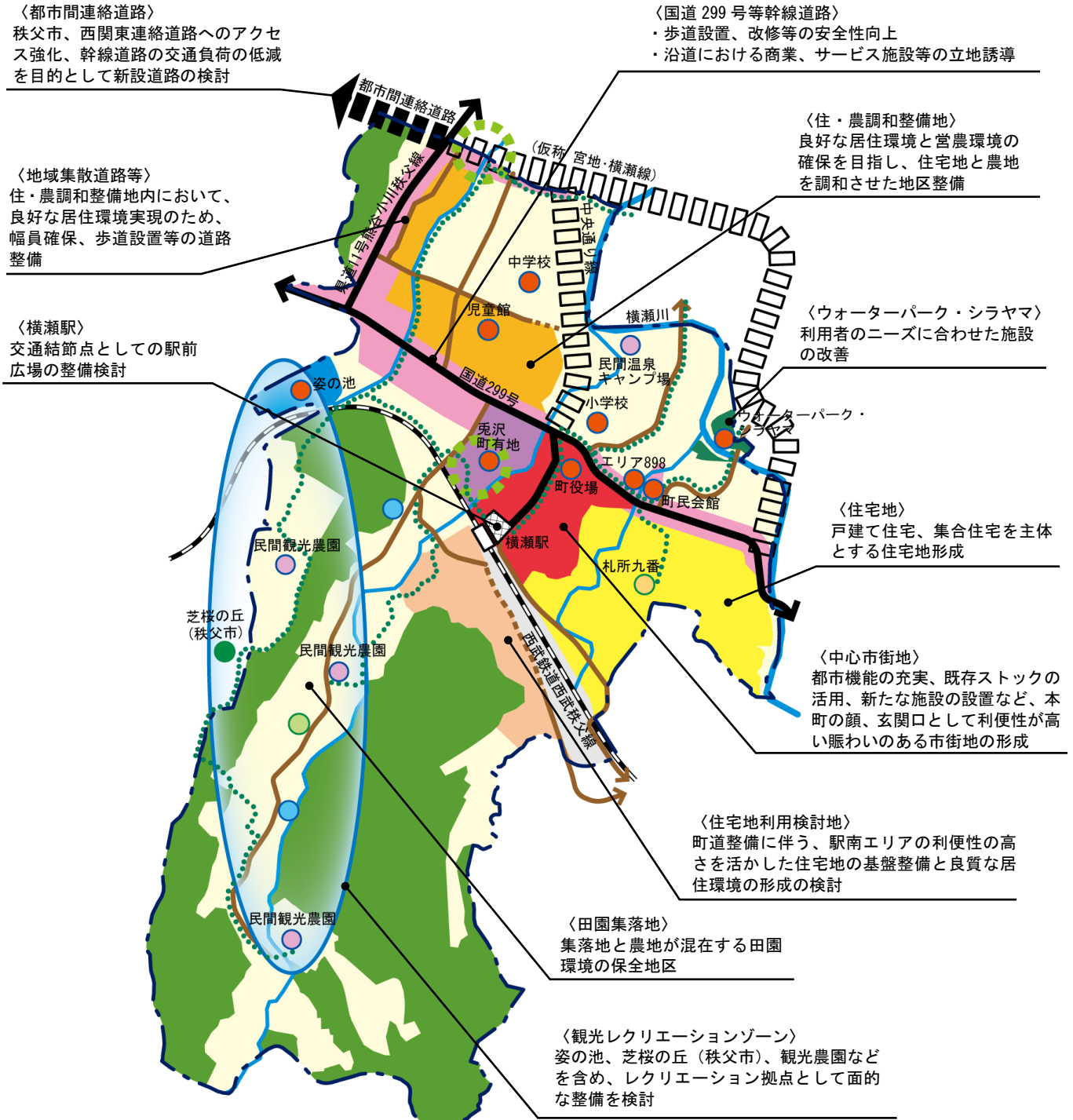
○防災情報の共有等

通常時において、ハザードマップ等の防災情報の共有、災害危険箇所の確認、避難場所・避難路の確認等を促進します。

③ 空き家、低・未利用地の対策

管理がされていない空き家、低・未利用地については、所有者に適正管理について働きかけを行っていきます。また、空き家の利用を促進するため「ちちぶ空き家バンク」による利活用や補助制度（住宅環境改善及び空き家活用促進補助金）の普及、情報提供を推進します。

(5) 中央地域構想図



凡 例	
■ 中心市街地	● 町有施設
■ 市街地利用検討地	● 公会堂
■ 幹線道路沿道利用地	● コミュニティ広場
■ 住宅地	● 歴史文化施設
■ 住・農調和整備地	● 民間観光施設
■ 住宅地利用検討地	— 幹線道路
■ 田園集落地	□□□□ 幹線道路(構想路線)
■ 公園施設等	— 地域集散道路
■ 森林	■ 駅前広場
○ 観光レクリエーションゾーン	●●●● 歩行者通行空間
— 河川等	●●●● 都市公園設置検討地

4. 南部地域

- 南部地域は、都市計画区域の南東部に位置し、武甲山山麓に広がる地域で、北側に用途地域の工業地域が指定されています。地区では根古屋地区と中郷地区及び宇根地区の一部が該当します。
- 北側に国道 299 号、地域中央を町道 1 号線が通り、地域の骨格を形成しています。
- 本地域の 1/4 が工業地となっており、その他は住宅地、集落地、農地による田園地域が広がっています。
- 地域の面積は、約 174ha で、都市計画区域(789ha)の 22%を占めています。



大規模工場



横瀬川



国道 299 号



町道 1 号線



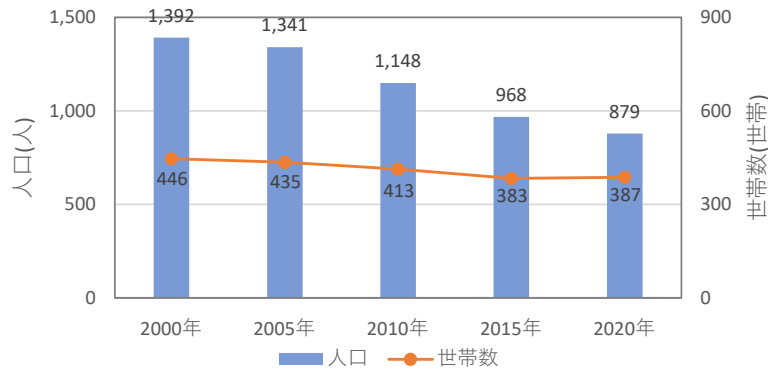
生川

(1) 地域の特徴

1) 人口、世帯数

- 地域の人口、世帯数は、2020年時点、人口で879人、世帯数で387世帯が居住し、都市計画区域総人口の12%を占めています。
- 2000年以降の20年間の人口、世帯数の変化は、人口が37%程度減少し、世帯数も13%程度減少しています。

図 人口、世帯数の推移(各年4月1日現在)



資料：住民基本台帳

2) 地域の特徴

① 土地利用

- 宅地は、生川の周辺の平坦地に分布しています。
- 工業地は、北西部や南東部にまとまって集積しています。
- 農地は、生川の周辺の平坦地に分布しています。
- 山林は、南西部にまとまって分布し、都市計画区域界周辺も山林になっています。
- 河川は、大指沢、中野沢、城谷沢が生川に合流し、生川は、北端の横瀬川に合流しています。

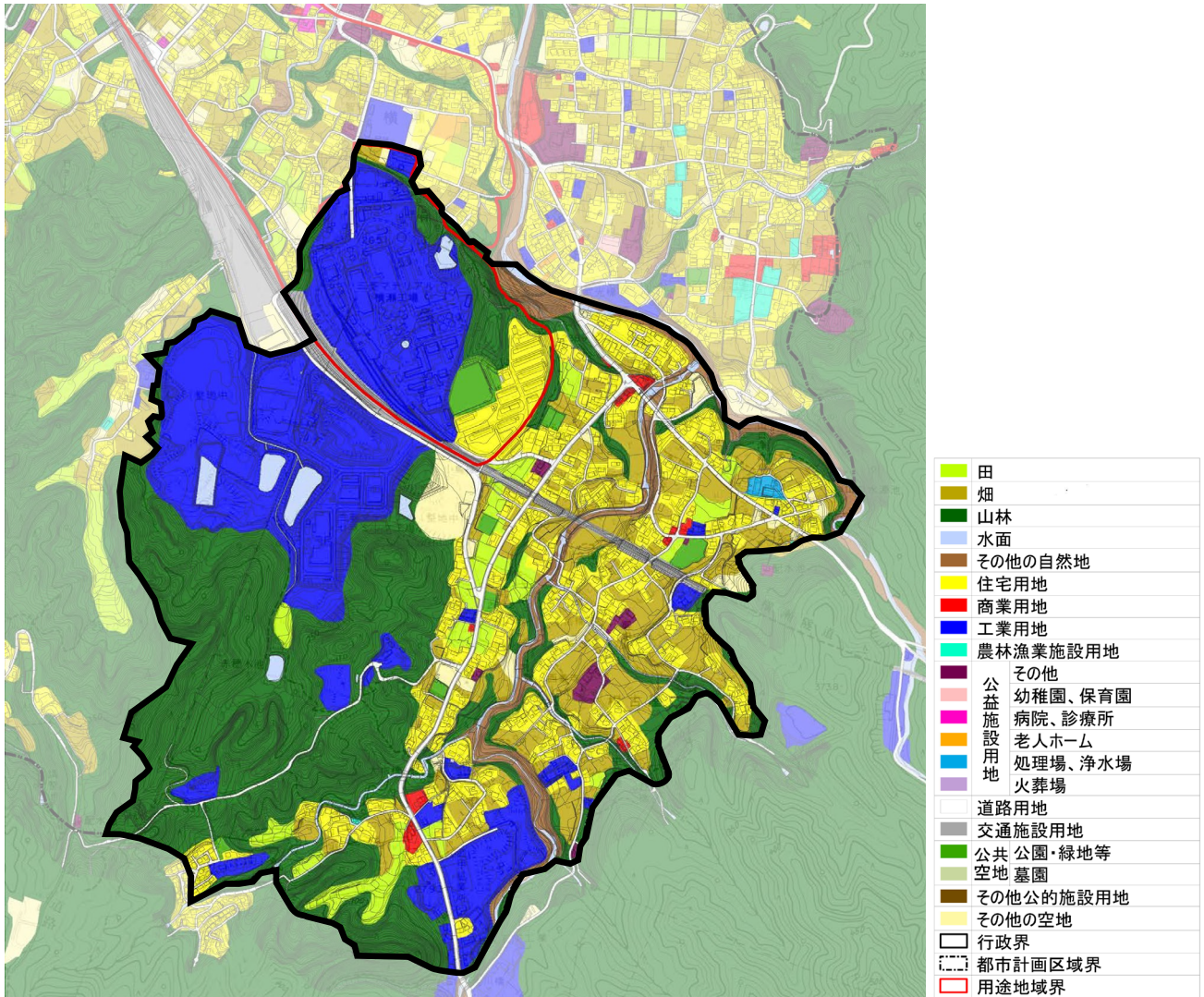
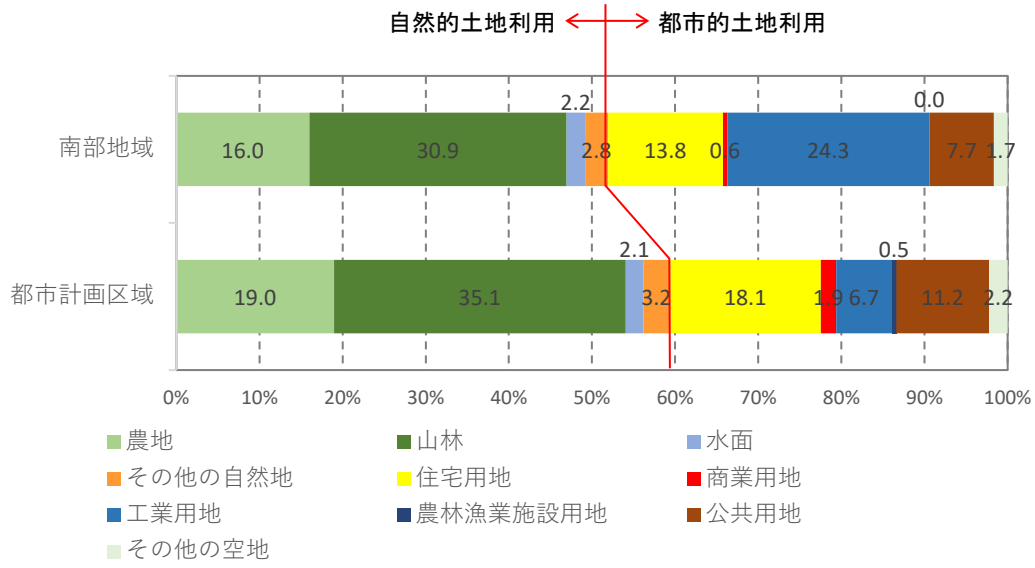
② 交通基盤

- 幹線道路は、地域北端に国道299号が東西に通り、地域の内外を結んでいます。
- 町道1号線は、武甲山麓のセメント工場からの交通、地域内の工業地からの交通を国道299号につなぐ重要路線となっており、地域の骨格を形成しています。また、西武鉄道西武秩父線に沿って通る町道3号線が、中央地域をつなぐ地域集散道路になっています。
- 公共交通は、西武観光バスと予約型乗合タクシーが運行しています。

③ 主要施設、地域資源

- 武甲山の石灰石の採掘、加工施設の多くが本地域に集積しています。
- 主要施設は、公会堂、コミュニティ広場の公共公益施設、秩父札所三十四箇所(第八番西善寺)、御嶽神社里宮、根古屋城址(都市計画区域外)等の歴史文化施設があります。

図 土地利用現況



資料：都市計画基礎調査

(2) 地域の課題

1) 工業地と田園地域の共存

- 本地域の工業は、町の主要産業の一角であり、今後も工業地の確保、工業生産環境の維持向上、工業地に適した環境整備が必要です。
- 工業地と周辺の住宅地や集落地との共存のため、田園地域の環境の維持向上が必要です。

2) 安全な道路環境の形成

- 国道 299 号は、大型車交通量の多い路線ですが、歩道の未設置区間があるため、歩行者の安全確保のための歩道整備が必要です。
- 地域内の発生交通を国道 299 号に導き、地域の骨格や災害発生時の主要な避難路にもなる地域集散道路の整備や適正な維持管理が必要です。

3) 合併浄化槽の整備促進

- 本地域は下水道処理区域外となっています。公共用水域の水質向上のため、合併浄化槽の整備促進を図る必要があります。

4) 自然環境の適正管理と有効活用

- 全域が県立武甲自然公園に属することを踏まえ、河川の清流や河岸の斜面緑地、風景として写る丘陵地の緑地等の豊かな自然を適正に管理し、貴重な自然は保全策を図る必要があります。

5) 自然災害に対する備え

- 中央部及び東側の丘陵地の一部に土砂災害警戒区域があり、状況に応じた対策の検討が必要です。また、本地域全体で風水害や地震等の自然災害に対応した地域づくりが必要です。

6) 空き家、低・未利用地の増加

- 人口減少に伴って、空き家や耕作放棄地などの低・未利用地が発生する傾向にあります。空き家や低・未利用地が適正に管理されないまま放置されると、地域の防災・防犯、景観、生活環境の悪化など、様々な問題が生じる恐れがあります。

(3) 地域整備の目標

1) 地域の将来像

本地域は、本町のシンボルである武甲山の石灰石を利用した石灰石産業の工場が集積する地域となっています。

また、武甲山の山麓であるため、優れた自然環境と自然景観を有している地域でもあります。

この「自然環境」と「活力ある産業」が調和し、里山の集落地域に自然と活気がある地域づくりを目指して、本地域の将来像を次のとおりとします。

■地域の将来像

「田園と産業が調和した活力と彩り豊かなまち」

2) 地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、将来像の実現に向けた地域づくりの目標を以下に掲げます。

- 工業生産環境と田園地域の居住環境の共存と調和
- 幹線道路や主要町道の歩行者の安全確保
- 交通動線や避難路となる地域集散道路の整備
- 豊かな緑の自然環境や自然景観の保全

この目標に則し、地域づくりの方針として、土地利用に関する方針、都市基盤に関する方針、都市環境に関する方針、防災に関する方針を定めていきます。

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

① 田園集落地

農地と住宅地、集落地を主体に構成されています。今後も、営農環境の保全とゆとりある居住環境の維持、向上を図ることで、人口定着を促進し、地域コミュニティを維持していきます。

② 工業地

三菱マテリアル横瀬工場が立地している地域に、用途地域の工業地域が指定されています。また、工業地域の南側も工業地として利用されています。今後もこの地域は、工業地として、本町の産業、雇用の支えとなるよう工業利用に純化した土地利用を継続していきます。

工業地外周部は、緑地が多く植生しており、緩衝緑地の機能を果たせるよう適切な維持管理を促進します。

③ 森林

丘陵地の緑地は、優れた自然環境、自然景観を有するとともに、本都市計画区域の景観的特徴でもあります。今後も、無秩序な開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

2) 都市基盤に関する方針

① 道路・交通

○幹線道路

■国道 299 号

交通量が多く、大型車混入率も高い路線であることから、沿道環境の維持や交通安全性の確保のため、両側歩道の設置や適切な歩道幅員の確保を県に要請していきます。

○地域集散道路

地域集散道路である町道 1 号線は、本地域の骨格を形成する重要路線であり、工業地や都市計画区域外の石灰石産業工場を利用する大型車両が利用する主要路線になっています。また、町道 1 号線から分岐する町道 3 号線も工業地に至る大型車両の重要路線となっています。これらの路線は、円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行っていきます。

本地域の生川東側地域では、町道 103 号線、106 号線が災害時等の避難路や町道 1 号線の迂回路としての機能確保などを担う道路となります。安全な交通と災害時の機能が確保できるよう整備を検討します。

○歩行者通行空間

横瀬駅から武甲山登山者やハイカーが通行する町道 1 号線、3 号線及び根古屋城址、御嶽神社里宮や札所八幡西善寺周辺など、住民のウォーキング、来街者の散策のための歩行者空間を「日本一步きたくなる町プロジェクト」におけるウォーキングコースを主に構築し、安全で快適に通行できる歩行者通行空間の確保を推進します。

○公共交通

■路線バス

西武観光バス横瀬線が国道 299 号に運行されています。今後も、通学や買物等の移手段として事業者と協力して路線バスを維持していきます。

■予約型乗合タクシー

本地域内を予約型乗合タクシーが運行しています。今後も、高齢者等の移動手段の利便性向上に努めていきます。

② 公園・緑地等

○公園

■コミュニティ広場

現在、2箇所のコミュニティ広場があり、今後も地域の管理運営のもと、地域コミュニティ形成の拠点として利活用していきます。

また、コミュニティ広場内に「プレーパーク」の配置など、子育て支援を目的とした整備を検討していきます。

○緑地

■武甲山山麓

武甲山山麓の緑は、優れた自然環境、自然景観を有しています。本町の景観的特徴である豊かな緑の維持保全を図るとともに、開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

■河岸緑地等

生川等の河川沿いの斜面緑地やその他の良好な緑地は、景観的、自然生態的にも重要な緑地として保全を図ります。

③ 都市施設等

○公共下水道

本地域全域が公共下水道区域外となっています。公共用水域の水質改善のため、合併浄化槽の設置を促進していきます。

○その他の都市施設

■公会堂

公会堂は、各区による適正な維持・管理を行うとともに、地域のコミュニティ拠点としての機能の向上に努めます。

■歴史文化施設

秩父札所三十四箇所(第八番西善寺)、御嶽神社里宮、根古屋城址などの歴史文化施設は、地域の歴史文化を伝える町の歴史文化資産として保護、保全を図っていきます。

3) 都市環境に関する方針

① 景観

○自然景観

丘陵地の緑や農地の自然景観、河川の親水景観、後背の緑地と融合した田園景観を、自然に根ざした豊かな景観として保全、育成し、後世に継承していきます。

○都市景観

工業地の建築物の景観と周辺の田園景観や緑地との融和を目的に、地区外周部の緑地（緩衝緑地）の保全と維持管理を促進します。

② 環境

○公共用水域

本地域は、全域が公共下水道区域外のため、合併浄化槽の導入及び適正管理に努め、公共用水域の水質向上に努めます。

4) 防災に関する方針

① ハード防災

○避難場所

避難場所となっている広場、コミュニティ施設の防災機能の充実に努めます。

○避難路

安全な避難路の整備、確保のため、主要道路の拡幅、歩道整備等の道路整備を推進します。

○河川整備

横瀬川増水による浸水のおそれのある箇所については、県に護岸整備等の河川改修、整備の要請を行っていきます。

○治山・治水

土砂災害警戒区域と特別警戒区域が分布することから、特に危険な箇所については、円滑な整備、改善に向けた関係機関への働きかけを推進します。

② ソフト防災

○地域コミュニティ等

地域が一体となって防災力を強化するため、自主防災組織、地域コミュニティの育成を推進します。

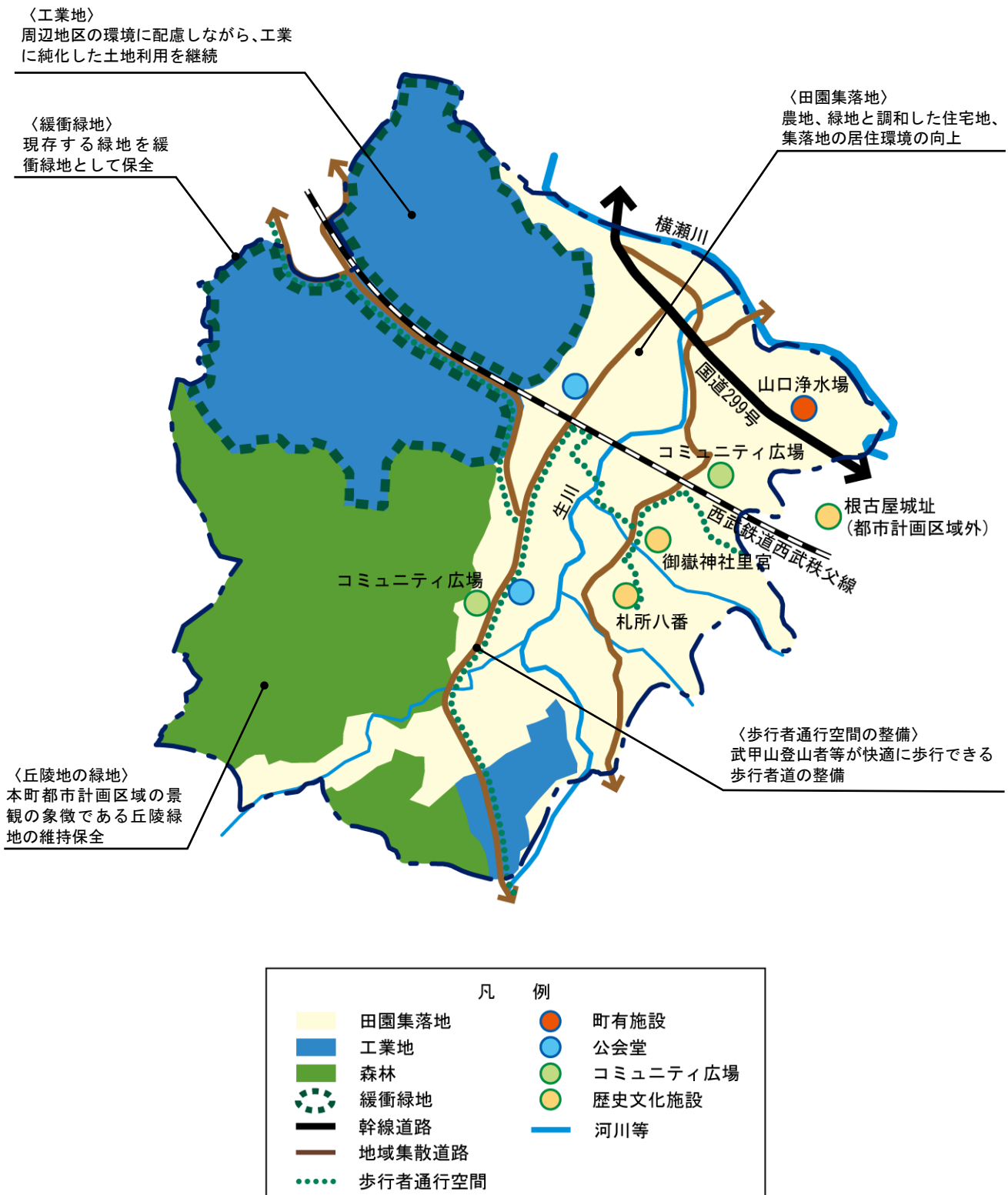
○防災情報の共有等

通常時において、ハザードマップ等の防災情報の共有、災害危険箇所の確認、避難場所・避難路の確認等を促進します。

③ 空き家、低・未利用地の対策

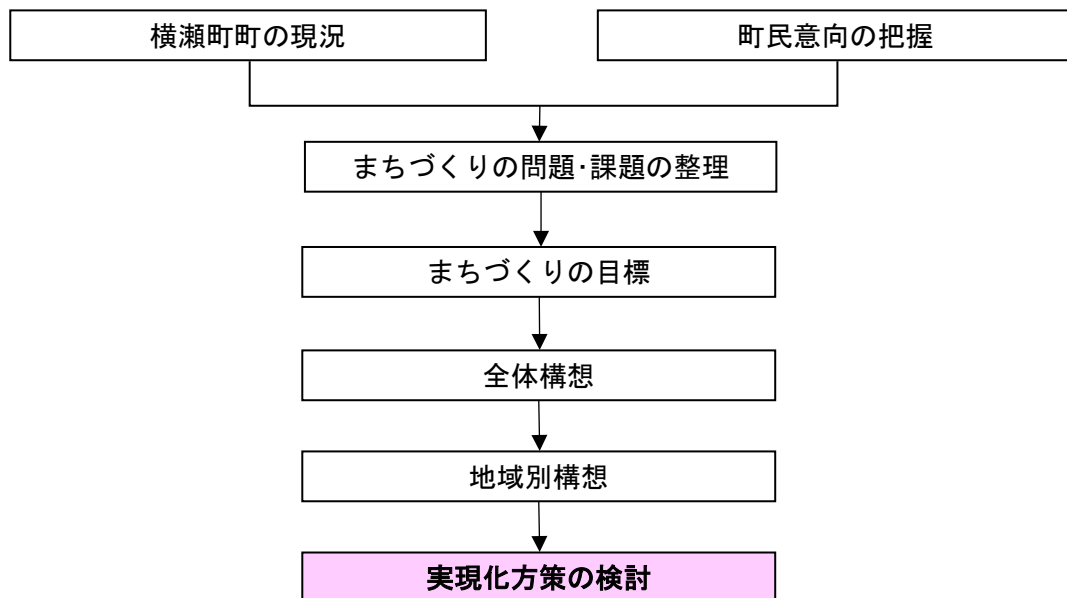
管理がされていない空き家、低・未利用地については、所有者に適正管理について働きかけを行っていきます。また、空き家の利用を促進するため「ちちぶ空き家バンク」による利活用や補助制度（住宅環境改善及び空き家活用促進補助金）の普及、情報提供を推進します。

(4) 南部地域構想図



8

実現化方策の検討



1. 本計画実現に向けた考え方

本計画は、本町の都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、今後はこの計画に沿って個別計画の立案や事業化への取り組み、都市計画法に基づく土地利用制度などの導入や見直しを進めることとなります。

実現化方策では、全体構想や地域別構想で示した方針を実現するため、今後の都市（まち）づくりを「協働・連携によるまちづくり」、「都市計画制度等の活用」、「進行管理と計画の見直し」により、本計画と整合のとれた個別具体の施策・事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、「SDGs」で示された開発目標を考慮し、持続可能な都市づくりに取り組み、「人と自然が織りなす多様性のあるまち」の実現を目指していきます。

図 都市（まち）づくりの進め方



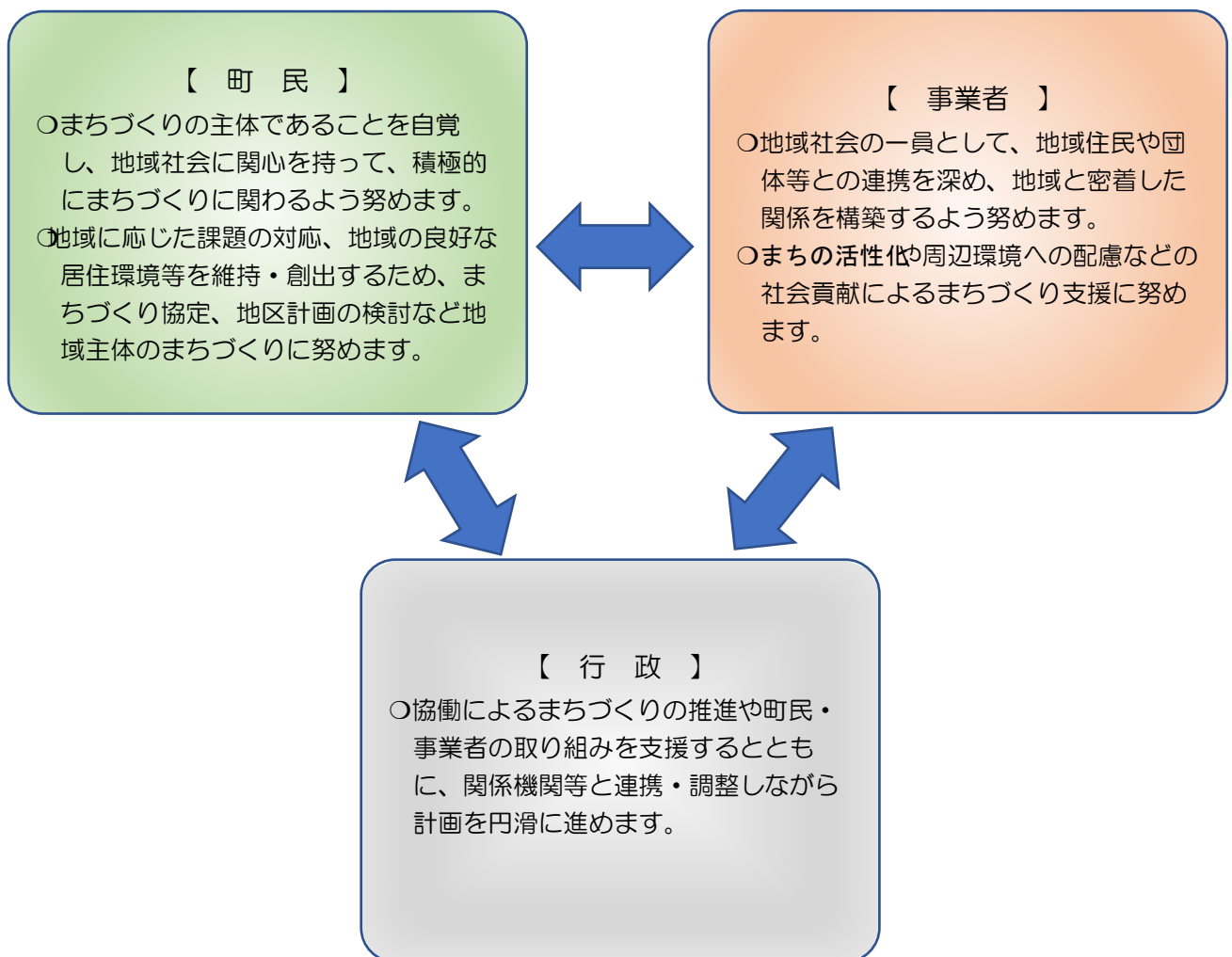
2. 実現化手法の方針

(1) 協働・連携によるまちづくりの推進

本計画のまちづくりを実現するためには、行政のみで実現できるものではなく、町民、事業者、行政の各主体がまちづくりの課題や都市の将来像を共有し、各々が役割を認識し、互いに協力、連携し、協働しながらまちづくりを進めていく必要があります。

また、本計画の実現には長期間を要するため、継続した協働体制を構築する必要があります。

図 協働・連携によるまちづくりと役割



(2) 都市計画制度等の活用

1) 土地利用の誘導

将来都市像の実現のためには、土地利用計画をいかに進めていくかが重要な課題となります。

本町は、中心市街地の育成を図るとともに、駅や幹線道路周辺のポテンシャルをさらに活かした賑わいと地域コミュニティや歴史文化、自然環境を大切にしたいゆとりある居住環境を目指します。

全体構想や地域別構想で示した土地利用の方針を実現するためには、土地利用や建築行為に対して、適切な誘導手法の導入が必要です。誘導手法には、都市計画制度の用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の規制誘導手法をはじめ、建築協定等の協定、まちづくりガイドラインと言った法に基づかないソフトな誘導手法があります。本町では、住民の意思、意見を反映させたまちづくりを推進するため、ソフトな誘導手法を中心に検討していきます。

表 土地利用の規制誘導手法の概要

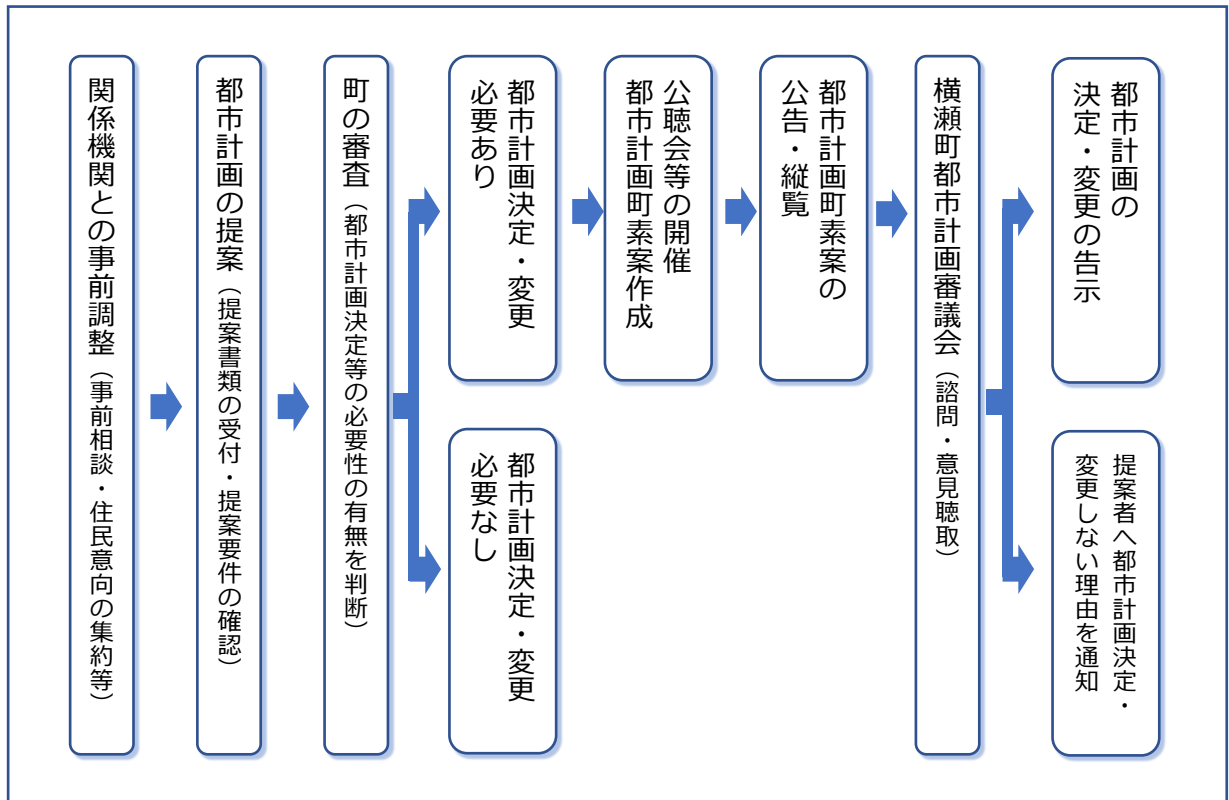
		概 要	備 考
法に基づく規制・誘導	用途地域	市街地において、住宅、商業、工業の土地利用が混在せずに、各土地利用が集団になることで、環境を守り、効率的な土地利用を行う制度で、13種類の用途地域のうち、目標とする土地利用に適した用途地域を指定します。	現在、第一種住居地域と工業地域の計 63ha が指定されています。
	特定用途制限地域	都市計画区域内の用途地域が定められていない区域で、良好な環境の形成等を行うために、立地することがふさわしくない集客施設、騒音、振動、煤煙等が発生する施設、その他周辺の良好な居住環境に支障を生じさせるおそれのある施設を制限する制度です。指定区域は、用途地域外全域に指定したり、特定の区域にだけに指定することも可能で、さらに特定用途制限地域内を地区区分して、地区ごとに異なる制限を定めることも可能です。	
	地区計画	地区や街区を単位に、敷地の利用、規模、建築物の用途や形態等を規制誘導する制度で、土地利用や建築の目標に応じて、制限を定められます。用途地域よりも多様な項目について、きめ細かく制限を定めることができます。	
建築協定	住宅地や商店街等において、建築基準法だけでは目標とする環境が達成できないと考えられる場合に、敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準を定め、協定を締結する制度です。 地域自らが運営していく制度のため、建築協定運営委員会を設立し、建築計画の審査、建築工事中・完了後のチェック、違反があった場合の措置等を行っていきます。 地区計画と類似した制度ですが、建築協定は、全員合意が必要であり、協定期間を定めるため、永続性に乏しく、法的拘束力が地区計画には及ばないなどの違いがあります。		
まちづくりガイドライン	地域の地権者や住民の方々が、話し合いながら、土地利用や建築等のルールを定めていく方法で、法に基づかないルールのため、法的拘束力はありませんが、定められる内容は自由度が高く、地区計画や建築協定を包括した内容を幅広く定めることも可能です。ただし、法が定める基準を緩和することはできません。 法的拘束力を持たないルールのため、意見の合わない部分は双方の話し合いで進めることとなります。		

2) 都市計画提案制度の推進

都市計画提案制度は、平成14年(2002年)の都市計画法の改正によって新たに創設された制度で、土地所有者やまちづくりのNPOなどが、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの3分の2以上の同意など、一定の条件を満たした場合に都市計画の決定、変更について提案できる制度です。

協働によるまちづくり実現をしていくため、提案制度の周知に取り組むとともに、適切な運用のもとで活用の推進を図ります。

図 都市計画提案制度のフロー



3) 立地適正化計画の検討

都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる「立地適正化計画」は、居住機能と都市機能の誘導、公共交通網の形成等により、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを推進するための実行計画に位置づけられます。

立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域と誘導施設を設定することで、公共施設や民間施設の整備に対して、補助制度や税制優遇などの支援方策が活用できるようになり、各拠点に求められる都市機能の立地促進が期待できることから、本町においても策定の必要性を検討します。

(3) 都市計画マスタープランの進行管理と計画の見直し

1) 計画の進行管理

本計画は、都市計画の基本的な方針を示したマスタープランであり、長期的な町の姿を現した計画です。そのため、早期に実施が実現するもの、長期的な取り組みを必要とするものが混在しています。

計画の進行にあたっては、上位計画である「横瀬町総合振興計画」と連携し、各種まちづくり事業の進展状況を確認し、進行管理を行っていきます。

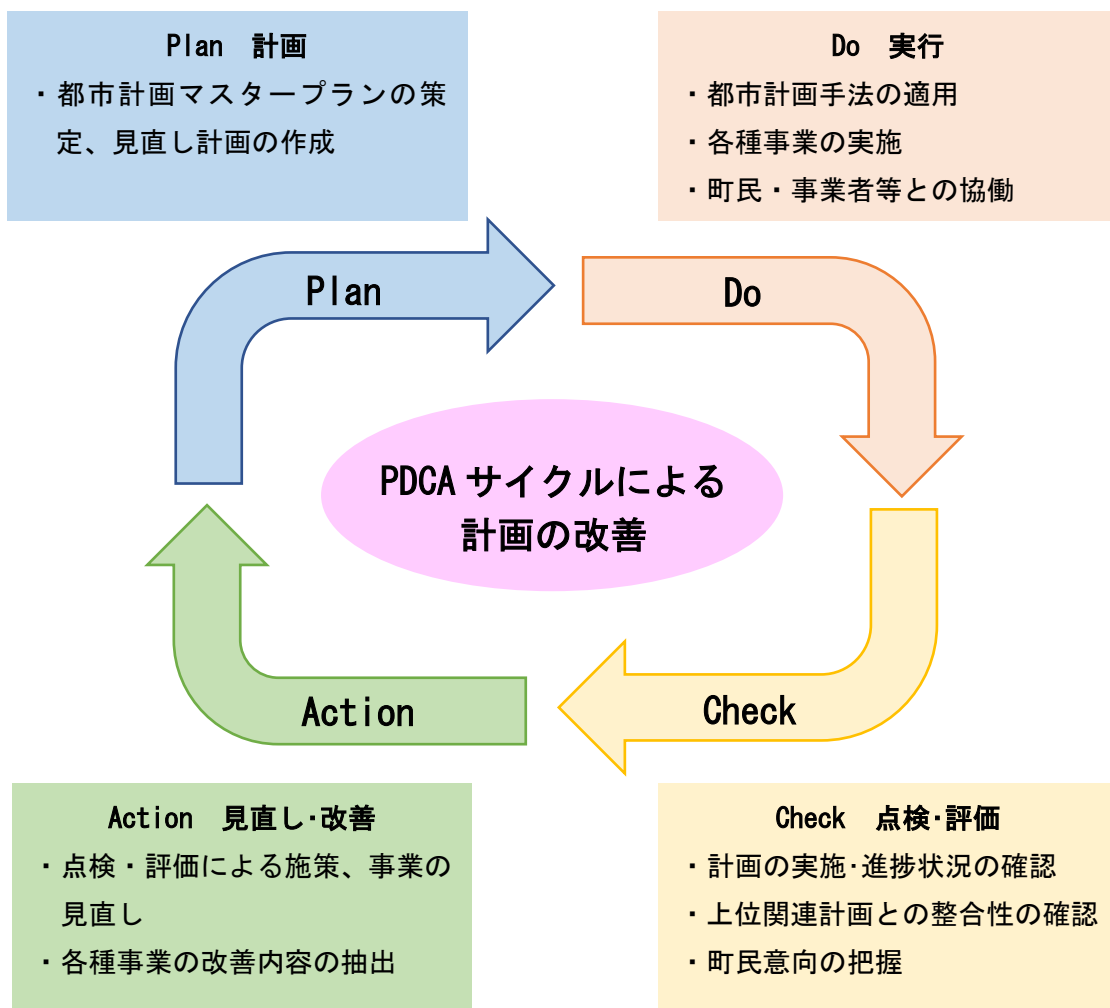
2) 計画の見直し

本計画は、令和 22 年度(2040 年度)を目標年次とする長期間の計画です。今後、本計画の目標や方針が本町のまちづくりに合致しない状況や大きな社会経済情勢の変化が発生する可能性があります。

そのため、まちづくりの施策の進捗状況にあわせて、PDCA サイクルによる管理手法により、必要に応じて見直しを行い、効率的で実効性の高い進行管理を行っていきます。

また、上位計画である「横瀬町総合振興計画」や「秩父郡市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの改定等が行われた際には、計画内容や施策の進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

図 都市計画マスタープランの PDCA サイクル







(4) SDGsによる持続可能なまちづくりの推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットで採択された2030年に向けた国際的な社会開発目標で、貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすための世界共通の17の目標です。

これらの目標の達成に向けては、自治体の果たすべき役割も大きいことから、本計画においても、SDGsとの関係性を意識して施策に取り組み、持続可能なまちづくりの推進を図ります。

図 関連する主なSDGsのゴールと本計画との役割

関連する主なSDGsのゴール	本計画の役割
 <p>⑥安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下水道、浄化槽事業の推進 ➤ 横瀬川などの水辺環境の保全
 <p>⑨産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存工業地における工業地の確保、工業生産環境の維持向上
 <p>⑪住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中心市街地の機能強化 ➤ 交通ネットワークの強化 ➤ 災害に強いまちづくり
 <p>⑮陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 都市計画区域外周部の丘陵地などの森林環境の保全 ➤ 緑地や農地の保全
 <p>⑰パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手順を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 町民や民間事業者などの多様な主体との連携による計画推進

資料編

1. 本計画の策定経緯等

表 策定経緯

年月日	会議等の名称
令和元年 11 月 29 日	都市計画マスタープラン策定庁内検討会議(第 1 回)
令和元年 12 月 26 日	都市計画マスタープラン策定庁内検討会議(第 2 回)
令和 2 年 1 月 28 日	都市計画審議会(外部検討会議)(第 1 回)
令和 2 年 2 月 26 日	都市計画審議会(外部検討会議)(第 2 回)
令和 2 年 11 月 16 日	都市計画マスタープラン策定庁内検討会議(第 3 回)
令和 3 年 2 月 8 日	都市計画マスタープラン策定庁内検討会議(第 4 回)
令和 3 年 3 月 24 日	都市計画審議会(外部検討会議)(第 3 回)
令和 3 年 4 月 9・10 日	横瀬町都市計画マスタープラン(案)に関する住民説明会
令和 3 年 5 月 25 日	横瀬町議会へ横瀬町都市計画マスタープラン(案)概要説明
令和 3 年 7 月 5 日 ～令和 3 年 8 月 6 日	パブリックコメントの実施
令和 3 年 9 月 22 日	都市計画審議会へ計画策定についての諮問・答申



都市計画審議会（外部検討会議）の様子



住民説明会の様子

諮問書・答申書

横建第970号
令和3年9月22日

横瀬町都市計画審議会
会長 町田 恒夫 様

横瀬町長 富田 能成



横瀬町都市計画マスタープランの策定について（諮問）

このことについて、横瀬町都市計画審議会条例第2条第2号の規定に基づき、
貴審議会の意見を求めます。

横建第971号
令和3年9月22日

横瀬町長 富田 能成 様

横瀬町都市計画審議会
会長 町田 恒夫



横瀬町都市計画マスタープランの策定について（答申）

令和3年9月22日付け横建第970号で当審議会に諮問されました「横瀬町都市計画マスタープラン」については、本審議会において慎重に審議した結果、原案のとおり可決されましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

今後の社会情勢等の変化に十分留意し、柔軟に対応するとともに必要に応じて積極的に見直しを行う等、適切な進行管理に努めること。

2. 策定体制

表 都市計画審議会(外部検討会議)委員名簿(令和元年度)

※外部検討会議は、都市計画審議委員に臨時委員を加えたもの

区 分	団体役職名等	氏 名
学 識 経 験 者	横瀬町農業委員会 会長	町田 恒夫
	ちちぶ農業協同組合 理事	若林 想一郎
	三菱マテリアル株式会社 横瀬工場 副工場長	三善 顕
	横瀬町区長会 会長	若林 隆三郎
議 会 議 員	横瀬町議会 副議長	阿左美 健司
	横瀬町議会 総務文教厚生常任委員会 委員長	宮原 みさ子
	横瀬町議会 産業建設常任委員会 委員長	向井 芳文
一 般 町 民		久米 真由理
臨 時 委 員	一級建築士	寺内 隆治
	一級建築士	向井 剛
	一級建築士	浦島 則之
	観光協会	金子 留美
幹 事	まち経営課 課長	新井 幸雄
	振興課 課長	赤岩 利行
	建設課 課長	町田 文利

表 横瀬町都市計画マスタープラン策定庁内検討会議委員名簿(令和元年度)

課所名	職 名	氏 名
まち経営課	課長	新井 幸雄
	副主幹	田端 将伸
	主査	勝間田 幸太
振 興 課	課長	赤岩 利行
	主幹	町田 勝一
建 設 課	課長	町田 文利
	担当課長	大畑 忠雄
	主査	増田 幸伸

表 都市計画審議会(外部検討会議)委員名簿(令和2年度)

区 分	団体役職名等	氏 名
学 識 経 験 者	横瀬町農業委員会 会長	町田 恒夫
	ちちぶ農業協同組合 理事	若林 想一郎
	三菱マテリアル株式会社 横瀬工場 副工場長	三善 顕
	横瀬町区長会 会長	若林 隆三郎
議 会 議 員	横瀬町議会 副議長	宮原 みさ子
	横瀬町議会 総務文教厚生常任委員会 委員長	黒澤 克久
	横瀬町議会 産業建設常任委員会 委員長	向井 芳文
一 般 町 民		久米 真由理
臨 時 委 員	一級建築士	寺内 隆治
	一級建築士	向井 剛
	一級建築士	浦島 則之
	観光協会	金子 留美
幹 事	まち経営課 課長	小泉 照雄
	振興課 課長	大畑 忠雄
	建設課 課長	加藤 勉

表 横瀬町都市計画マスタープラン策定庁内検討会議委員名簿(令和2年度)

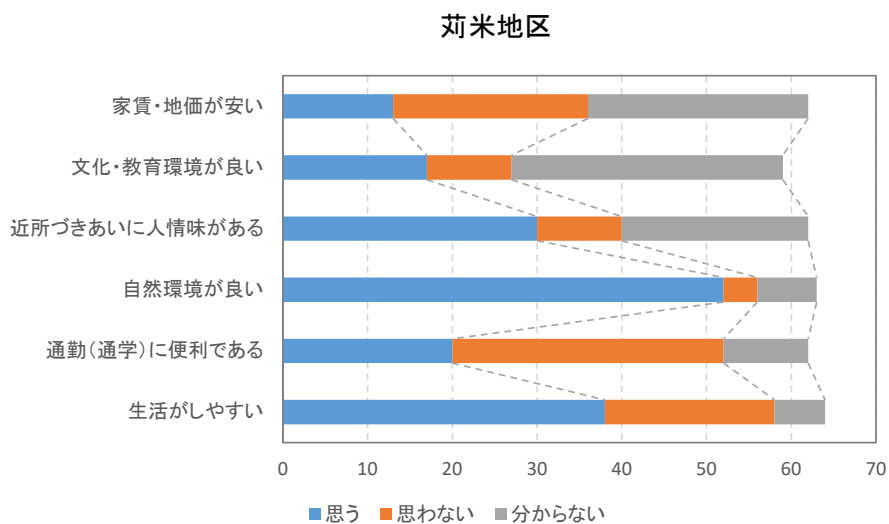
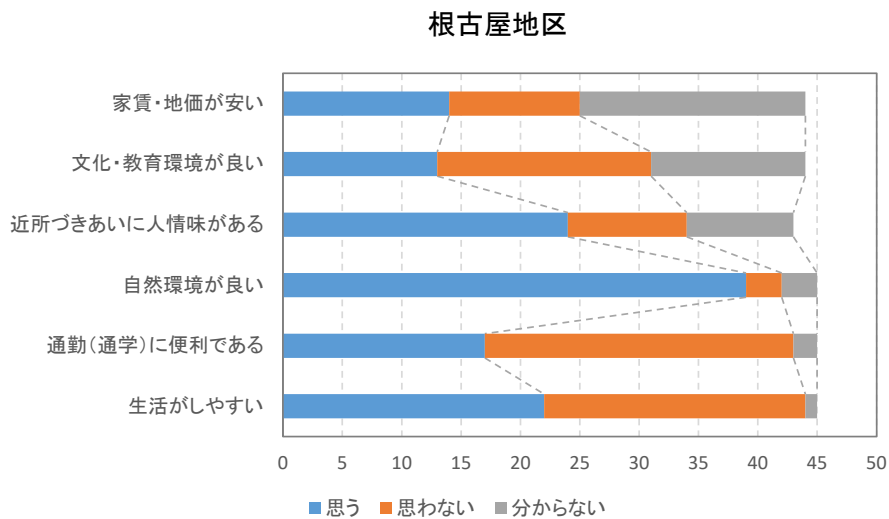
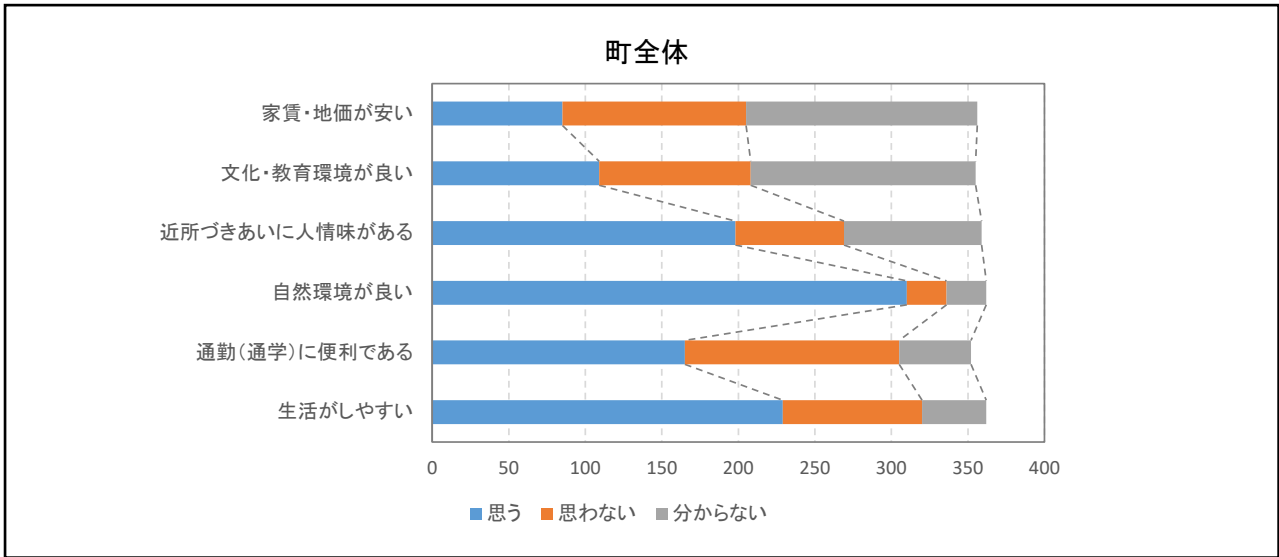
課所名	職 名	氏 名
まち経営課	課長	小泉 照雄
	副主幹	田端 将伸
	主査	勝間田 幸太
振 興 課	振興課 課長	大畑 忠雄
	主幹	町田 勝一
建 設 課	課長	加藤 勉
	主査	増田 幸伸
	主事	若林 脩平

表 都市計画審議会委員名簿(令和3年度)

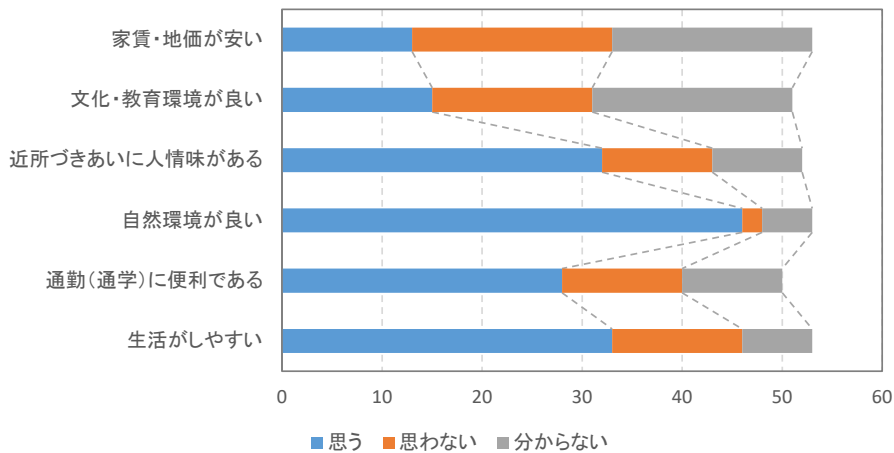
区 分	団体役職名等	氏 名
学 識 経 験 者	横瀬町農業委員会 会長	町田 恒夫
	ちちぶ農業協同組合 理事	若林 想一郎
	三菱マテリアル株式会社 横瀬工場 副工場長	釜崎 雅浩
	横瀬町区長会 会長	松本 薫
	一級建築士	寺内 隆治
議 会 議 員	横瀬町議会 副議長	宮原 みさ子
	横瀬町議会 総務文教厚生常任委員会 委員長	向井 芳文
	横瀬町議会 産業建設常任委員会 委員長	黒澤 克久
一 般 町 民		久米 真由理
幹 事	まち経営課 課長	小泉 照雄
	振興課 課長	大畑 忠雄
	建設課 課長	加藤 勉

3. 住民アンケート結果（地区別集計）

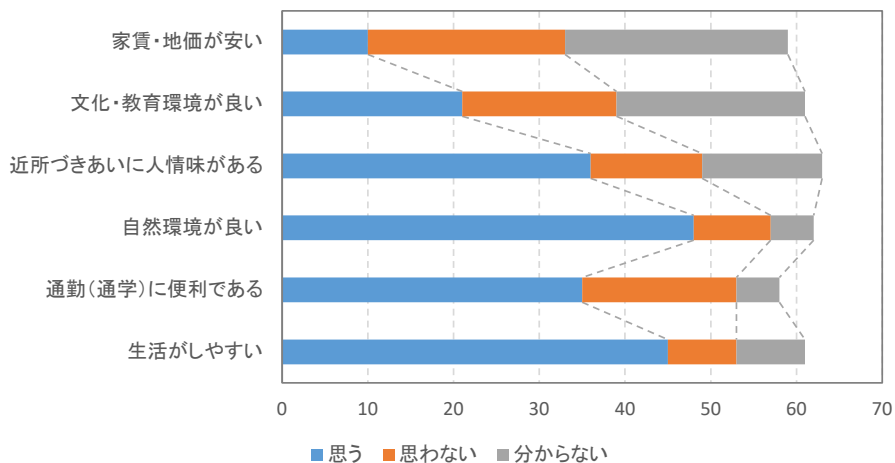
①「問9 あなたは横瀬町に住んでいて、どのように思いますか。（現在）」について



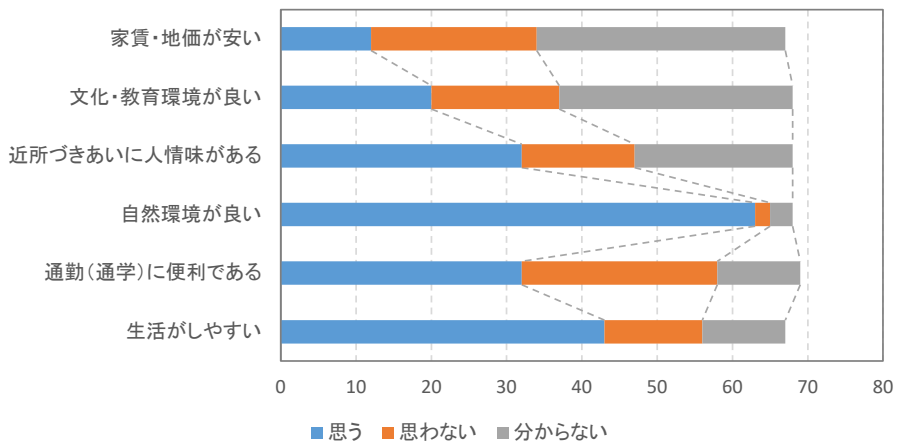
宇根地区



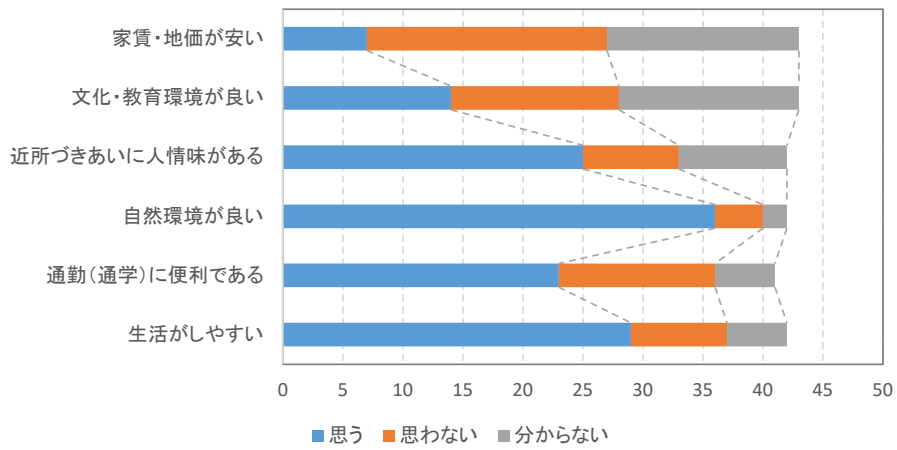
中郷地区



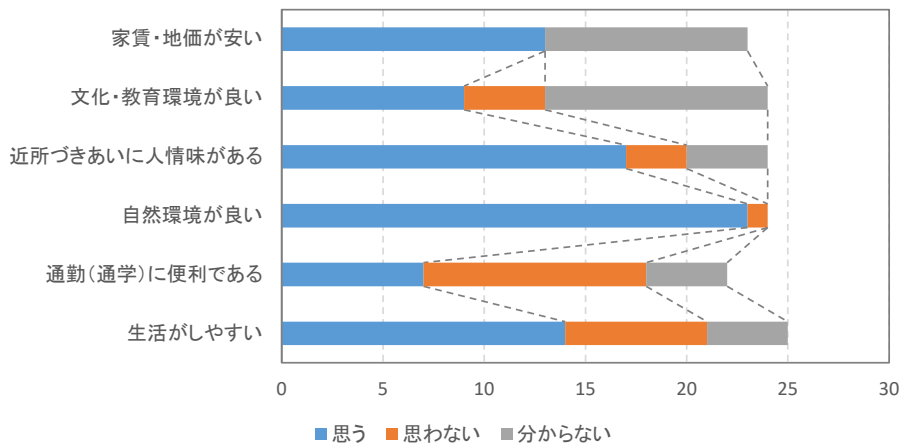
川東地区



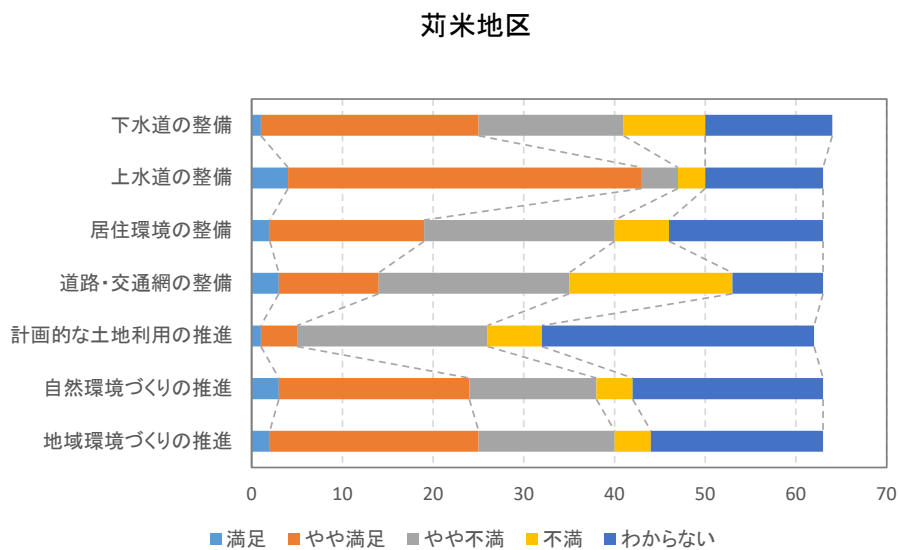
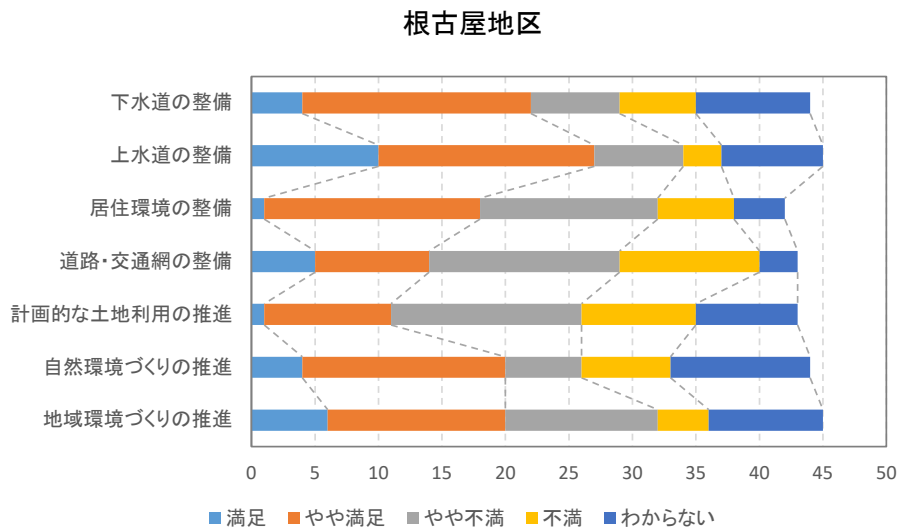
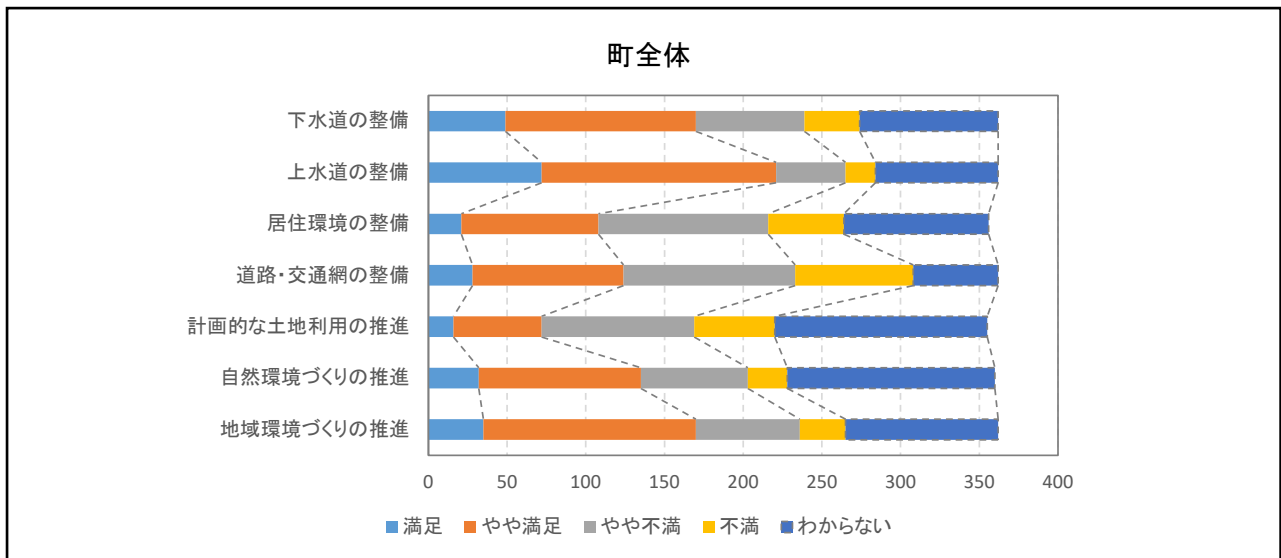
川西地区



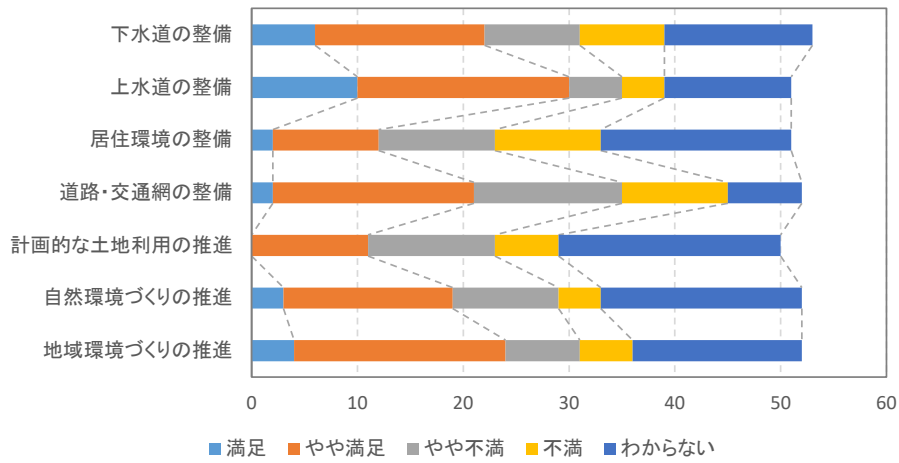
芦ヶ久保地区



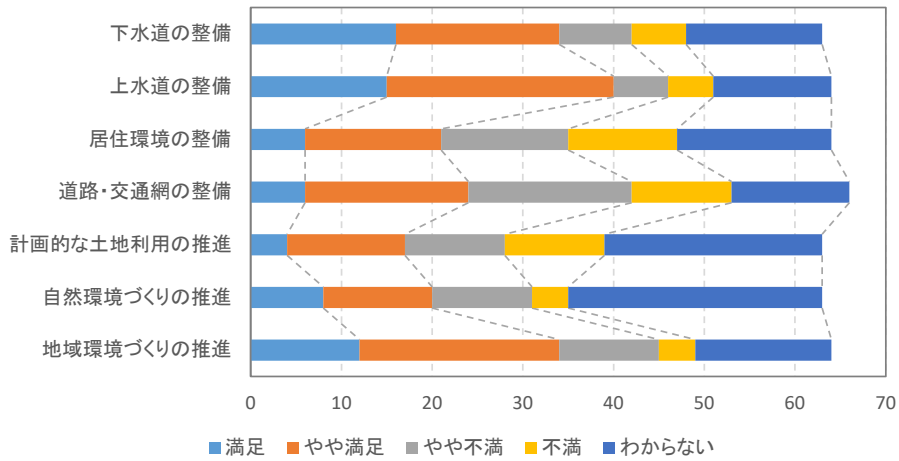
② 「問 11 あなたは次の取り組みについて、どの程度満足していますか。」について



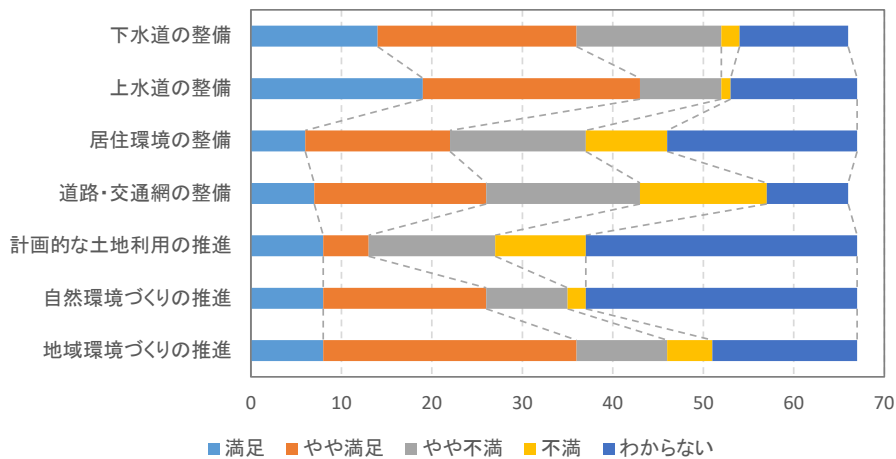
宇根地区



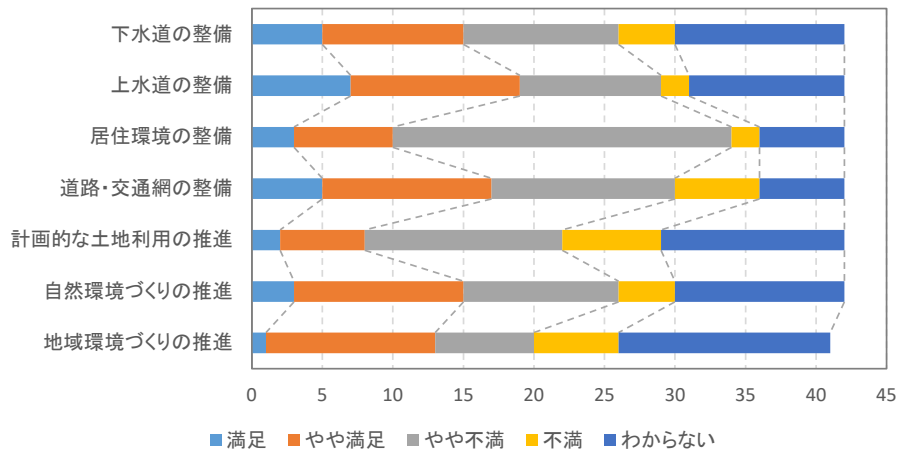
中郷地区



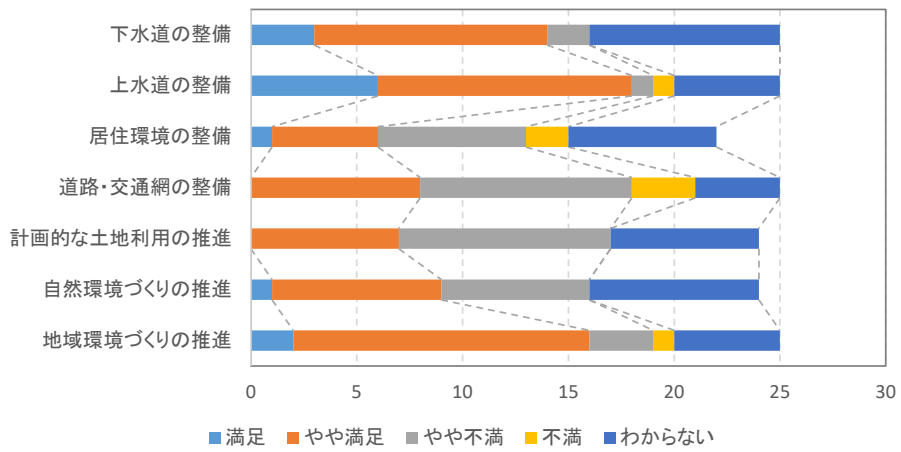
川東地区



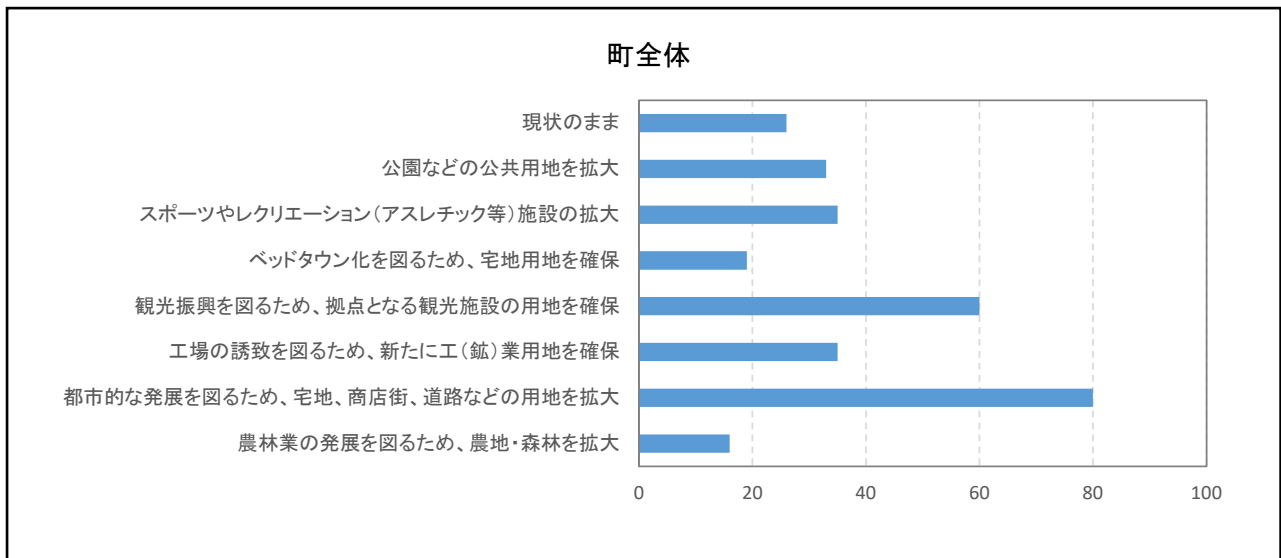
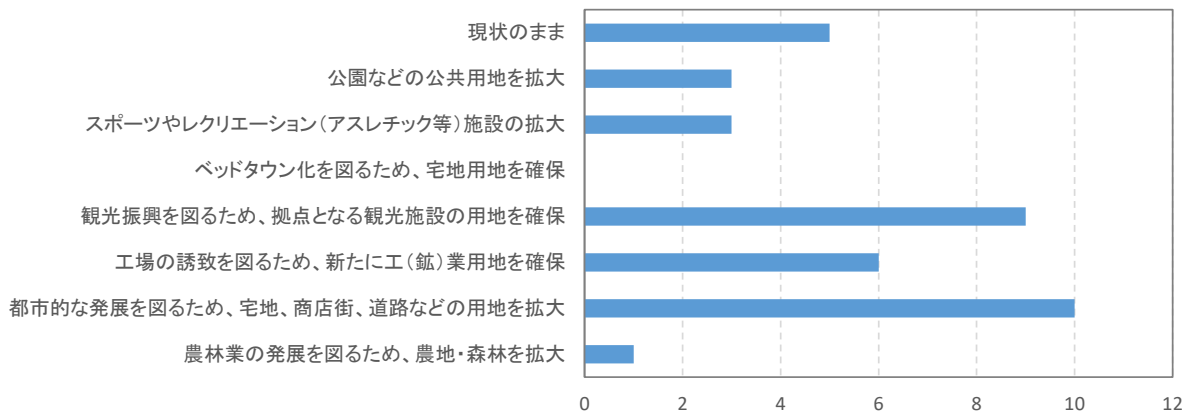
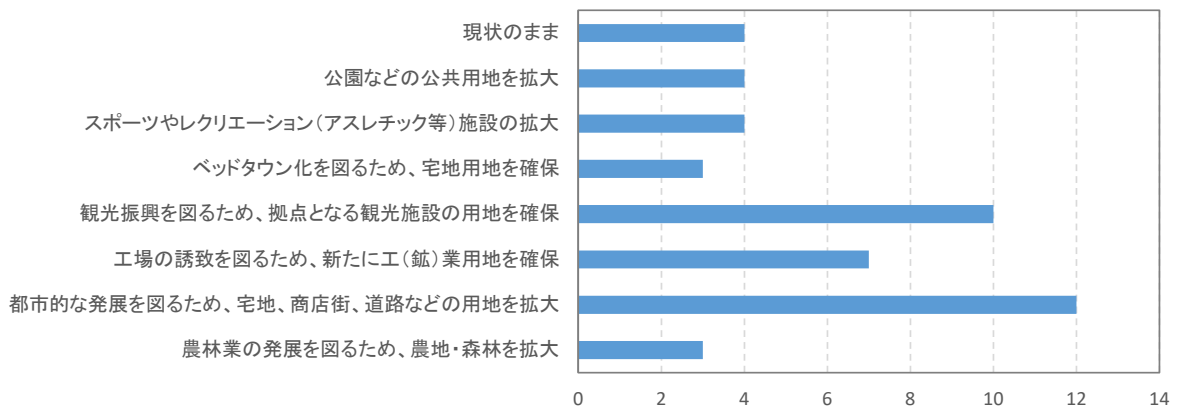
川西地区



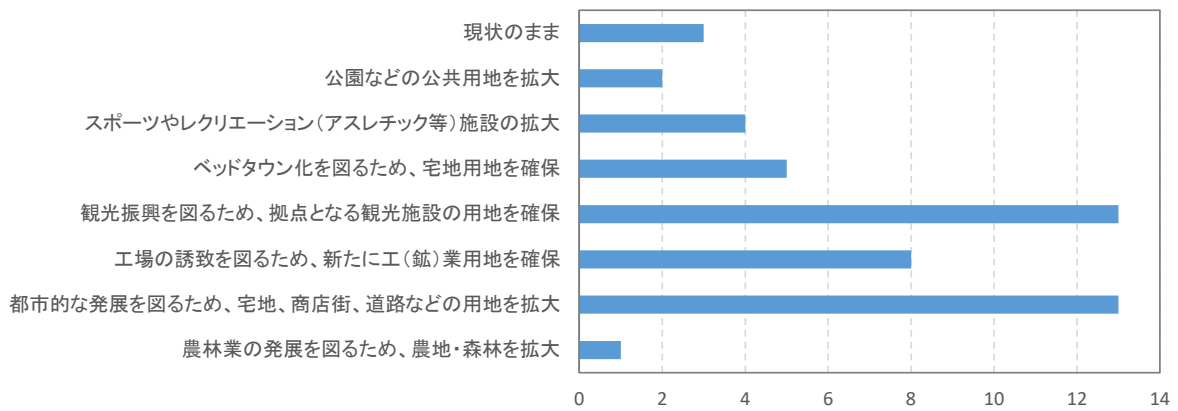
芦ヶ久保地区



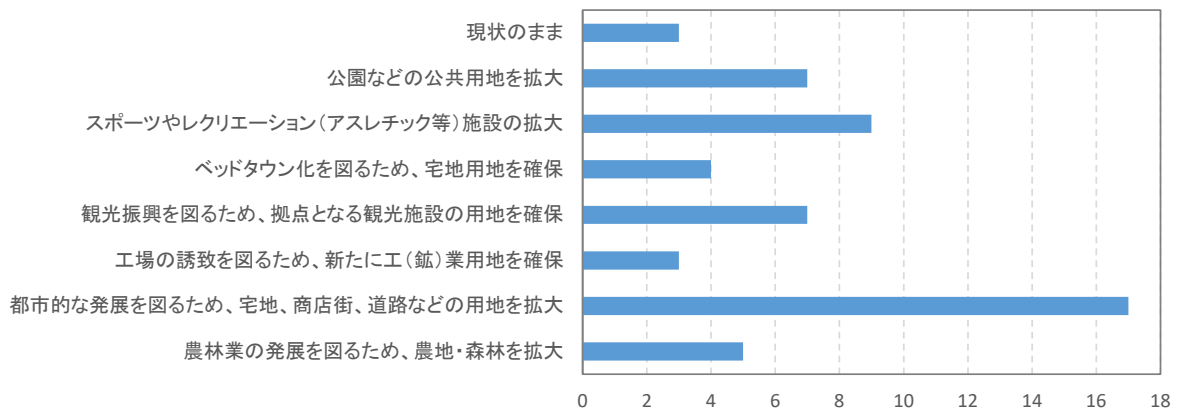
③ 「問 22 あなたは、これからの横瀬町の土地の利用について、どうお考えですか。」について

**根古屋地区****苅米地区**

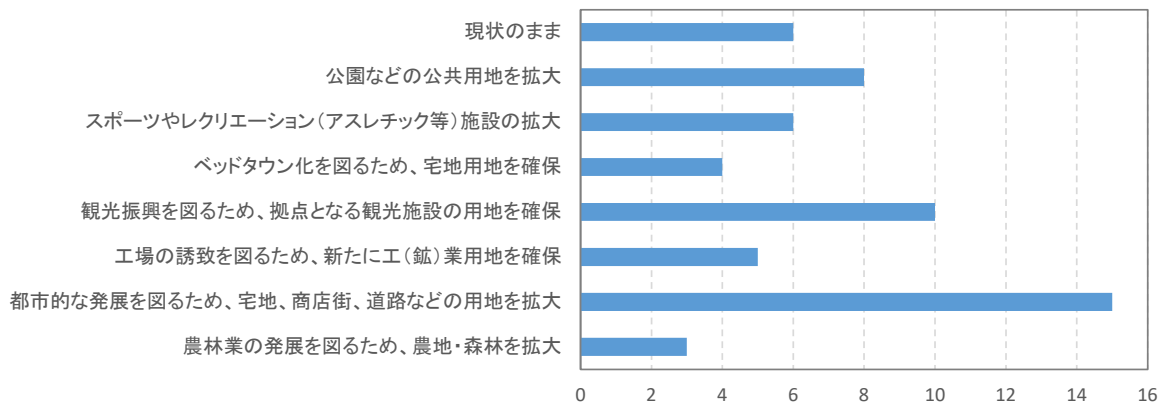
宇根地区



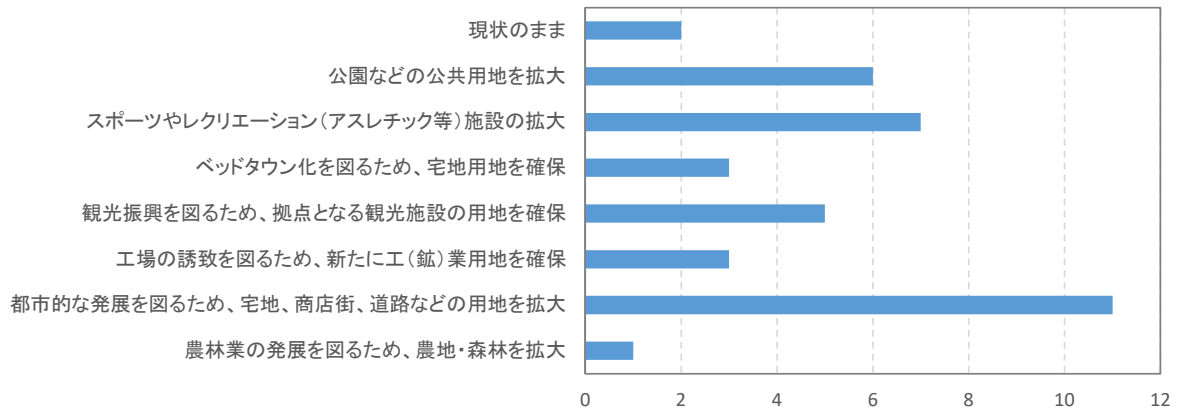
中郷地区



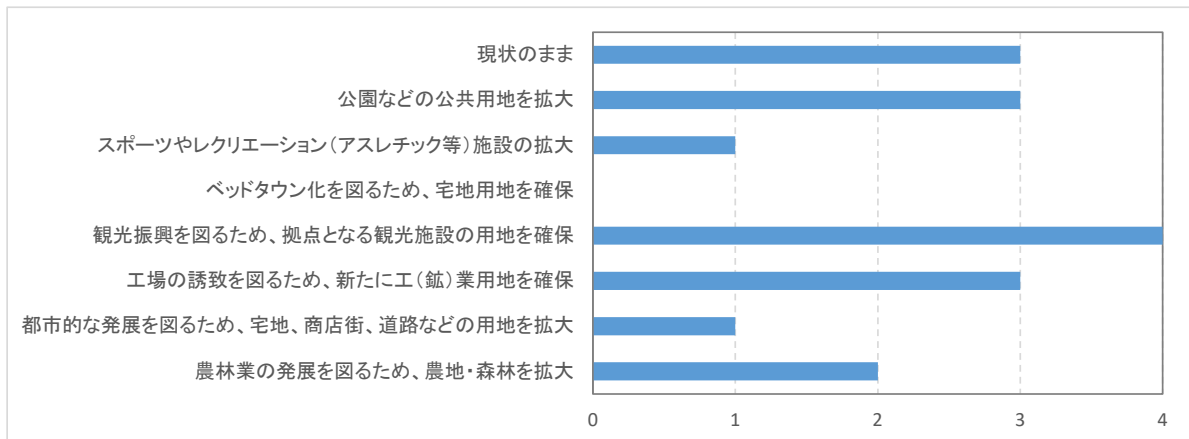
川東地区



川西地区



芦ヶ久保地区



④「問 26 横瀬町の今後のまちづくりについて」

町全体

順位	キーワード	含文書数/全文書数
1	まち	29%
2	子供	10%
3	観光	10%
4	駅	9%
5	道	7%
6	まちづくり	7%
7	若者	6%
8	作	6%
9	整備	6%
10	増	6%

根古屋地区

順位	キーワード	含文書数/全文書数
1	まち	40%
2	観光	13%
3	作	13%
4	振興	13%

苅米地区

順位	キーワード	含文書数/全文書数
1	まち	31%
2	協力	14%
3	若者	10%
4	観光	10%
7	作	10%
8	場所	10%
9	道路	10%
10	防災無線	10%

宇根地区

順位	キーワード	含文書数/全文書数
1	まち	23%
2	役場	23%
3	駅	9%
4	ゾーン	9%
5	確保	9%
6	子供	9%
7	棚田	9%
8	道路	9%
9	木	9%

中郷地区

順位	キーワード	含文書数/全文書数
1	子供	17%
2	まち	13%
3	観光	13%
4	区長	13%
5	増	13%
6	誘致	13%

川東地区

順位	キーワード	含文書数/全文書数
1	まち	47%
2	子供	41%
3	道	18%
4	まちづくり	18%
5	住	18%
6	ストレス	18%
7	記入	12%
8	高齢者	12%
9	人口	12%
10	整備	12%
11	土地	12%

川西地区

順位	キーワード	含文書数/全文書数
1	まち	43%
2	施設	36%
3	まちづくり	21%
4	観光	14%
5	公園	14%
6	山	14%
7	施策	14%

芦ヶ久保地区

順位	キーワード	含文書数/全文書数
1	駅	33%
2	道	25%
3	バス	17%
4	まち	17%
5	事業	17%
6	活性化	17%
7	吟味	17%
8	場所	17%
9	食堂	17%
10	素材	17%
11	駐車場	17%



横瀬町都市計画マスタープラン
令和3年9月

発行 横瀬町

編集 横瀬町建設課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545

TEL 0494-25-0117 FAX 0494-23-9349